

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
1-(1)-①	1 入所施設から地域生活への移行の推進	(1)グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉事業課(事業)	①・グループホーム整備の基本的方向については、障害者計画の数値目標、利用待機者調査等により、地域での必要性などを踏まえ、順次支援を行い、引き続き、量的拡充を図ります。 ・特に、強度行動障害のある人、精神障害や身体障害のある人のためのグループホームの整備など、社会情勢に即応した整備に努めます。 ・グループホームの新規開設支援、運営の安定化及び人材の確保に資するためにグループホームに対して、運営等に関する費用の補助や障害者グループホーム等支援ワーカーによる新規開設相談を実施します。 ・また、障害のある人の中には共同住居より単身での生活をしたいというニーズがあり、それに応えるため、新たに創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。	・袖ヶ浦福祉センターの強度行動障害のある人を受入れる整備1箇所、精神障害対応の整備1箇所、精神箇所のグループホーム整備補助を行い、量的拡充を図りました。 ・グループホームの運営費補助や利用者に対する家賃補助、グループホーム等支援ワーカーによる新規開設相談(年間162件)等により質的な充実を図りました。 ・サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、会議等を通じて周知に努めました。	・一層の地域移行を図るため、袖ヶ浦福祉センターの強度行動障害のある人を受入れる整備1箇所、精神障害対応の整備2箇所を含んだ5箇所のグループホームに対して整備補助を計画するとともに、グループホーム等支援ワーカーの配置等により質的な充実を図ります。 ・引き続き、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、グループホームの連絡協議会等を通じて周知に努めます。	・袖ヶ浦福祉センターの強度行動障害のある人を受入れる整備1箇所、精神障害対応の整備2箇所を含んだ5箇所のグループホームに対して整備補助を行い、量的拡充を図りました。 ・グループホームの運営費補助や利用者に対する家賃補助、グループホーム等支援ワーカーによる新規開設相談(年間354件)等により質的な充実を図りました。 ・サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、会議等を通じて周知に努めました。	・一層の地域移行を図るため、グループホームに対して整備補助を計画するとともに、グループホーム等支援ワーカーの配置等により質的な充実を図ります。 ・引き続き、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、グループホームの連絡協議会等を通じて周知に努めます。	1-1 グループホーム等の定員(グループホーム、生活ホーム、ふれあいホームの定員)
1-(1)-②		(1)グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉事業課(事業)	②・地域資源を活用した整備として、既存の戸建て住宅の空き家等をグループホームとして活用する場合の建築基準法等の規制については、利用者の安全のために必要な防火対策や避難対策の確保も踏まえて対応する必要があります。 ・これについては、国での検討動向を注視しながら、必要な防火安全対策等を確保しつつ、過度に厳格な規制とならないよう、引き続き、国へ要望します。	・既存の戸建て住宅の空き家等をグループホームとして活用する場合の建築基準法等の規制については、国での検討動向を踏まえ、第16大都市府県障害福祉主管課長会議等を通じて検討を行い、国へ要望しました。 ・グループホーム等の施設について、29年度末までにスプリンクラーの設置が義務付けられましたが、国において十分な財政措置がなされない状況から、県単によるスプリンクラー整備の補助金を新設しました。	・引き続き、国での検討動向を注視しながら、過度に厳格な規制とならないよう、必要に応じて国へ要望していきます。	・グループホーム等が地域における居住施策であることを考慮して、建築基準法等の基準について、関東甲信ブロック民生主幹部局長会議等を通じて、その設置促進が阻害されることのないよう、弾力的な運用等について国へ要望しました。 ・グループホームのスプリンクラー整備について、県単独事業として補助を行いました。	・引き続き、グループホームの建築基準法等の規制について、国の動向を注視しながら、過度に厳格な規制とならないよう、必要に応じて国へ要望していきます。 ・補助事業により、グループホーム等に対するスプリンクラー整備の支援を行います。	
1-(1)-③		(1)グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉事業課(事業・地域)	③・サービスの質の向上を図るため、利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者に対する運営相談支援を行います。 ・また、利用者の高齢化や障害の重度化などに対応した生活支援員の増員などの手厚い人員配置を行うグループホームに対して、実態に即した報酬体系となるよう、加算制度の拡充などを国へ要望します。 ・あわせて、グループホーム利用者が地域生活支援事業等により、より充実した生活を送れるよう市町村などに働きかけます。	・利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者の運営相談支援を行いました。 (グループホーム等支援ワーカーの支援者数、世話人延べ1,111人・設置者延べ3,062人) ・グループホームについて、利用者の状況に応じて支援員を加配する場合の加算制度の拡充など、会議等を通じて検討を行い、国へ要望しました。 ・移動支援事業や地域活動支援センター事業など各市町村の実施状況を把握し、地域の実情にあった事業の促進に努めました。	・利用者への家賃補助や研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーにより運営相談支援を行います。 ・引き続き、グループホームに係る加算制度の拡充などについて、国へ要望します。 ・引き続き市町村の実施状況の把握に努めるとともに、地域生活支援事業の国庫補助の充実について国へ要望します。	・利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者の運営相談支援を行いました。 (グループホーム等支援ワーカーの支援者数、世話人等延べ1,032人・設置者等延べ3,222人) ・グループホームについて、重度障害者等への支援に必要な生活支援員の確保等のため、更なる報酬(加算含む)の拡充を図るよう、国へ要望しました。 ・移動支援事業や地域活動支援センター事業等、各市町村の実施状況の調査を行いました。 また、地域生活支援事業については、国庫補助の充実及び補助額の早期提示について国へ要望を行いました。	・グループホームに係るサービスの質の向上のため、家賃補助や研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーにより運営相談支援を行います。 ・引き続き、グループホームに係る加算制度の拡充などについて、国へ要望します。 ・引き続き市町村の実施状況の把握に努めるとともに、地域生活支援事業の国庫補助の更なる充実について国へ要望します。	
1-(1)-④		(1)グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉事業課(事業)	④・入浴、排せつ又は食事等の介護の提供が必要な利用者の認定手続きが、ケアホームのグループホームへの一元化後も市町村において、適正な運用がなされるよう会議等で周知します。 ・また、一元化により、グループホームにおいて利用者の状況に応じて外部の居宅介護サービスを利用することが可能となったことから、障害程度の重い入居者へ利用が図られるよう、市町村を通じて制度を周知します。	・入浴、排せつ等の介護の提供が必要な利用者の認定手続きが、適正な運用がなされるよう市町村障害保健福祉主管課長会議にて周知を行いました。 ・グループホームの外部の居宅介護サービスを利用できることについて、グループホーム等支援ワーカー等を通じて制度を周知しました。	・入浴、排せつ等の介護の提供が必要な利用者の認定手続きが、適正な運用がなされるよう会議等で周知、助言していきます。 ・グループホームの外部の居宅介護サービスを利用できることについて、会議等を通じて制度を周知します。	・入浴、排せつ等の介護の提供が必要な利用者の認定手続きについて、適正な運用がなされるよう、市町村指導を通じて助言を行いました。 ・利用者の状況に応じて、グループホームの外部の居宅介護サービスを利用できることについて、グループホーム等支援ワーカー等を通じて周知しました。 また、地域生活支援事業については、国庫補助の充実及び補助額の早期提示について国へ要望を行いました。	・引き続き、市町村指導等を通じて、入浴、排せつ等の介護の提供が必要な利用者の認定手続きについて、適正な運用がなされるよう助言していきます。 ・グループホームに係る外部の居宅介護サービス利用制度について、グループホーム等支援ワーカー等を通じて周知していきます。	
1-(1)-⑤		(1)グループホームの整備促進と質的向上	障害者福祉推進課(権利)	⑤・障害のある人の地域生活についての近隣住民の正しい理解が得られるよう、地域の行政、権利擁護団体、不動産業団体等との協力のもと県民への啓発に努めます。 ・また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下「障害者条例」という。)の相談支援等により、個別事案の解決にあたります。	・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を開催し、理解の促進や差別の解消に向けた取組状況や今後の方針等について協議しました。 ・広域専門指導員等による相談活動において、平成27年度中に138件の相談があり、そのうち、124件の対応を終結しました。	・引き続き、「推進会議」による障害のある人に対する差別の解消に向けた社会づくりの取組や、広域専門指導員等による個別事案解決の取組を実施します。	・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を開催し、理解の促進や差別の解消に向けた取組状況や今後の方針等について協議しました。 ・広域専門指導員等による相談活動において、平成28年度中に190件の相談があり、そのうち、181件の対応を終結しました。	・引き続き、「推進会議」による障害のある人に対する差別の解消に向けた社会づくりの取組や、広域専門指導員等による個別事案解決の取組を実施します。	
1-(1)-⑥		(1)グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉事業課(事業)	⑥・グループホームの体験入居制度について周知するとともに、地域移行の可能な人への支援のあり方などを検討し、相談支援事業や障害者グループホーム等支援ワーカー事業を活用して、施設待機者等を踏まえ、これまで以上に地域に移行できるよう取り組みます。	・グループホームの体験入居制度についてグループホーム等支援ワーカー事業等を通じて周知するとともに、地域移行の可能な人への支援のあり方などについて検討を行いました。	・引き続き、グループホームの体験入居制度について周知するとともに、地域移行の可能な人への支援のあり方などについて検討し、これまで以上に地域に移行できるよう取り組みます。	・グループホーム等支援ワーカー等を通じて、グループホームの体験入居制度の周知や、地域移行が可能な人への支援を実施しました。	・引き続き、グループホームの体験入居制度について周知するとともに、これまで以上に地域に移行できるよう、総合支援協議会等の意見を聴きながら検討していきます。	
1-(1)-⑦		(1)グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉事業課(事業)	⑦・平成29年度末の施設入所者数については、平成25年度末時点の施設入所者数と施設待機者等の地域の実情や、県立施設のあり方の見直しを踏まえて4,530人とし、グループホーム等での対応が困難な人のニーズに障害者支援施設(入所施設)が対応します。 ・なお、今後とも、待機者や高齢化の状況について、千葉県総合支援協議会や市町村等の意見を聴きながら地域の実態把握に努めるとともに、地域での生活を継続することが困難となった場合に、障害者支援施設等が利用できるよう、情報の提供や体制づくりについて、関係者の理解を得ながら検討します。	・平成29年度末の施設入所者数の目標を踏まえつつ、千葉県総合支援協議会や市町村等の意見を聴きながら地域の実態把握に努めました。 ・地域における居住支援の在り方について、入所・地域生活支援専門部会等(関係者)において検討を行いました。	・平成29年度末の施設入所者数の目標を踏まえつつ、千葉県総合支援協議会や市町村等の意見を聴きながら地域の実態把握に努めるとともに、課題を明らかにします。 ・引き続き、地域での生活を継続することが困難となった場合の情報の提供や体制づくりについて、関係者の理解を得ながら検討していきます。	・障害者支援施設(入所施設)の待機者等について、千葉県総合支援協議会等の意見を聴きながら地域の実態把握に努め、課題を精査しました。 ・地域における居住支援の在り方について、入所・地域生活支援専門部会等において検討を行いました。	・千葉県総合支援協議会等の意見を踏まえ、障害者支援施設の待機者等に係る実態調査(障害者支援施設の短期入所の長期利用者等)を行います。 ・引き続き、地域における居住支援の在り方について、入所・地域生活支援専門部会等において検討を行うとともに、地域での生活を継続することが困難となった場合の体制づくりについて、検討していきます。	1-2 施設入所者の地域生活への移行者数 1-3 施設入所者数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
1-(2)-①	1 入所施設から地域生活への移行の推進	(2) 日中活動の場の充実	障害福祉事業課(事業・地域)	①・様々な障害のある人のニーズに応じた日中活動の場の充実のため、限られた社会資源を有効に活用するとともに、個々の特性やニーズに応じて利用可能な日中活動の場の整備を促進します。 ・また、利用ニーズが多いものの社会資源の少ない医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場や、利用者の体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる短期入所事業所など、量的・質的拡充に努めます。	・日中活動の場(生活介護、短期入所)5箇所に整備補助を行いました。 ・障害児を受け入れる短期入所事業所を5箇所指定し、日中活動の場の量的充実を図りました。 ・重度障害者の受け入れや利用者への就労支援を行った地域活動支援センターについて、市町村を経由した補助を行うことにより整備を促進しました。	・引き続き、限られた社会資源を有効に活用するとともに、日中活動の場(生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練)の整備補助を6箇所計画する等、量的・質的拡充に努めます。 ・また、利用ニーズが多いものの社会資源の少ない医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場や、利用者の体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる短期入所事業所など、量的・質的拡充に努めます。 ・地域活動支援センターについて、より特性やニーズに合った事業実施がされるよう補助制度の見直しを検討します。	・日中活動の場(生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練)5箇所に整備補助を行いました。 ・重度障害者の受け入れや利用者への就労支援を行った地域活動支援センターについて、市町村を経由した補助を行うことにより整備を促進しました。 ・また、地域活動支援センターについて、特性等の把握のため、設置状況調査を行いました。	・引き続き、限られた社会資源を有効に活用するとともに、日中活動の場の整備補助等により、量的・質的拡充に努めます。 ・医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場や、利用者の体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる短期入所事業所など、量的・質的拡充に努めます。 ・引き続き地域活動支援センターに係る補助を続けていくとともに、設置状況調査を踏まえた補助制度の検討を進めてまいります。	
1-(2)-②		(2) 日中活動の場の充実	障害福祉事業課(療育・事業)	②・特別支援学校に通う重症心身障害の状態にある子どもや肢体不自由のある子ども、特別支援学級に通う障害のある子どもの放課後等デイサービスなどの日中活動の場の整備を促進します。 ・特別支援学校の再編等に伴い、通学先が変わる子どもたちが、放課後等に利用できる場が確保されるよう、教育委員会や関係市町村等と連携し、整備を促進します。	・放課後等デイサービス事業所を74箇所指定し、日中活動の場の整備の促進を図りました。 ・放課後等デイサービス事業所2箇所、福祉型児童発達支援センター1箇所に整備補助を行いました。	・放課後等デイサービス事業所の指定に当たっては、事業所間の支援内容が標準化されるよう指導します。 ・放課後等デイサービス事業所の整備補助を2箇所計画し、量的拡充に努めます。 ・特別支援学校の再編等に伴い、通学先が変わる子どもたちが、放課後等に利用できる場が確保されるよう、教育委員会や関係市町村等と連携し、整備を促進します。	・放課後等デイサービス事業所を107箇所指定し、日中活動の場の整備の促進を図りました。 ・放課後等デイサービス事業所2箇所に、整備補助を行いました。	・平成29年4月から、放課後等デイサービス事業の人員配置基準が厳格化されたことを踏まえ、支援内容の適正化と質の向上が図られるよう指導します。 ・特別支援学校の再編等に伴い、通学先が変わる子どもたちが、放課後等に利用できる場が確保されるよう、教育委員会や関係市町村等と連携し、整備を促進します。	
1-(2)-③		(2) 日中活動の場の充実	障害福祉事業課(事業)	③・ライフステージに応じた地域生活支援を推進するため、国の検討状況を踏まえながら高齢期の障害のある人に対する支援のあり方についての検討を行います。 ・地域の実情や障害のある人や子どものニーズを十分に把握したうえで、障害児(者)入所施設やグループホームの居住支援機能と相談支援機能や短期入所などの地域支援機能等を持つ地域生活支援拠点整備や、地域における複数の機関が分担して地域生活拠点と同様な機能を担う体制整備をします。	・障害児入所施設が存在しなかった安房圏域に福祉型障害児入所施設を1箇所設置し、地域生活支援機能の充実を図りました。 ・地域生活支援拠点(体制)について、求められている役割等の協議を行い、整備に向けて検討を行いました。 ・本部会、入所・地域生活支援専門部会において、国及び各都道府県との状況について紹介、議論を行いました。	・平成29年度末までに福祉型障害児入所施設を1箇所設置する予定です。 ・高齢期の障害のある人に対する支援のあり方について、会議等により検討を行います。 ・地域生活支援拠点(体制)について、求められている役割等の協議を行い、整備に向けて検討を行います。	・障害児入所施設設置の公募を行った結果、柏圏域の福祉型障害児入所施設1箇所に、整備補助することとしました。 ・印旛圏域(印西市・栄町・酒々井町)の地域生活支援拠点の整備について補助等の支援を行いました。 ・本部会、入所・地域生活支援専門部会において、地域生活支援拠点等の議論を行いました。	・柏圏域に福祉型障害児入所施設を1箇所設置できるよう、補助等の支援を行います。 ・地域生活支援拠点(体制)について、地域の実情に応じて求められている在り方を踏まえ、整備に向けて検討を行います。	1-4 地域生活支援拠点等の整備
1-(2)-④		(2) 日中活動の場の充実	障害福祉事業課(地域)	④・市町村が実施する地域活動支援センターの充実を図るため、地域の特性に応じた支援ができるよう、国に対して必要な財源の確保を引き続き要望します。 ・また、地域活動支援センターの実態把握を踏まえ、手話通訳の配置などのコミュニケーション支援の要否を問わず障害のある人が等しく適切な支援を受けられるよう、実施主体である市町村と協議しながら、県独自の補助制度の見直しを検討し、地域活動支援センターの充実に向けた支援を行います。	・地域活動支援センターに関する財源確保については、関東甲信越地区障害福祉主管課長会議等を通じて、4回国に対して要望を行いました。	・地域活動支援センターに関する財源確保については、引き続き要望を行っていきます。 ・地域活動支援センターに関する県補助の見直しについては、県内の地域活動支援センターの実態把握を進め、検討を進めます。	・地域活動支援センターに関する財源確保については、関東甲信越地区障害福祉主管課長会議等を通じて、4回国に対して要望を行いました。 ・地域活動支援センターに係る補助の見直しについては、県内の実態把握のため、設置状況調査を行いました。	・地域活動支援センターに関する財源確保については、引き続き要望を行っていきます。 ・引き続き地域活動支援センターに係る補助を続けていくとともに、設置状況調査を踏まえた補助制度の検討を進めてまいります。	1-5 地域活動支援センター所在市町村
1-(3)-①	1 入所施設から地域生活への移行の推進	(3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害福祉事業課(地域)	①・引き続き、ホームヘルパー等に対する各種研修を行うことにより、支援の質の向上に取り組むとともに、利用者のニーズに応えられる十分なサービス量の確保に努めます。 ・重度訪問介護については、対象者が拡大されたことから、サービス利用状況や障害のある人のニーズを十分把握した上で、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすることなどの必要な見直しを国に要望します。	・各種研修の実施 ①重度訪問介護従業者養成研修 養成人数16人、研修回数6回 ②同行援護従業者養成研修 養成人数432人、研修回数31回 ③強度行動障害支援者養成研修 養成人数337人、研修回数5回 ④移動介護従業者養成研修 養成人数256人、研修回数18回 ・国庫負担基準については、平成27年度から重度障害者の割合が5%以上の自治体に対し、超過負担の軽減が図られたが、さらなる超過負担の解消のための支援策を講じることを国に要望しました。	・今後も同等以上の研修を実施し、ホームヘルパー等の支援の質の向上に努め、利用者のニーズに応えられるサービス量の確保に努めます。 ・国庫負担基準による超過負担解消のための支援策を講じるよう、引き続き国へ要望していきます。	・各種研修の実施 ①重度訪問介護従業者養成研修 養成人数8人、研修回数10回 ②同行援護従業者養成研修 養成人数555人、研修回数30回 ③強度行動障害支援者養成研修 養成人数1463人、研修回数6回 ④移動介護従業者養成研修 養成人数62人、研修回数5回 ・国庫負担基準については、平成27年度から重度障害者の割合が5%以上の自治体に対し、超過負担の軽減が図られたが、さらなる超過負担の解消のための支援策を講じることを国に要望しました。	・今後も同様の研修を実施し、ホームヘルパー等の支援の質の向上に努め、利用者のニーズに応えられるサービス量の確保に努めます。 ・国庫負担基準による超過負担解消のための支援策を講じるよう、引き続き国へ要望します。	
1-(3)-②		(3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課(障害・権利) 障害福祉事業課(地域)	②・障害のある人が、引き続き、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするとともに、その生活の質的向上を図るため、県として市町村間の意思疎通支援事業や移動支援事業の円滑な相互利用や事業の充実に向けて助言・支援等を行います。 ・そのために移動支援従業者の資質の向上、コミュニケーション手段の確保等、社会参加促進のためのサービスの充実を図ります。	・市町村地域生活支援事業である意思疎通支援事業や移動支援事業については、市町村からの照会に対する助言を行うとともに、県内の実施状況の調査を行い、状況把握に努めました。 ・移動介護従業者養成研修 養成人数256人、研修回数18回	・意思疎通支援事業や移動支援事業については、引き続き県内の実施状況を把握に努めるとともに、調査情報を市町村へ共有する等、市町村間の連携に資するような情報提供に努めます。 ・今後も同等以上の研修を実施し、移動支援従業者の資質の向上に努めます。	・意思疎通支援事業については、市町村からの照会に対し助言を行いました。 ・市町村地域生活支援事業である意思疎通支援事業や移動支援事業については、市町村からの照会に対する助言を行うとともに、県内の実施状況の調査を行い、状況把握に努めました。 ・移動介護従業者養成研修 養成人数62人、研修回数5回	・今後も、市町村格差をなくすため、県内の実施状況把握に努め、助言等をしていきます。 ・意思疎通支援事業や移動支援事業については、引き続き県内の実施状況を把握に努めるとともに、調査情報を市町村へ共有する等、市町村間の連携に資するように努めます。 ・今後も同様の研修を実施し、同行援護者従事者の資質向上に努めます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
1-(3)-③		(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課(障害) 障害福祉事業課(地域)	③・重度の視覚障害のある人などの外出する機会を確保するため、同行援護事業従事者の資質の向上に努めるとともに、盲導犬・介助犬等の育成、中途で視覚障害となった人の歩行訓練やコミュニケーション訓練、視覚障害のある人のための教養・文化講座など、適切な実施に努めます。	・盲導犬・介助犬等の育成 盲導犬4頭、介助犬1頭を育成・給付しました。 ・中途視覚障害者向けの訓練 「中途視覚障害者自立更生支援事業」として、歩行訓練等を632回実施しました。 ・教養・文化講座 手芸等の教養講座を10回、朗読劇及び点字教室をそれぞれ1回開催しました。 ・同行援護従業者養成研修 養成人数432人、研修回数31回	・今後とも引き続き事業の適切な実施に努めます。 ・今後も同等以上の研修を実施し、同行援護従業者の資質の向上に努めます。	・盲導犬・介助犬等の育成 盲導犬5頭を育成・給付しました。 ・中途視覚障害者向けの訓練 「中途視覚障害者自立更生支援事業」として、歩行訓練等を734回実施しました。 ・教養・文化講座 教養講座として、千葉駅改修後の見学会を2回、点字教室を18回開催しました。 ・同行援護従業者養成研修 養成人数555人、研修回数30回	・今後とも引き続き事業の適切な実施に努めます。 ・今後も同様の研修を実施し、同行援護従業者の資質の向上に努めます。	
1-(3)-④		(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害福祉事業課(療育・事業)	④・介護する家族等への支援については、短期入所事業のほか、身近な地域において柔軟な対応ができるよう、市町村の地域生活支援事業の活用等を通じた環境整備を促進します。 ・また、引き続き介護する家族等のニーズに応えるため、短期入所事業所の整備の促進とともに、短期入所の情報提供については、県のホームページ上に作成した資源マップに実施機関の連絡先等の基本情報を掲載します。 ・緊急時に利用する利用者の特性を受入れる施設が把握できる仕組みづくりについて、個人情報保護の観点も踏まえながら、検討します。	・障害福祉課の千葉県小児等在宅医療連携拠点事業のホームページに重症心身障害児を受け入れが可能な短期入所事業所の連絡先等を掲載していきます。 ・引き続き介護する家族等のニーズに応えるため、短期入所事業所の整備補助を行い、量的拡充に努めます。	・引き続き県のホームページに重症心身障害児を受け入れが可能な短期入所事業所の連絡先等を掲載していきます。 ・引き続き介護する家族等のニーズに応えるため、短期入所事業所の整備補助を1箇所計画し、量的拡充に努めます。	・引き続き、県のホームページに、医療のケアを要する障害児を受け入れることが可能な短期入所事業所の連絡先等を掲載し、情報提供に努めます。 ・短期入所事業所1箇所にて整備補助を行いました。	・引き続き、医療・福祉資源に関する情報の提供に努めます。 ・引き続き介護する家族等のニーズに応えるため、短期入所事業所の整備補助等により、量的拡充に努めます。	
1-(3)-⑤		(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課(権利)	⑤・障害者虐待防止法や障害者差別解消法、成年後見制度などの周知に努めるとともに、家族が学習意識を高めることができるよう、先進的な事例について情報提供するなど、家族の主体的な活動、自助のために支え合う当事者団体や家族会の活動を支援します。	・障害者虐待防止法においては、平成28年2月19日に養護者向けの講演会を開催しました。また、障害者差別解消法においては、参考資料として、広く県民から障害のある人に対する配慮等に関する事例を集め、事例集を作成しました。	・今後も、養護者への講演会の開催等により、当事者団体や家族会の活動を支援していきます。	・障害者虐待防止法においては、平成29年2月24日に一般県民向けの講演会を開催しました。また、障害者差別解消法においては、当事者団体等を含めた関係団体に対し、法の概要等について研修会講師として説明を行いました。	・今後も、一般県民向けの講演会の開催等により、当事者団体や家族会をはじめとした県民活動を支援していきます。	
1-(3)-⑥		(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課	⑥・日常生活自立支援事業により、知的障害のある人や精神障害のある人など、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行い、自立した地域生活が行えるよう支援します。 ・その他、在宅の障害のある人やその家族などに対する福祉サービスの充実や社会生活力を高めるための支援を検討します。	・平成27年度から全市町村社会福祉協議会で実施する体制になり、利便性が向上したため、利用者数は目標値を大幅に上回り、1059人となりました。	・知的障害のある人や精神障害のある人の権利を擁護し、安心した地域生活を送ることができるよう、引き続き、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。	・平成27年度から全市町村社会福祉協議会で実施する体制になり、利便性が向上したため、利用者数は目標値を大幅に上回り、1159人となりました。	・知的障害のある人や精神障害のある人の権利を擁護し、安心した地域生活を送ることができるよう、引き続き、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。	1-6 日常生活自立支援事業利用者数
1-(3)-⑦		(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課	⑦・「生活困窮者自立支援法」に基づく支援として、ひきこもりや障害のある生活困窮者からの就労その他の自立に関する相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、そのニーズに応じた自立支援計画を策定の上、必要な支援に結びつける自立相談支援事業や就職を容易にするため住居を確保するための資金を給付する住居確保給付金などの支援を通じて地域福祉全体での取組を行っていきます。	・平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者からの相談を受け、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などの支援を県内の全ての市及び、県(町村部)で実施しました。	・「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活に困窮する人からの就労その他の自立に関する相談を受け、そのニーズに応じた自立支援計画を策定の上、必要な支援に結びつける自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などの支援を通じて地域福祉全体での取り組みを引き続き行っていきます。	・平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者からの相談を受け、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などの支援を県内の全ての市及び、県(町村部)で実施しました。	・「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活に困窮する人からの就労その他の自立に関する相談を受け、そのニーズに応じた自立支援計画を策定の上、必要な支援に結びつける自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などの支援を通じて地域福祉全体での取り組みを引き続き行っていきます。	
1-(4)-①	1 入所施設から地域生活への移行の推進	(4)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課(県立・事業)	①・県内各地域での強度行動障害のある人への支援体制の構築に向け、「強度行動障害のある方への支援体制構築事業」や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の成果や課題を検証し、支援のあり方等について、引き続き、検討を進めるとともに、その成果、研修効果の県全域への普及を図ります。 ・あわせて、「強度行動障害県単加算事業」を引き続き実施し、受入れを行う施設等を支援するとともに、既存のグループホームが強度行動障害のある人を受け入れるための改修等の経費に対して、補助対象の拡大を検討します。 ・また、地域住民に障害のある人を身近に感じてもらえるよう、施設等における地域交流をより推進します。	・「強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)」を実施し、モデル事業によって整備されたグループホームへの入居後約2年間の支援内容を強度行動障害のある方への支援のあり方検討会に報告し検討しました。「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を千葉県発達障害者支援センターに委託して通年で38日間実施し、県内施設の支援員16名が受講した。研修の実践成果については実践報告会を開催し258名が参加しました。	・「強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)」の成果については、強度行動障害のある方への支援のあり方検討会などで検証を行ったうえで、成果の普及、啓発に努めます。「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」については、施設関係者や市町村に働きかけ研修修了者による研修内容を普及を図ります。また研修員16名が受講した。研修の実践成果を平成28年度以降も着実に実施し、今後、通所事業所等の障害福祉サービス従事者に対する拡充も検討します。	・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を千葉県発達障害者支援センターに委託して通年で34日間実施し、県内施設の支援員16名が受講しました。研修の実践成果については実践報告会を開催し259名が参加しました。 ・「袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業」を引き続き実施し、受入れを行う施設等を支援するとともに、グループホーム創設の際の補助対象を強度行動障害者等の受入人数2名以上から1名以上に変更し、条件の緩和を行いました。 ・「強度行動障害県単加算事業」により、強度行動障害者を受入れる障害者支援施設(入所施設)を支援するとともに、強度行動障害のある方への支援のあり方検討会において、同事業の状況等を整理しました。 ・強度行動障害のある人を地域で支援していくための必要な体制整備等の支援について、国への要望等を検討していきます。	・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」については、施設関係者や市町村に働きかけ、研修修了者による研修内容の普及を図ります。また研修の対象に生活介護事業所の支援員も含めて実施します。 ・「袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業」を引き続き実施し、受入れを行う施設等を支援します。 ・引き続き、「強度行動障害県単加算事業」により、強度行動障害を受入れる障害者支援施設(入所施設)を支援するとともに、同事業の実施状況等を踏まえ、課題の精査等を行っていきます。 ・強度行動障害のある人を地域で支援していくための必要な体制整備等の支援について、国への要望等を検討していきます。	1-7 強度行動障害のある人を支援している施設等の数 1-8 「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数(累計)

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
1-(4)-②		(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課(療育・事業・地域)	②・重症心身障害の状態にある人(子どもを含む)の支援の充実を図るため、在宅で生活している重症心身障害の状態にある人を受入れることが可能な短期入所事業所をはじめ、生活介護等の日中活動の場の整備を引き続き促進します。 ・また、医療的ケアが必要な障害のある人や子どもが在宅で医療や福祉サービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修や地域リーダー的な相談支援専門員の育成を図ります。 ・なお、市町村の地域生活支援事業において、利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業ができるよう市町村に働きかけを行います。	・在宅医療を必要とする小児へ必要な支援を行う人材の育成を行うため、重症児等を受け入れる訪問看護師研修を実施しました。 ・重症心身障害の状態にある人を受入れることが可能な日中活動の場(短期入所、生活介護)1箇所に整備補助を行う等、支援しました。 ・市町村の地域生活支援事業については、市町村からの照会に対する助言を行うとともに、県内の実施状況の調査を行い、状況把握に努めました。	・未受講の圏域について、訪問看護師研修を実施します。 ・重症心身障害の状態にある人を受入れることが可能な生活介護事業所の整備補助を1箇所計画する等、支援に努めます。 ・市町村の地域生活支援事業については、引き続き県内の状況把握に努めるとともに、各市町村の実施事例の共有等、市町村間の情報交換について検討します。	・在宅医療を必要とする小児へ必要な支援を行う人材の育成を行うため、重症児等を受け入れる訪問看護師研修を実施しました。 ・重症心身障害の状態にある人を受入れることが可能な日中活動の場(生活介護)1箇所に整備補助を行う等、支援を行いました。 ・市町村の地域生活支援事業については、市町村からの照会に対する助言を行うとともに、県内の実施状況の調査を行い、状況把握に努めました。	・在宅医療を必要とする小児へ必要な支援を行う人材の育成を行うため、重症児を受け入れる訪問看護師に対する研修を引き続き実施するほか、NICUから在宅医療につなぐことのできる看護師の育成研修を実施します。 ・引き続き、重症心身障害の状態にある人を受入れることが可能な日中活動の場の整備を促進していきます。 ・市町村の地域生活支援事業については、引き続き県内の状況把握に努めるとともに、各市町村の実施事例の共有等、市町村間の情報交換について検討します。	1-9 重症心身障害児者対応可能な通所施設設置箇所数
1-(4)-③		(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課(療育・事業)	③・福祉型障害児入所施設に入所している18歳以上の障害のある人については、支援主体となる市町村、障害児入所施設、児童相談所による地域移行等連絡調整会議を開催し、入所者の特性に応じてグループホーム、障害者支援施設等への移行を図ります。 ・なお、移行に伴うグループホームの整備については、関係法人等への働きかけや対応について検討します。	・福祉型障害児入所施設に入所している全ての18歳以上の障害のある人について、地域移行等連絡調整会議を開催し、将来の支援について検討しました。 ・移行に伴うグループホームの整備等について、関係法人等への働きかけや対応について検討を行いました。	・引き続き福祉型障害児入所施設に入所している18歳以上の障害のある人を対象に地域移行等連絡調整会議を開催し、入所者の特性に応じた障害者支援施設等への移行を図ります。 ・移行に伴うグループホームの整備等については、関係法人等への働きかけを行うとともに検討を行います。	・福祉型障害児入所施設に入所している全ての18歳以上の障害のある人について、地域移行等連絡調整会議を開催し、将来の支援について検討しました。 ・移行に伴うグループホームの整備等については、関係法人等への働きかけを行うとともに検討を行いました。	・引き続き福祉型障害児入所施設に入所している18歳以上の障害のある人を対象に地域移行等連絡調整会議を開催し、入所者の特性に応じた障害者支援施設等への移行を図ります。 ・引き続き、移行に伴うグループホームの整備等については、関係法人等への働きかけを通じて検討を行います。	
1-(5)-①	1 入所施設から地域生活への移行の推進	(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課(事業)	①・地域で生活する障害のある人に対する在宅支援の拠点(地域交流・避難拠点等)として、入所施設の機能の積極的な活用を図るとともに、引き続き、重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等のニーズの受け皿として入所施設(障害者支援施設)は重要な役割を担っています。 ・施設の一層の小規模化、個室化、バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援し、安全・安心な住まいの場を確保するよう、努めます。	・入所施設(障害者支援施設)において、耐震化に対応した一部改築の整備補助を行いました。また、一部改築の一体的整備として、個々の障害特性に対応した個室化等の整備補助を行い、利用者の安心・安全を確保し、生活環境の向上を図りました。	・引き続き、施設の一層の小規模化、個室化、バリアフリー化等を支援し、安全・安心な住まいの場を確保するよう努めています。	・安全・安心な住まいの場を確保するため、施設の小規模化、個室化等について、助言を行いました。(障害者支援施設1か所個室化実施)	・引き続き、施設の一層の小規模化、個室化、バリアフリー化等を支援し、安全・安心な住まいの場を確保するよう努めています。	
1-(5)-②		(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課(療育・事業)	②・障害のある人の地域生活支援の推進のための地域生活支援拠点等の整備により、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する障害のある人に対する支援等に努めます。 ・以下により、地域連携の体制づくりを推進します。(ア) 入所施設やグループホームの居住支援機能(イ) 短期入所、地域相談支援・地域生活支援事業の活用などによる地域生活支援機能(ウ) 生活介護、就労支援等の日中活動(エ) 訪問介護などの在宅医療等の一体的な整備及びコーディネーターの配置 等	・現在配置されている療育支援コーディネーター6名により、18歳未満の子どもに対し発達障害等についての相談を実施しました。 ・地域生活支援拠点等の整備については、地元市等からの要望を踏まえ、検討を行いました。 ・本部会、入所・地域生活支援専門部会において、国及び各都道府県の状況について紹介、議論を行いました。	・引き続き18歳未満の子どもに対し発達障害等についての相談を実施していきます。 ・引き続き、地域生活支援拠点等の整備については、地元市等からの要望を踏まえ、検討を行うとともに、支援に取り組みます。 ・本部会、入所・地域生活支援専門部会において、地域生活支援拠点の状況報告及び検討を行います。	・現在配置されている療育支援コーディネーター6名により、18歳未満の子どもに対し発達障害等についての相談を実施しました。 ・印旛圏域(印西市・栄町・酒々井町)の地域生活支援拠点の整備について補助等の支援を行いました。 ・本部会、入所・地域生活支援専門部会において、地域生活支援拠点等の議論を行いました。	・引き続き18歳未満の子どもに対し発達障害等についての相談を実施していきます。 ・引き続き、地域生活支援拠点等の整備については、地元市等からの要望を踏まえ、検討を行うとともに、支援に取り組みます。 ・本部会や専門部会において、地域生活支援拠点の状況報告及び検討を行います。	1-11 地域生活支援拠点等の整備(再掲)
1-(5)-③		(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課(事業)	③・障害程度の重い人や、医療的ケアを必要とするなど入所による支援が必要となる人のサービス提供に不足が生じないよう、グループホーム等での生活が可能な人については、障害者支援施設(入所施設)からの地域移行を推進します。 ・また、医療的ケアが必要な障害程度の重い人等を受入れる短期入所事業所の拡充に努めます。あわせて、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、障害者支援施設(入所施設)の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、障害者支援施設(入所施設)の有する人的資源や機能を地域生活の支援に活用することで、地域移行が可能となる環境づくりを推進します。	・東葛飾地域に医療的ケアが必要な障害程度の重い人等を受入れる空床型の短期入所事業所を1箇所指定しました。 ・入所施設(障害者支援施設)からの地域移行や入所施設の有する人的資源や機能の活用について、入所・地域生活支援専門部会等を通じて検討を行いました。 ・医療的ケアが必要な障害程度の重い人等を受入れる短期入所事業所に対して運営費補助を行いました。	・医療的ケアが必要な障害程度の重い人等を受入れる短期入所事業所の拡充に努めています。(療育) ・引き続き、障害程度の重い人等を受入れる事業所の拡充に努めるとともに、入所施設(障害者支援施設)からの地域移行等について検討を行っていきます。	・障害者支援施設(入所施設)からの地域移行や入所施設の有する人的資源や機能の活用について、入所・地域生活支援専門部会等を通じて検討を行いました。 ・医療的ケアが必要な障害程度の重い人等を受入れる短期入所事業所(5事業所)に対して運営費補助を行いました。	・医療的ケアが必要な障害程度の重い人等を受入れる短期入所事業所の拡充に努めています。 ・引き続き、障害者支援施設(入所施設)からの地域移行等について検討を行っていきます。	1-10 指定障害者支援施設の必要定員総数
1-(5)-④		(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課(県立)	④・強度行動障害のある人に対する支援については、「強度行動障害のある方への支援体制構築事業」及び「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の成果や課題、また、千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者の地域移行に向けた取組状況を踏まえ、「強度行動障害のある方への支援のあり方検討会」において、障害者支援施設(入所施設)で支援が必要な人や支援のあり方についての考え方、障害者支援施設(入所施設)のバックアップ機能の向上について検討します。 ・また、千葉県袖ヶ浦福祉センターと民間施設等との連携を強化するとともに、研修の受講促進や充実により人材育成を進め、民間法人により、県内各地で強度行動障害のある人への支援を実施する体制の構築を図ります。	・「強度行動障害のある方への支援のあり方検討会」を3回実施し、強度行動障害のある方への支援体制構築事業や強度行動障害のある方への支援者に対する研修事業の成果や課題、袖ヶ浦福祉センター更生園の移行に向けた取り組み状況などを検討しました。 ・県内で強度行動障害者を支援している6施設の現状把握調査を行い、その結果を「強度行動障害のある方への支援のあり方検討会」に報告し、施設利用者の地域移行支援について意見交換を行いました。	・「強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)」の結果等を踏まえて、県内各地で民間法人により強度行動障害のある方への支援を実施するためのバックアップなどの機能や受入れ体制のあり方、民間法人へのインセンティブの方法などを検討していきます。	・「強度行動障害のある方への支援のあり方検討会」を3回実施し、強度行動障害のある方への支援制度の見直し、今後の研修のあり方等を検討しました。 ・強度行動障害のある方への支援について検討するため、障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所事業所139事業所(回答130事業所)を対象に利用者の有無(人数)やサービス内容に関する実態調査を実施しました。	・「強度行動障害のある方への支援のあり方検討会」において、引き続き県内各地で民間法人により強度行動障害のある方への支援を実施するためのバックアップなどの機能や受入れ体制のあり方、民間法人へのインセンティブの方法などを検討していきます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
1-(6)-①	1 入所施設から地域生活への移行の推進	(6)県立施設のあり方 ○千葉県袖ヶ浦福祉センター	障害福祉事業課(県立)	①・指定管理者制度を含めた施設の運営方法については、平成29年度末までを「集中見直し期間」として(福)千葉県社会福祉事業団を指定管理者とし、県が運営に積極的に関与し、民間団体の協力を得つつ、(福)千葉県社会福祉事業団にも見直しへの取組を促すとともに、パーソナルサポーターの派遣など県や外部による重層的なチェックシステムの構築を図ります。 ・また、集中見直し期間中に民間法人が千葉県袖ヶ浦福祉センターの運営に参入しやすい環境整備を行い、それまでの指定管理者制度の運用を見直します。 ・具体的には、養育園・更生園の一体運営の見直し・分割を図ることにより、小規模ケアとガバナンスが徹底された民間法人の参入を促します。 ・これらの見直しの実効性を確保するため、外部の第三者の評価を受けながら、進捗管理を行います。 ・なお、集中見直し期間終了後の運営形態については、千葉県袖ヶ浦福祉センターの運営状況や民間法人の動向を見て検討する必要があります。	・第3期指定管理者(平成28年度から平成29年度まで)として千葉県社会福祉事業団を非公募で指定し、事業団に見直しへの取り組みを促しました。チェック体制の充実強化として、県による3回の監査や指定管理者モニタリング、外部チェックとしてパーソナルサポーター12名の派遣や相談支援アドバイザー3名により支援環境等の確認を行いました。 ・集中見直し期間終了時点において民間法人が参入しやすいよう、養育園と更生園をそれぞれ単独の県立施設として管理運営できる体制整備に向けた検討については、平成28年度に具体的な方向性を示します。	・28年度も県の監査(抜き打ち含む)や見直し進捗管理委員会委員による個別支援計画の確認、指定管理者モニタリングにより支援の実態把握に努めます。また引き続きパーソナルサポーターその他外部の目を入れることで、権利擁護の仕組みの強化に努めます。 ・養育園と更生園をそれぞれ単独の施設として管理運営できる体制整備に向けた検討については、平成28年度に具体的な方向性を示します。	・県による3回の監査や外部有識者を招いた指定管理者モニタリング、パーソナルサポーター12名や相談支援アドバイザー3名の派遣により、引き続き充実したチェック体制を維持し支援環境等の確認を行いました。 ・民間法人が指定管理者に参入しやすいように、平成29年2月定例県議会において、更生園と養育園を分割して管理運営するための条例改正を行いました。	・平成29年度も県の監査(抜き打ち含む)や見直し進捗管理委員会委員による個別支援計画の確認、指定管理者モニタリングにより支援の実態把握に努めます。また引き続きパーソナルサポーターその他外部の目を入れることで、権利擁護の仕組みの強化に努めます。 ・更生園と養育園それぞれの第4期指定管理者(平成30年度から平成34年度まで)の募集を行い、外部有識者からの意見聴取等により、小規模ケアとガバナンスが徹底された法人を選定します。	
1-(6)-②		(6)県立施設のあり方 ○千葉県袖ヶ浦福祉センター	障害福祉事業課(県立)	②・きめ細かなケアを進め、個々の利用者に合った暮らしを確保するため、千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者の民間施設や地域への移行を推進し、定員規模を現行の半分程度に縮小することを目指すとする第三者検証委員会の答申に沿って移行を進めます。 ・具体的には、民間施設団体やその他の団体等関係者の協力を得ながら、計画的に受入側の支援体制を確保します。 ・また、利用者・保護者に対する十分な情報提供や助言、施設見学・体験利用の実施等により、利用者・保護者の理解を得ながら、地域の相談支援事業所等関係機関と連携し、個々の特性やニーズに合った適切な支援が受けられる移行先の選定・調整、また移行後のフォローアップを行います。	・事業団において県とともに知的障害者福祉協会、相談支援事業者、外部有識者から移行ワーキングチームを5回開催し、移行を進めるための方策について意見交換しました。 ・保護者に対する情報提供として、更生園保護者会において他施設の見学を7回、利用者受入れ表明法人によるオリエンテーション等の研修会を3回行いました。	・平成28年度以降もセンター利用者の移行が円滑に進むよう、利用者・保護者の意見を聴きながら、市町村等関係機関とも連携してマッチング・調整に努めます。 ・保護者への情報提供及び保護者との関係強化については、保護者説明会や研修会の開催、他施設見学の実施など引き続き実施します。	・事業団において、県、知的障害者福祉協会、相談支援事業者、外部有識者による移行ワーキング会議を4回開催し、移行を進めるための方策等について意見交換を行いました。 ・保護者に対する情報提供として、保護者説明会を2回、他施設見学会を7回行いました。	・平成29年度以降もセンター利用者の以降が円滑に進むよう、事業団においては更生園内に地域移行推進班を設置し、利用者・保護者の意見を聴きながら、市町村等関係機関とも連携してマッチング・調整に努めます。 ・保護者への情報提供及び保護者との関係強化については、保護者説明会等の開催、他施設見学会などを引き続き実施します。	1-12 千葉県袖ヶ浦福祉センターの必要入所定員総数
1-(6)-③		(6)県立施設のあり方 ○千葉県袖ヶ浦福祉センター	障害者福祉事業課(県立)	③・施設の閉鎖性の解消のため、利用者の障害特性に応じた開放的で明るい住環境・生活空間となるよう、施設整備等により改善を図るとともに、外部の目が入りやすく、個々の利用者に合った適正な支援が可能となる施設のあり方を検討します。	・開放的で明るい住環境となるよう、養育園第2寮を2ユニット化するとともに、劣化した窓ガラスやシャッターの交換等を行った。また更生園ではスロープの段差解消や居室扉の改修等の設計を行いました。	・今後も引き続き施設整備等による改善を図るとともに地域と交流する機会の増加など開放性の向上に努めます。	・更生園のスロープの段差解消や居室扉の改修、センター全体に係る自動火災報知機の改修など老朽化した設備の改修工事を行いました。養育園第3寮浴室改修工事や、竹寮廊下の張り替え工事、そよかぜ荘などへのスプリンクラー設置工事の設計を行いました。	・今後も引き続き施設整備等による改善を図るとともに、個々の利用者に合った適正な支援が可能となる施設を目指します。	
1-(6)-④		(6)県立施設のあり方 ○千葉県袖ヶ浦福祉センター	障害福祉事業課(県立)	④・目指すべき方向性として、養育園は、県立施設の公的責任として、被虐待児童のシェルター機能(セーフティネット機能)や、保護者と利用者、地域をつなげる相談・療育支援などの機能・役割を、また、更生園は、当面、県立施設として、強度行動障害者支援に係るノウハウを支援関係者に対して情報発信するなど、民間のモデルとなる強度行動障害支援等拠点としての機能・役割を果たします。	・養育園では被虐待児のシェルター機能として緊急一時保護の受入れを検討しました。更生園では強度行動障害支援に係るノウハウの情報発信として、強度行動障害支援検討会を2回開催し、他施設から68名の参加がありました。	・養育園は利用者の移行が順調に進んでいることから定員半減後の施設のあり方についての検討を行います。更生園については引き続き強度行動障害に係る支援ノウハウの情報発信を行っています。	・養育園では被虐待児のシェルター機能として、緊急一時保護の受入れを行いました。また、定員半減後も、被虐待児童のシェルター機能や保護者と利用者、地域をつなげる、相談・療育支援の役割を果たすなどの方向性を決定しました。 ・自主事業を委譲した2法人に職員5名を派遣し研修を行うなど、民間法人への職員の派遣研修を行い、民間施設との連携強化を図りました。	・センターの見直しを行い、「袖ヶ浦福祉センターの次期指定管理の方針について」で決定した方向性に沿って、平成30年度からの次期指定管理者の募集を行い、指定管理者を選定します。	
1-(6)-⑤	1 入所施設から地域生活への移行の推進	(6)県立施設のあり方 ○千葉県千葉リハビリテーションセンター	障害福祉事業課(県立)	①・千葉リハビリテーションセンターは、引き続き、県立施設として、重症心身障害の状態にある人(子どもを含む)、また脊髄損傷、高次脳機能障害等の重度の障害のある人に対し、民間施設では対応が難しい高度な医療的ケアから、リハビリテーション、社会復帰に向けた就労支援等の福祉的支援に至るまでの総合的な機能を担います。 ・また、県内の民間リハビリテーション施設に対して技術的な助言や医師の派遣等の支援を行うなど、中核的センターとしての役割も担います。これらのニーズに十分に対応できるよう、機能の強化について検討します。	・民間施設で対応が難しいがニーズがある利用者への対応として、濃厚な医療ケアが必要な障害児の放課後等デイサービスや濃厚な医療ケアの必要な内部障害を有する障害児の通園の実施を検討しました。 ・社会福祉施設等に対する技術的援助として医師を165回、延べ165人、療法士を91回、延べ102人、看護師を67回、延べ68人、その他専門職員を38回、38人派遣指導を行いました。	・今後も他の医療機関等では対応できない高度な医学的リハビリテーションから福祉を利用した社会復帰など総合リハビリテーション機能として県民のニーズに対応していきます。 ・今後も中核的センターとして社会福祉施設等に技術的援助を行っています。	・民間施設で対応が難しいがニーズがある利用者への対応として、濃厚な医療ケアが必要な障害児の放課後等デイサービスや濃厚な医療ケアの必要な内部障害を有する障害児の通園の実施を平成28年8月から開始しました。	・今後も他の医療機関等では対応できない高度な医学的リハビリテーションから福祉を利用した社会復帰など総合リハビリテーション機能として県民のニーズに対応していきます。 ・今後も中核的センターとして社会福祉施設等に技術的援助を行っています。	
1-(6)-⑥		(6)県立施設のあり方 ○千葉県千葉リハビリテーションセンター	障害福祉事業課(県立)	②・施設の整備については、施設の老朽化への対応と併せ、県民からの高いニーズに十分に対応できるよう、県立施設としての役割を維持・強化する視点から、施設整備のあり方を検討します。	・施設整備については、施設の老朽化、狭隘化等を踏まえ、県立施設としての機能・役割の維持・強化に向けた施設整備のあり方について検討を進めました。	・現在、県有施設の老朽化対策に係る基本的な方針を定める「公共施設等総合管理計画」の策定を全庁で進めているところであり、その後、個別の施設計画を策定することから、個別施設計画の策定の際に千葉リハビリテーションセンターの機能強化に向けた施設整備のあり方について検討していきます。	・施設整備については、施設の老朽化、狭隘化等を踏まえ、県立施設としての機能・役割の維持・強化に向けた施設整備のあり方について検討を進めました。	・平成28年2月に県有施設の老朽化対策に係る基本的な方針を定める「公共施設等総合管理計画」を策定し、平成29年度に個別の施設計画を策定するとしていることから、個別施設計画の策定の際に千葉リハビリテーションセンターの機能強化に向けた施設整備のあり方について検討していきます。	
1-(6)-⑦		(6)県立施設のあり方 ○千葉県千葉リハビリテーションセンター	障害福祉事業課(県立)	③・平成28年度以降の指定管理者制度の運用について、透明性・公平性の確保の観点のほか、民間施設では対応困難なサービスを、安定的かつ効果的に実施できるかといった観点から、総合的に検討します。	・平成28年度からの第3期の指定管理にあたっては、公募・非公募などの選定方法や指定管理の期間などについて、県全体の方針を定めるガイドラインなどを踏まえながら検討した結果、5年間を期間とした指定管理者の公募を行い、千葉県身体障害者福祉事業団を指定管理者として選定しました。	・県立施設としての機能・役割をさらに強化していくために、次期指定管理に向けて選定方法や指定期間などについて、県のガイドラインを踏まえながら最適な方法を検討していきます。	平成28年度は第3期の指定管理の開始年度であり、検討については行わなかった。	・県立施設としての機能・役割をさらに強化していくために、次期指定管理に向けて選定方法や指定期間などについて、県のガイドラインを踏まえながら最適な方法を引き続き検討していきます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の実施結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の実施結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
2-(1)-①	2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進	(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	障害者福祉推進課(精神)	①・圏域連携コーディネーターを配置し、病院、障害福祉サービス事業所等の連携を図ります。 ・おおむね60歳以上の高齢入院患者の退院を支援するため、病院内での多職種と地域の関係者のチームによる取組について支援します。 ・さらに、遠隔地に入院している患者を以前住んでいた地域の病院へ転院させ、退院後の生活を想定した退院支援を行います。	・障害保健福祉圏域毎に圏域連携コーディネーターを配置し、病院、障害福祉サービス事業者等で構成する精神障害者地域移行支援協議会を開催しました。 ・5病院において、高齢入院患者地域支援事業を実施し、病院内の多職種と、相談支援専門員等外部の関係者が十分な連携を図り、退院に向けた支援を実施しました。 ・遠隔地退院支援事業として、患者が入院している圏域と、患者が以前住んでいた圏域の関係者で連携を図り、退院に向けた支援を実施しました。	・関係機関の連携は引き続き必要であるため、今後も圏域連携コーディネーターを配置し、精神障害者地域移行支援協議会や遠隔地退院支援事業を実施します。	・障害保健福祉圏域毎に圏域連携コーディネーターを配置し、病院、障害福祉サービス事業者等で構成する精神障害者地域移行支援協議会を開催しました。 ・遠隔地退院支援事業として、患者が入院している圏域と、患者が以前住んでいた圏域の関係者で連携を図り、退院に向けた支援を実施しました。	・関係機関の連携は引き続き必要であるため、今後も圏域連携コーディネーターを配置し、精神障害者地域移行支援協議会や遠隔地退院支援事業を実施します。 ・遠隔地退院支援事業については、要件の緩和等、見直しをしており引き続き検討します。 ・29年度から、3圏域において、人材育成研修事業を開始。地域移行支援協議会と連携し、精神障害者の地域移行・地域定着を支援する人材の育成及び支援の質の向上を図ります。	2-4 遠隔地退院支援者数の実数
2-(1)-②		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	障害者福祉推進課(精神)	②・入院者の地域移行・地域定着に積極的な精神科病院を「地域移行・定着協力病院」として指定、実施し、その取組みを促進します。	・入院者の地域移行・地域定着に積極的な精神科病院を「地域移行・地域定着協力病院」として認定するため、要綱を制定し、県内の精神科病院に周知しました。	・「地域移行・地域定着協力病院」の認定を受けるための申請があった精神科病院に対し、申請の内容を確認し、要件を満たす場合は、「地域移行・定着協力病院」として認定します。	・「地域移行・地域定着協力病院」の認定を受けるための申請があった、11病院に対し、「地域移行・地域定着協力病院」として認定を行いました。	・引き続き、入院者の地域移行・地域定着に積極的な「地域移行・地域定着協力病院」の認定病院を増やします。	2-1 精神科病院に入院した患者の入院後3か月経過時点の退院率(%) 2-2 精神科病院に入院した患者の入院後1年時点の退院率(%) 2-3 精神科病院の長期在院者(1年以上在院者)の数 2-5 地域移行・定着協力病院の指定数
2-(1)-③		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	障害者福祉推進課(精神)	③・平成26年4月の精神保健福祉法の改正により精神科病院管理者に義務付けられた退院後生活環境相談員の選任や医療保護入院者退院支援委員会の設置などに対し、県内の精神科病院に引き続き周知を図り、必要に応じた指導を行います。	・平成26年4月の精神保健福祉法改正関連の国情報について、千葉県ホームページに掲載し、周知を図りました。また、必要に応じ、精神科病院に指導を行いました。	・平成26年4月の精神保健福祉法の法改正により精神科病院管理者に義務付けられた事項について、県内の精神科病院に引き続き周知を図り、必要に応じた指導を行います。	・県内の精神科病院に指導を行いました。	・平成26年4月の精神保健福祉法の法改正により精神科病院管理者に義務付けられた事項について、県内の精神科病院に引き続き周知を図り、必要に応じた指導を行います。 ・施行後3年の見直し規定が置かれていることから、制度の見直しについて国の動向を確認します。	
2-(1)-④		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	障害者福祉推進課(精神)	④・地域移行に当たっての家族への支援について、家族の負担軽減につながるよう、地域定着を支えていくために必要なサービスについて検討し、家族会等の関係者とも連携しながら情報提供します。	・健康福祉センター(保健所)の連絡協議会等にて相談支援事業所やその他の支援機関から実際の事例を聞きながら、必要な情報提供を行いました。	・今後も、相談支援事業所やその他の支援機関、家族会と連携しながら家族の負担軽減を図るよう情報提供していきます。	・健康福祉センター(保健所)の連絡協議会等にて相談支援事業所やその他の支援機関から実際の事例を聞きながら、必要な情報提供を行いました。	・今後も、相談支援事業所やその他の支援機関、家族会と連携しながら家族の負担軽減を図るよう情報提供していきます。	
2-(1)-⑤		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	障害者福祉推進課(精神)	⑤・アウトリーチ型支援も含め、地域生活の継続のための支援体制等の拡充を目指します。	・地域の関係機関と連携を図りながら健康福祉センター(保健所)において訪問等を行いました。	・引き続き同様に支援を行っていきます。	・地域の関係機関と連携を図りながら健康福祉センター(保健所)において訪問等を行いました。	・引き続き同様に支援を行っていきます。	
2-(1)-⑥		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	障害者福祉推進課(精神)	⑥・病状の悪化だけではなく、家族と一時的に距離を置きたいときに利用できるクライシスハウスの設置の促進について検討します。	・精神保健福祉関係機関等により、現状確認を行いました。	・市町村や関係支援機関等の実施状況を引き続き把握しつつ、検討していきます。	・精神保健福祉関係機関等により、現状確認を行いました。	・市町村や関係支援機関等の実施状況を引き続き把握しつつ、検討していきます。	
2-(1)-⑦		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	障害者福祉推進課(精神)	⑦・病院資源のグループホームとしての活用については、今後の国の動向や県内の地域移行の実情を踏まえて、本県の対応を検討します。	・精神障害者地域移行推進専門部会において協議しました。	・国の動向等や県内の地域移行の実情を踏まえて、対応を検討していきます。	・国の動向等や県内の地域移行の現状確認を行いました。	・国の動向等や県内の地域移行の実情を踏まえて、対応を検討していきます。	
2-(1)-⑧		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	障害福祉事業課(事業)	⑧・精神障害のある人などのためのグループホームの整備など、社会情勢に即応した整備に努めます。 ・グループホームの新規開設支援、運営の安定化及び人材の確保に資するためにグループホームに対して、運営等に関する費用の補助や障害者グループホーム等支援ワーカーによる新規開設相談を実施します。 ・また、障害のある人の中には共同住居より単身での生活をしたいというニーズもあり、新たに創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。	・精神障害対応のグループホーム等に対して整備補助を行い、量的な拡充を図るとともに、運営費補助や利用者に対する家賃補助、グループホーム等支援ワーカーの配置等により質的な充実を図りました。 ・サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、会議等を通じて周知に努めました。	・一層の地域移行を図るため、補助事業により、精神障害のある人などのためのグループホーム等の整備を促進するとともに、グループホーム等支援ワーカーの配置等により質的な充実を図ります。 ・引き続き、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、グループホームの連絡協議会等を通じて周知に努めます。	・精神障害対応のグループホーム等に対して整備補助を行い、量的な拡充を図るとともに、グループホーム等支援ワーカーの配置等により質的な充実を図りました。 ・サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、グループホームの連絡協議会等を通じて周知に努めます。	・一層の地域移行を図るため、グループホームに対して整備補助を計画するとともに、グループホーム等支援ワーカーの配置等により質的な充実を図ります。 ・引き続き、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、グループホームの連絡協議会等を通じて周知に努めます。	
2-(1)-⑨		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	障害福祉事業課(事業)	⑨・サービスの質の向上を図るため、利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者に対する運営相談支援を行います。 ・また、利用者の高齢化などに対応した生活支援員の増員など手厚い人員配置を行うグループホームに対して実態に即した報酬体系となるよう、加算制度の拡充などを国に要望します。	・利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者の運営相談支援を行いました。 ・グループホームについて、利用者の状況に応じて支援員を加配する場合の加算制度の拡充など、会議等を通じて検討を行い、国へ要望しました。	・利用者への家賃補助や研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーにより運営相談支援を行います。 ・引き続き、グループホームに係る加算制度の拡充などについて、国へ要望します。	・利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者の運営相談支援を行いました。 (グループホーム等支援ワーカーの支援者数、世話人等延べ1,032人・設置者等延べ3,222人) ・グループホームについて、重度障害者等への支援に必要な生活支援員の確保等のため、更なる報酬(加算含む)の拡充を図るよう、国へ要望しました。	・グループホームに係るサービスの質の向上のため、家賃補助や研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者の運営相談支援を行います。 ・引き続き、グループホームに係る加算制度の拡充などについて、国へ要望します。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
2-(1)-⑩		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	障害福祉事業課(事業)	⑩・入浴、排せつ又は食事等の介護の提供が必要な利用者の認定手続きが、ケアホームのグループホームへの一元化後も市町村において、適正な運用がなされるよう会議等で周知します。 ・一元化により、グループホームにおいて利用者の状況に応じて外部の居宅介護サービスを利用することが可能となったことから、障害程度の重い入居者へ利用が図られるよう、市町村を通じて制度を周知します。	・入浴、排せつ等の介護の提供が必要な利用者の認定手続きが、適正な運用がなされるよう会議等で周知を行いました。 ・グループホームの外部の居宅介護サービスを利用することについて、市町村や会議を通じて制度を周知しました。	・入浴、排せつ等の介護の提供が必要な利用者の認定手続きが、適正な運用がなされるよう会議等で周知、助言していきます。 ・グループホームの外部の居宅介護サービスを利用することについて、会議等を通じて制度を周知します。	・入浴、排せつ等の介護の提供が必要な利用者の認定手続きが、適正な運用がなされるよう、市町村指導を通じて助言を行いました。 ・利用者の状況に応じて、グループホームの外部の居宅介護サービスを利用できることについて、グループホーム等支援ワーカー等を通じて周知しました。	・引き続き、市町村指導等を通じて、入浴、排せつ等の介護の提供が必要な利用者の認定手続きが、適正な運用がなされるよう助言していきます。 ・引き続き、グループホーム等支援ワーカー等を通じて、外部居宅介護サービスの制度について周知していきます。	
2-(1)-⑪		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	障害福祉事業課(権利)	⑪・障害のある人の地域生活についての近隣住民の正しい理解が得られるよう、地域の行政、権利擁護団体、不動産業団体等との協力のもと県民への啓発に努めます。 ・また、障害者条例の相談支援等により、個別事案の解決にあたります。	・県民の日(6月15日)と障害者週間(12月9日)に千葉駅前で広報活動を行いました。また、県民だより12月号に記事を掲載し、周知啓発に努めました。 ・広域専門指導員等による相談活動において、平成27年度中に138件の相談があり、そのうち、124件の対応を終結しました。	・今後も、障害者条例の啓発・広報活動に取り組みます。 ・また、広域専門指導員等による個別事案解決の取組を引き続き実施します。	・県民の日(6月15日)に千葉駅前前で障害者条例に基づく広域専門指導員が広報活動を行いました。また、障害者週間にはラジオ放送により周知啓発に努めました。 ・広域専門指導員等による相談活動において、平成28年度中に190件の相談があり、そのうち、181件の対応を終結しました。	・今後も、障害者条例のみならず、障害者差別解消法と併せた啓発・広報活動に取り組みます。 ・また、広域専門指導員等による個別事案解決の取組を引き続き実施します。	
2-(1)-⑫		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	住宅課	⑫・公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続していきます。	・公営住宅において障害者世帯を一般世帯より優先入居する措置を講じました。	・公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続します。	・公営住宅において障害者世帯を一般世帯より優先入居する措置を講じました。	・公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続します。	
2-(1)-⑬		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	住宅課	⑬・民間賃貸住宅への移行については、千葉県あんしん賃貸支援事業に協力する不動産仲介業者や入居を受け入れる住宅を登録し、県ホームページで情報提供を行います。 ・また、引き続き、関係機関と連携を図りながら、障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協議等を行います。	・不動産仲介業者(協力店)及び住宅の登録を行い、県ホームページ等で情報提供を行いました。(H28.3末時点の登録数 協力店 134件、住宅 45件) ・また、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会において、市町村及び関係団体等と必要な協議を行いました。	・引き続き、千葉県あんしん賃貸支援事業の推進に努めます。 ・また、関係機関と連携を図りながら、必要な協議等を行います。	・不動産仲介業者(協力店)及び住宅の登録を行い、県ホームページ等で情報提供を行いました。(H29.3末時点の登録数 協力店 140件、住宅 54件) ・また、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会において、市町村及び関係団体等と必要な協議を行いました。	・引き続き、千葉県あんしん賃貸支援事業の推進に努めます。 ・また、関係機関と連携を図りながら、必要な協議等を行います。	
2-(1)-⑭		(1)精神障害のある人の地域生活への移行支援	障害者福祉推進課(精神)	⑭・精神障害のある人の実情や地域移行について理解を広げるため、心のふれあいフェスティバルや心の健康フェア等、精神障害のある人と地域の人がふれ合う機会を提供し、関係団体と連携した普及啓発に努めます。	・心のふれあいフェスティバル(参加者1,132名)や心の健康フェア(参加者968名)等を実施し、普及啓発に努めました。	・今後も、心のふれあいフェスティバルや心の健康フェア等を実施し、普及啓発に努めます。	・心のふれあいフェスティバル(参加者1,008名)や心の健康フェア(参加者847名)等を実施し、普及啓発に努めました。	・今後も、心のふれあいフェスティバルや心の健康フェア等を実施し、普及啓発に努めます。	
2-(2)-①	2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進	(2)障害のある人自身が自らの経験を基に相談支援等を行うピアサポートの推進	障害者福祉推進課(精神)	①・ピアサポーターの養成に努めるとともに、ピアサポーターが積極的に活動できるよう、その役割や活動内容の周知、普及啓発を進めます。	・ピアサポート専門員養成研修を実施し、終了者は21名でした。また、その内容を関係機関の職員が出席する会議等において発表するなどし、ピアサポーターの役割や活動内容の周知を図りました。	・今後も、ピアサポーターの養成に努めるとともに、その役割や活動内容の周知、普及啓発を進めます。	・ピアサポート専門員養成研修を実施し、終了者は11名でした。修了者などが、研修内容を地域移行支援協議会等で発表し、ピアサポーターの役割や活動内容の周知を図りました。	・今後も、ピアサポーターの養成に努めるとともに、会議等を通じ、その役割や活動内容の周知、普及啓発に努めます。	2-6 地域移行・地域生活支援事業の実ピアサポーター活動箇所数(見込箇所数)
2-(2)-②		(2)障害のある人自身が自らの経験を基に相談支援等を行うピアサポートの推進	障害者福祉推進課(精神)	②・健康福祉センター(保健所)におけるピアサポートの促進やピアサポーターも含めた地域における相談支援関係機関等によるネットワークづくりの促進に努めます。	・健康福祉センター(保健所)において、ピアサポート講座等を実施しました。圏域連携コーディネーターを配置し、ピアサポーターも含めた地域における相談支援関係機関等によるネットワークづくりの促進に努めました。	・引き続き、健康福祉センター(保健所)におけるピアサポートの促進や、ピアサポートも含めた地域における相談支援関係機関等によるネットワークづくりの促進に努めます。	・健康福祉センター(保健所)において、ピアサポート講座等を実施しました。圏域連携コーディネーターを配置し、ピアサポーターも含めた地域における相談支援関係機関等によるネットワークづくりの促進に努めました。	・引き続き、健康福祉センター(保健所)におけるピアサポートの促進や、ピアサポートも含めた地域における相談支援関係機関等によるネットワークづくりの促進に努めます。	
2-(2)-③		(2)障害のある人自身が自らの経験を基に相談支援等を行うピアサポートの推進	障害者福祉推進課(精神)	③・ピアサポーターを支援する仕組みや活動しやすい環境を検討します。また、ピアサポートを受けやすい環境について検討します。	・精神障害者地域移行推進協議会に当事者が参加し、ピアサポーターの活動について検討しました。	・精神障害者地域移行推進協議会等において、ピアサポートを支援する仕組みや活動しやすい環境等について検討します。	・精神障害者地域移行推進協議会に当事者が参加し、ピアサポーターの活動について検討しました。	・精神障害者地域移行推進協議会等において、ピアサポートを支援する仕組みや活動しやすい環境等について検討します。	
2-(3)-①	2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進	(3)精神科救急医療体制の充実	障害者福祉推進課(通報)	①・空床確保が困難となっている原因を分析するとともに、関係機関との更なる連携や輪番体制への参画病院の拡大を図ることなどにより、空床の確保を推進します。	・県内4ブロックで、それぞれ精神科救急医療システムの事務説明会を行い、各関係機関に精神科救急医療システムの円滑な実施について再度確認を行いました。	・今後は空床確保が促進されるよう、事業費や運営費の見直しを行います。また基幹病院については精神科救急医療圏を見直し、増やしていく方法を検討します。	・精神科救急医療体制の円滑な実施を目的として、事務説明会や研修会を前年度同様に開催しました。 ・さらに同体制の機能充実を目的として要綱改正を行い、精神科救急医療に対応できる医療機関を増やしました。	・精神科救急医療システムの参画病院に対する事務説明会や情報交換会を開催し、今後も精神科救急医療システムの体制の充実を目指します。 ・精神科病院、総合病院精神科、精神科診療所も含めた連携研修会を行い、地域体制の充実を目指します。	2-7 精神科救急基幹病院数
2-(3)-②		(3)精神科救急医療体制の充実	障害者福祉推進課(通報)	②・身体合併症を有する患者については、各圏域において、夜間休日を含め24時間365日の救急対応が可能になるよう、精神科を有する総合病院の機能強化や精神科救急医療と一般の救急医療機関等との連携体制の整備について検討します。	・身体合併症に対応できる病院として「協力病院」を規定し精神科救急医療システムの要綱要領の中に規定し制定に取り組みしました。	・今後は「協力病院」として各関係機関に登録をお願いし、連携体制の整備に努めます。	・精神科救急医療システムにおける身体合併症対応協力病院の運営要領を制定し、対応協力病院として5医療機関の登録を行いました。	・身体合併症対応協力病院の登録を増やし、体制の強化・充実を図ります。	2-8 精神科救急身体合併症に対応できる施設数
3-(1)-①	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課(権利)	①・障害者週間のみならず、各種イベントへの支援、県民だよりなどへの記事掲載を通し、障害のある人への理解の促進に努めます。また、障害者条例による各種施策の展開により、各種障害に対する正しい理解や偏見の解消に取り組めます。	・県民の日(6月15日)と障害者週間(12月9日)に千葉駅前で障害者条例に基づく広域専門指導員が広報活動を行いました。また、県民だより12月号に記事を掲載し、周知啓発に努めました。	・今後も、障害者条例の啓発・広報活動に取り組みます。	・県民の日(6月15日)に千葉駅前前で障害者条例に基づく広域専門指導員が広報活動を行いました。また、障害者週間にはラジオ放送により周知啓発に努めました。	・今後も、障害者条例のみならず、障害者差別解消法と併せた啓発・広報活動に取り組めます。	3-1 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を知っている県民の割合(%)
3-(1)-②		(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課(権利)	②・「ハートプラスマーク」や「ほじょ犬マーク」といった、障害のある人に関するマークの普及について、県民や市町村に働きかけを行います。	・県内鉄道事業者及び乗合バス事業者あてに、障害のある人に関するマークの周知・普及等について、文書で依頼を行ったほか、各種会議においても周知依頼を行いました。	・引き続き、ホームページや各種会議等を通じて、県民や市町村に対する働きかけを行っていきます。	・各種会議において、障害のある人に関するマークの周知依頼を行ったほか、ヘルプマークについても県のホームページに掲載し、周知・普及を始めました。	・引き続き、ホームページや各種会議等を通じて、県民や市町村に対する働きかけを行っていきます。 ・平成29年度中にヘルプマークを表示した「ヘルプカード」を作成し、周知・普及を図ります。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の実施結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の実施結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
3-(1)-③		(1)障害のある人への理解の促進	健康福祉指導課	③・福祉教育への取組等を進める学校を引き続き年20校程度福祉教育推進校として指定し、その活動を支援します。 ・その際、福祉教育をより効果的に推進するため、同じ地区の福祉教育推進校と(福)千葉県社会福祉協議会が指定する福祉教育推進団体が連携・協働する「パッケージ指定」により、地域の社会資源や人材を活用した福祉教育プログラムの協議・連携・企画・実践を行い、福祉教育を推進します。	・平成27年度指定校 小学校8校、中学校6校、高等学校5校 ・福祉教育研究県大会 8/19開催 参加者273名 ・福祉教育推進員養成研修 実施日 4/21, 7/30, 8/5, 8/19, 8/25 修了者 37名	・例年20校程度、福祉教育推進指定校を指定し、地域で一体となった取組を行っています。近年、学校の統廃合による減少等により、地域の小・中・高等学校が一体となった取組が難しくなっており、どのように取り組んでいくかが課題です。	・平成28年度指定校 小学校12校、中学校6校、高等学校6校 ・福祉教育研究県大会 8/23開催 参加者259名 ・福祉教育推進員養成研修 実施日 4/21, 7/29, 8/2, 8/23, 8/24 修了者 19名	・例年20校程度、福祉教育推進指定校を指定し、地域で一体となった取組を行っています。近年、学校の統廃合による減少等により、地域の小・中・高等学校が一体となった取組が難しくなっており、どのように取り組んでいくかが課題です。	
3-(1)-④		(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課(権利)	④・障害のある人への理解が得られるよう、学校関係者の会議の場での広報活動を通じ、教育関係者との連携に努めています。 ・障害者条例の趣旨を踏まえ、障害のある人・子どもに対する理解を深め、ニーズに沿った支援を目指し、地域社会で共に学び・暮らすことができるよう差別のない千葉県づくりを推進していきます。	・広域専門指導員の広報・啓発活動として、平成27年度に167回教育機関を訪問しました。	・今後も、引き続き教育関係者への周知と広報・啓発活動を行っていきます。	・広域専門指導員の広報・啓発活動として、平成28年度に442回教育機関を訪問しました。 ・また、特別支援学校の副校長・教頭会議において、障害者差別解消法等について説明を行いました。	・今後も、引き続き教育関係者への周知と広報・啓発活動を行っていきます。	
3-(1)-⑤		(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課(権利)	⑤・県から教育機関の関係者に対して、広域専門指導員や地域相談員について周知するとともに、引き続き、広域専門指導員が教育機関等を訪問するなどの広報・啓発活動を行います。	・広域専門指導員の広報・啓発活動として、平成27年度に167回教育機関を訪問しました。	・今後も、引き続き教育関係者への周知と広報・啓発活動を行っていきます。	・広域専門指導員の広報・啓発活動として、平成28年度に442回教育機関を訪問しました。 ・また、特別支援学校の副校長・教頭会議において、障害者差別解消法等について説明を行いました。	・今後も、引き続き教育関係者への周知と広報・啓発活動を行っていきます。	
3-(1)-⑥		(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課(権利)	⑥・実際に差別が起こっている事案では、「これは差別にあたる」という自覚がないまま差別行為を行ってしまうというケースも見られるため、広域専門指導員による活動で蓄積した差別に関する報告書をホームページに掲載するなど啓発を行います。	・平成26年度の広域専門指導員の活動内容を報告書にまとめ、県ホームページに掲載しました。	・平成28年度から障害者差別解消法が施行されることもあり、今後も広域専門指導員の活動で蓄積した差別に関する報告書の作成を通して啓発を行います。	・平成27年度の広域専門指導員の活動内容を報告書にまとめ、県ホームページに掲載しました。	・平成28年度から障害者差別解消法が施行されたことも踏まえ、今後も広域専門指導員の活動で蓄積した差別に関する報告書の作成を通して啓発を行います。	
3-(1)-⑦		(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課(権利)	⑦・障害のある人への差別の背景にある制度や慣習などの問題について、推進会議で議論し、改善を図ります。また、より専門的な分野に関しては、分野別会議をもって対応します。 ・なお、すでに開催された不動産に関する分野別会議の提言に基づき、受入れ住宅に関する情報提供の充実や関係機関の支援ネットワーク化を推進していきます。	・平成28年3月10日に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を開催し、理解の促進や差別の解消に向けた取組状況や今後の方針等について協議しました。	・推進会議で取り組むべき課題の一つとして、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の見直しを行い、平成28年度中に改定します。	・「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の見直し作業を進め、平成29年3月に改定版を発表しました。 ・平成29年1月26日に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を開催し、理解の促進や差別の解消に向けた取組状況や今後の方針等について協議しました。	・情報保障ガイドラインの周知を進めて研修を実施し、県のほかに市町村・民間事業者においても配慮の実践が行われるよう協力を求めています。	
3-(1)-⑧		(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課(権利)	⑧・「障害のある人に優しい取組を応援する仕組み」により、障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を紹介し、特に優れたものについては表彰します。	・障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を県のホームページに掲載し、紹介しております。	・社会情勢の変化等も踏まえながら、今後も取組を行っていきます。	・障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を県のホームページに掲載し、紹介しております。	・平成29年度に「障害のある人に対する優しい取組」を広く募集し、紹介をしていきます。	
3-(1)-⑨		(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課(権利)	⑨・平成28年4月から施行される障害者差別解消法では、各行政機関において対応要領を作成することになります。 ・先行する障害者条例との整理を行うとともに、対応要領が適切に作成できるよう情報提供を行うことなどにより、障害者差別解消法が円滑に施行できるように努めます。 ・また、同法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の設置について検討し、市町村に対しては情報提供を行います。	・県では対応要領を策定し、職員に周知を行いました。地域協議会については、立ち上げに向け、国のモデル事業に協力し、地域協議会のあり方について検討を行いました。市町村に対しては国の動き等について適宜情報提供を行い、対応要領策定・地域協議会設置の支援を行いました。	・障害者差別解消法が施行された後も県内の各市町村において対応要領が策定され、地域協議会が設置されるよう情報提供を行うことにより支援を行っていきます。	・対応要領については、会議等の場において、策定を依頼し、適宜情報提供を行いました。 ・地域協議会については、市町村担当者を集めて情報交換会を開催し、地域協議会の設置準備を行っている市町村に情報を提供しました。	・県内の各市町村において対応要領が策定され、地域協議会が設置されるよう情報提供を行うことにより支援を行っていきます。	
3-(2)-①	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課(権利)	①・虐待を防止し、早期発見するために、地方公共団体や支援機関、警察・医療・教育機関といった地域における関係者に理解を求める取組を推進し、権利擁護ネットワークの確立、整備を図ります。 ・また、虐待を発生させない生活支援や居住の場の充実等について検討を行います。	・虐待の防止・早期発見のため、支援機関等を対象として虐待防止研修を開催し、支援機関の気づきの向上に資することにより、障害のある人を見守る体制の整備に努めました。	・虐待の防止には地方公共団体や養護者のみならず、支援機関等の関わりも重要となるため、ネットワークの確立・整備のための検討を行います。	・虐待の防止・早期発見のため、市町村担当職員や支援機関等を対象として虐待防止研修を実施し、担当職員や支援者の意識向上に努めました。 ・警察との連携会議を4回持ったり、研修講師を警察・労働局・支援機関等にお願したりし、日頃から連携しやすい関係や体制作りにも努めました。	・虐待の防止には市町村担当職員や支援機関のみならず、当事者や家族の理解、本人に関わる教育機関・医療機関など地域における関係者に理解を求める取組がさらに重要となるため、関係機関との連携体制を強化し、周知に努めます。	
3-(2)-②		(2)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課(権利)	②・虐待が発生した場合においては、障害者虐待防止法への対応スキームに即して、迅速な対応に努めます。 ・その際には、市町村や労働局とも適宜連携を図り、適確な対応を行います。 ・また、本人のサポートを行う支援市町村が県外の場合においては県もこれに協力し連携を図っていきます。	・虐待が発生した際には、市町村・労働局等の関係機関と適宜連携をとりながら迅速な対応に努めました。	・虐待への対応については、関係機関と適宜連携を取りつつ、迅速な対応に努めています。	・虐待が発生した際には、市町村・労働局等の関係機関と適宜連携をとりながら迅速な対応に努めました。 ・市町村との連携に資するため、市町村虐待防止連絡会を4回開催しました。 ・労働局、警察、教育機関とも適宜連携し、適切に対応しました。	・虐待への対応については、引き続き関係機関と適宜連携を取りつつ、迅速な対応に努めています。	
3-(2)-③		(2)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課(権利)	③・県内各地域においても活発な議論が行われるよう、各市町村での自立支援協議会等において権利擁護に関する部会の設置を働きかけます。	・障害者差別解消法における地域協議会の設置促進を進めたところ、地域協議会を兼ねる形で権利擁護に関する部会を立ち上げる動きのある市町村が見られました。	・障害者差別解消法における地域協議会との一体的な活用も期待できることから、今後も県内市町村に働きかけを行っていきます。	・自立支援協議会に障害者差別解消法における地域協議会の機能を持たせ、障害者差別に関する議題を検討する方向性を示す市町村が見られました。	・障害者差別解消法における地域協議会との一体的な活用も期待できることから、今後も県内市町村に働きかけを行っていきます。	
3-(2)-④		(2)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課(権利)	④・市町村や障害者関連施設に対し虐待防止のアドバイザーを派遣して、障害者虐待の適切な対応や予防ができるように、助言を行います。 ・また、虐待防止アドバイザーの積極的な活用についても、関係機関に対し働きかけを行います。	・市町村や障害者関連施設からの求めに応じて11人のアドバイザーを派遣し、虐待に対する適切な対応や予防ができるよう助言を行いました。	・虐待防止のため、市町村や障害者関連施設に対しアドバイザーの活用を働きかけていきます。	・市町村や障害者関連施設からの求めに応じて5人のアドバイザーを派遣し、虐待に対する適切な対応や予防ができるよう助言を行いました。	・虐待防止のため、市町村や障害者関連施設に対しアドバイザーの積極的な活用を働きかけていきます。	3-2 虐待防止アドバイザー派遣数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
3-(2)-⑤		(2)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課(権利)	⑤・養護者・施設従事者等・使用者の類型別に、障害者虐待の事例検討を行った上で事例集を作成し、関係機関に配布することで虐待に対する意識の啓発を行います。	・平成26年度に作成した虐待に関する事例集を県内市町村や障害福祉サービス事業者等に配布し、意識の啓発を図りました。	・同事例集を配布することにより、今後も虐待に対する意識の啓発を行っていきます。	・平成26年度に作成した虐待に関する事例集を市町村担当職員や障害福祉サービス事業者等に研修の際等に配布し、意識の啓発を図りました。	・同事例集を配布することにより、今後も虐待に対する意識の啓発を行っていきます。	
3-(2)-⑥		(2)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課(権利)	⑥・家族等の養護者に対する支援の一環として、養護者向けの講演会を開催し、虐待防止への理解促進、啓発を行います。	・平成28年2月19日に養護者向けの講演会を開催し、虐待防止への理解促進、啓発を行いました。	・今後も、講演会を開催することにより、虐待防止への理解促進、啓発を行っていきます。	・平成29年2月24日に一般県民向けの講演会を開催し、虐待防止への理解促進、啓発を行いました。	・今後も、講演会を開催することにより、虐待防止への理解促進、啓発を行っていきます。	
3-(2)-⑦		(2)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課(権利)	⑦・千葉県において発生した、千葉県袖ヶ浦福祉センターをはじめとした障害者関連施設における虐待を教訓とし、虐待等が発生した場合にどのように対応をすべきか、施設関係者や市町村の虐待防止センター職員を対象とした研修を実施し、支援者の気づきを高めるよう努めます。 ・また、障害者関連施設において、虐待発生時に速やかに被虐待者の安全を確保するためのネットワーク整備を含めた体制整備に努めます。	・施設従事者に対しては14回、施設管理職に対し1回研修を実施しました。また、市町村職員に対しては3回の研修を実施し、障害者虐待の未然防止・早期発見に取組みました。	・今後も、研修の開催を通して障害者虐待の未然防止・早期発見に取組みます。	・施設等の虐待防止責任者(マネージャー)に対しては3回、施設等の管理職に対し2回、施設従事者等に対して4回研修を実施しました。また、市町村職員に対しては4回の研修を実施し、障害者虐待の未然防止・早期発見に取組みました。	・今後も、研修の開催を通して障害者虐待の未然防止・早期発見に取組みます。	
3-(2)-⑧		(2)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課(権利)	⑧・使用者に対しては、講演会の開催や研修の実施により、効果的な広報啓発を行います。その際には、関係機関との連携を図って取り組むこととします。	・障害のある人を雇う事業所向けに研修会を実施し、労働局と連携して虐待防止に関する意識啓発を行いました。	・使用者による虐待を防ぐために虐待防止への理解促進、啓発を行っていきます。	・障害のある人を雇う事業所向けに研修会を実施し、労働局と連携して虐待防止に関する意識啓発を行いました。	・使用者による虐待を防ぐために虐待防止への理解促進、啓発を行っていきます。	
3-(2)-⑨		(2)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課(権利)	⑨・障害のある人の権利が擁護されるよう、成年後見制度が適切に運用されるように虐待防止法研修などの研修の場において成年後見制度について周知を図ります。	・障害者虐待に対応する市町村職員向けの研修において成年後見制度について説明し、周知を図りました。	・成年後見制度については、国の動きも見つつ周知方法について適宜検討を行っていきます。	・障害者虐待に対応する市町村職員向けの研修において成年後見制度について説明し、周知を図りました。	・成年後見制度については、国の動きも見つつ周知方法について適宜検討を行っていきます。	
3-(3)-①	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課(権利)	①・相談支援事業所と地域の支援機関との連携強化により、個別支援の充実を図ります。	・障害者条例に基づく相談対応の際には、相談支援事業所や支援機関等と連携を図り、差別事案の解決に取組みました。	・関係機関との連携を図り、差別事案の解決に取り組んでいきます。	・障害者条例に基づく相談対応の際には、相談支援事業所や支援機関等と連携を図り、差別事案の解決に取組みました。	・関係機関との連携を図り、差別事案の解決に取り組んでいきます。	
3-(3)-②	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課(権利)	②・障害のある人の当事者団体や家族会等との連携の下、市町村における協議会等への相談支援アドバイザーの派遣を通じて、相談支援活動の充実を図り、障害の種別や当事者の必要に応じた相談支援体制の整備を図ります。 ・また、各団体が行っている活動への支援について検討を行います。	・障害のある人の相談支援体制を支援するため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、相談支援アドバイザーを延べ6名派遣しました。	・相談支援アドバイザーの派遣について、あらためて市町村等に対して制度の周知を図り、利用を促進します。	・市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、相談支援アドバイザーを延べ4名派遣しました。	・相談支援アドバイザーの派遣について、あらためて市町村等に対して制度の周知を図り、利用を促進します。	3-3 千葉県相談支援アドバイザー配置数
3-(3)-③		(3)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課(権利)	③・相談支援事業に従事する職員へ障害者虐待対応の知識並びに技術の習得までの権利擁護の内容を含んだ研修を実施します。	・相談支援事業に従事する職員に対しても障害者虐待に関する研修を実施しました。	・今後も、障害者虐待に関する研修を行い、虐待の未然防止に努めていきます。	・相談支援事業に従事する職員に対しても障害者虐待に関する研修を実施しました。 ・市町村担当職員への研修の伝達研修として、複数の市町村が相談支援事業所に対する研修を実施しました。	・今後も、障害者虐待に関する研修を行い、虐待の未然防止に努めていきます。	
3-(3)-④		(3)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課(権利)	④・広域専門指導員や地域相談員の存在について、障害者差別解消法の施行に合わせ、同法や障害者条例との周知とともに、関係機関や県民への広報に努めます。	・県民の日(6月15日)と障害者週間(12月9日)に千葉駅前で障害者条例に基づく広域専門指導員が広報活動を行いました。また、県民日より12月号に記事を掲載し、周知啓発に努めました。 ・障害者差別解消法の施行に伴い、法のパンフレットや「障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集」を作成しました。	・今後も、障害者条例の啓発・広報活動に取り組めます。	・県民の日(6月15日)に千葉駅前では、障害者条例に基づく広域専門指導員が広報活動を行いました。また、障害者週間にはラジオ放送により周知啓発に努めました。 ・また、「マンガでわかる障害者差別解消法」を作成し、関係機関等への周知啓発を行いました。	・今後も、障害者条例のみならず、障害者差別解消法と併せた啓発・広報活動に取り組めます。	3-4 障害者条例に係る相談件数のうち地域相談員が関わった件数の割合(%)
3-(3)-⑤		(3)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課(権利)	⑤・障害当事者によるピアサポートについて、広域専門指導員が主催する研修の内容、ピアサポートを用いた支援についてその方法や効果に関して検討を行っていきます。	・障害者条例に基づく地域相談員には、障害当事者の方もおり、県民からの相談に応じております。広域専門指導員主催により、これらの地域相談員に対する研修を実施しました。	・今後は広域専門指導員主催の研修において、グループワーク等により、実際の相談対応に関する研修を実施していきます。	・障害者条例に基づく地域相談員には、障害当事者の方もおり、県民からの相談に応じております。広域専門指導員主催により、これらの地域相談員に対する研修を実施しました。	・今後は広域専門指導員主催の研修において、グループワーク等により、実際の相談対応に関する研修を実施していきます。	
3-(3)-⑥		(3)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課(権利)	⑥・権利擁護全般に関して、既存の虐待防止センター、総合支援協議会、成年後見支援センター等と、障害者差別解消法に基づき新たに設置が見込まれる、障害者差別解消支援地域協議会を含めた各地域での取組について、整理を行いシステム作りの再検討を行います。	・障害者差別解消法の施行を見込み、有識者等によるワーキンググループを設置し、地域協議会の設置や対応の流れ等について検討しました。その検討結果を平成28年3月3日に内閣府が主催した報告会において報告しました。	・今後は、ワーキンググループの検討結果に基づいた法の運用を図ります。 ・市町村においては、平成28年4月の法施行時点で地域協議会を設置した市町村が3市・同年度上半期に設置予定の市町村が15市となっており、今後も働きかけを行っていきます。	・地域協議会については、市町村担当者を集めて情報交換会を開催し、地域協議会の設置準備を行っている市町村に地域協議会のあり方等について情報を提供しました。	・市町村においては、平成28年10月の法施行半年で地域協議会を設置した市町村が11市となっており、今後も働きかけを行っていきます。	
3-(4)-①	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課(障害)	① 手話通訳者については、養成研修事業を着実に実施するとともに、募集人員等の拡大を図っていきます。 ・また、要約筆記者についても養成研修事業を着実に実施し、さらに、要約筆記奉仕員から要約筆記者への移行研修を行います。	・手話通訳者の養成については、受講募集の周知を行い、実践課程で31名が受講し、そのうち19名が手話通訳者として登録をしました。 ・要約筆記者についても、今年度から要約筆記者養成講座(前期)が始まり、17名の方が受講しました。また、移行研修では28名が受講し、そのうち18名が要約筆記者として登録をしました。	・今後も引き続き、手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組んでいきます。	・手話通訳者の養成については、受講募集の周知を行い、実践課程で33名が受講し、そのうち12名が手話通訳者として登録をしました。 ・要約筆記者についても、今年度から要約筆記者養成講座(後期)が始まり、18名の方が受講し、そのうち8名が要約筆記者として登録をしました。	・今後も引き続き、手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組んでいきます。	3-5 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業の実養成講習終了見込者数 3-7 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用見込み件数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
3-(4)-②		(4)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課(障害)	②・盲ろう者向け通訳・介助員については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図ります。	・盲ろう者向け通訳介助員の養成については、受講募集の周知をはかり、19名が受講し、そのうち17名が通訳・介助員として登録をしました。	・今後も引き続き、盲ろう者向け通訳・介助員の養成に取り組んでいきます。	・盲ろう者向け通訳介助員の養成については、受講募集の周知をはかり、18名が受講し、そのうち16名が通訳・介助員として登録をしました。	・今後も引き続き、盲ろう者向け通訳・介助員の養成に取り組んでいきます。	3-6 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の実養成講習終了見込者数 3-8 盲ろう者向け通訳・介助派遣事業の実利用見込み件数
3-(4)-③		(4)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課(障害)	③・点訳・朗読奉仕員については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図ります。	・受講募集の周知等により、養成目標人数46名を大きく上回る62名の受講者を確保することができました。	・今後とも周知に取り組むほか、より多くの受講者に課程を修了していただけるよう引き続き内容の充実に努めていきます。	・点訳奉仕員23名、朗読奉仕員20名の受講者を確保しました。	・今後とも周知に取り組むほか、より多くの受講者に課程を修了していただけるよう引き続き内容の充実に努めていきます。	3-9 点訳・朗読奉仕員の養成(養成人数)(研修回数)
3-(4)-④		(4)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課(障害)	④・従来の意思疎通支援事業に加えて、失語症の人のための会話パートナーや視覚障害のある人の日常生活に密着した代筆・代読者等の、新たなニーズに対応した意思疎通支援についても検討を行います。 ・また、障害のある人のそれぞれの障害のレベルや状態によって、望ましいサービスは異なりうることから、レベルに適合した意思疎通支援が行われるように、利用者の選択肢を増やすことについても検討します。	・障害者差別解消法における地域協議会のあり方等を検討するモデル会議において、失語症の人のための会話パートナーについて指摘があったところです。	・新しいニーズに対応した意思疎通支援については、国の動向やニーズに応じて検討を行ってまいります。 ・平成28年度中に「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の見直しを行います。	・平成28年度に改訂した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」で失語症の人の特性や配慮のポイントについて記載しました。	・平成28年度に改訂した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知することで、県等の機関がその人にあった配慮ができるよう求めていきます。	
3-(5)-①	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)情報バリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課(障害)	①・情報コミュニケーションを支援するため、意思疎通支援事業の強化を図っていきます。 ・また、障害のある人が意思疎通を図るための支援を行う人を派遣する際に、市町村間での連携が必要な場合などには、実情に合わせた対応に努めます。 ・さらに、障害者手帳を持つに至らない障害のある人への支援についても検討を行います。	・H27年度の実績として、手話通訳者派遣は319件、要約筆記奉仕員派遣は176件、盲ろう者向け通訳・介助員は1,416件の派遣を行い、意思疎通支援事業を実施してまいりました。 ・また意思疎通支援事業の実情について調査するため、県内市町村に対してアンケートを実施するとともに、柔軟に対応するよう市町村にお願いをしました。	・今後も引き続き、意思疎通支援事業の強化を図りながら、実施していきます。 ・平成28年6月議会において千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例(以下「手話言語条例」という。)が成立・施行したため、条例に沿った対応をしてまいります。	・H28年度の実績として、手話通訳者派遣は273件、要約筆記奉仕員派遣は184件、盲ろう者向け通訳・介助員は1376件の派遣を行い、意思疎通支援事業を実施してまいりました。	・今後も引き続き、意思疎通支援事業の強化を図りながら、実施していきます。	
3-(5)-②		(5)情報バリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課(障害)	②・障害特性に合ったコミュニケーションを支援するために、コミュニケーションボードや音声コード読上装置、磁気ループ等のコミュニケーションを支える機器の設置を行政機関等の関係機関に働きかけ、コミュニケーション支援の普及と、それが使える地域の環境づくりを目指します。	・障害者差別解消法が施行されることを踏まえ、同法に基づく合理的配慮が提供や環境の整備が行われるよう、同法の周知を行いました。	・平成28年6月議会において手話言語条例が成立・施行したため、条例に沿った対応をしてまいります。 ・また、平成28年度中に「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の見直しを行います。	・「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を改訂し、障害のある人に対する配慮としての各種機器の活用を記載しました。	・平成28年度に改訂した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知することで、県のみならず各関係機関で障害のある人に対する環境の整備が行われるよう周知啓発に努めます。	
3-(5)-③		(5)情報バリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課(障害)	③・視覚障害のある人向けのパソコン教室については、点字広報紙等により周知を図ることにより、利用者の増加に努めます。 ・また、ITサポートセンターについても、点字県民だより等の広報紙により、引き続き登録者を増やすこととします。	・音声読上げに対応している県ホームページ及び受託事業者のホームページにおいて周知を行いました。	・今後とも同様の方法で周知に取り組んでいきます。	・音声読上げに対応している県ホームページ及び受託事業者のホームページにおいて周知を行いました。	・今後とも同様の方法で周知に取り組んでいきます。	
3-(5)-④		(5)情報バリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課(障害)	④・災害時の情報伝達については、避難所における防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせ、障害の区分等に配慮した手段を用いることとします。 ・また、避難場所への移行や避難所での情報コミュニケーション支援の取組など、災害時の対応について整備します。	・防災担当部局で作成している手引きや当課作成の情報保障ガイドラインで、災害時の情報伝達等の対応について明記しております。	・今後とも関係部署と連携して対応していきます。 ・また、平成28年度中に「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の見直しを行います。	・防災担当部局で作成している手引きや平成28年度に改訂した情報保障ガイドラインで、災害時の情報伝達等の対応について明記しております。	・平成28年度に改訂した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知することで、県のみならず各関係機関で障害のある人に対する環境の整備が行われるよう周知啓発に努めます。	
3-(5)-⑤		(5)情報バリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課(障害)	⑤・聴覚障害者・視覚障害者情報提供施設の安定した運営のために、現在行っている運営費の助成を継続し、施設機能の整備、充実を図ります。	・聴覚障害者・視覚障害者情報提供施設の安定した運営のために、運営費の助成を行い、聴覚障害者情報提供施設では字幕入りライブラリーの貸出を734件行い、機関誌3回発行を行った。また視覚障害者情報提供施設では点字図書676冊、声の図書342冊、拡大図書4冊、CD版雑誌延べ13,176枚、小さな童話延べ4,120部を新たに作成しました。	・今後とも国の要綱等に基づき助成を継続できるよう努めていきます。	・視覚障害者情報提供施設では点字図書540冊、声の図書227冊、拡大図書5冊、CD版雑誌延べ13,068枚、小さな童話延べ4,080部を新たに作成しました。	・今後とも国の要綱等に基づき助成を継続できるよう努めていきます。	
3-(5)-⑥		(5)情報バリアフリーのための普及啓発の促進	障害福祉事業課(権利)	⑥・視覚障害、聴覚障害等、各種障害のある人が、行政などから必要な情報を得るために、県の機関が行うべき配慮の指針である「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」が、幅広く活用されるよう、市町村などの関係機関への周知に努め、必要な配慮を行うよう働きかけます。	・障害者差別解消法における市町村職員研修において、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を配布し、障害のある人に対する配慮について働きかけを行いました。	・平成28年度中に「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の見直しを行います。 ・改定後のガイドラインの周知を引き続き実施します。	・「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の見直し作業を進め、平成29年3月に改定版を発表しました。	・情報保障ガイドラインの周知を進めて研修を実施し、県のほかに市町村・民間事業者においても配慮の実践が行われるよう協力を求めています。	
3-(5)-⑦		(5)情報バリアフリーのための普及啓発の促進	障害福祉事業課(権利)	⑦・県内の放送事業者に対し、字幕番組、手話番組等障害特性に配慮した情報提供の、一層の充実を要請します。	・障害者差別解消法の施行によって障害のある人に対する配慮がより一層必要となることを、放送事業者も参加する「推進会議」の場を通じて周知しました。	・障害者差別解消法の施行後も引き続き法や条例の趣旨の周知に努めます。 ・また、平成28年6月議会において手話言語条例が成立・施行したため、条例に沿った対応を(すとともに、県内の放送事業者に働きかけを)行っておりま。	・障害者差別解消法の施行によって障害のある人に対する配慮がより一層必要となることを、放送事業者も参加する「推進会議」の場を通じて周知しました。 ・また、県内の放送事業者に対し、障害者差別解消法が施行されたことを周知し、差別的解消に向けた協力を依頼しました。	・障害者差別解消法の施行後も引き続き法や条例の趣旨の周知に努めます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
3-(5)-⑧		(5)情報バリアフリーのための普及啓発の促進	市町村課	⑧・視覚障害のある人に参政権の行使に必要な情報を提供するため、引き続き選挙公報の点訳版や音訳版を作成・配布します。 ・また、障害特性に配慮した投票所のバリアフリー化のほか、不在者投票の適切な実施の促進により、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。	・平成27年度の県議会議員一般選挙において、名鑑点訳版・音訳版(CD)を作成・配布しました。 ・また、各投票所に候補者の氏名等を点字で記載したものを用意しました。さらに、各市町村における投票所については、出入口のスロープの設置等、施設の整備に十分配慮すること等を依頼しました。	・参議院議員通常選挙において、選挙公報の点訳版や音声版を作成・配布しました。また、平成29年執行予定の千葉県知事選挙においても、引き続き選挙公報の点訳版や音声版を作成・配布します。 ・また、投票所における障害者への便宜供与に努めるほか、不在者投票制度についても、市町村の協力を得て、対象者に周知が図られるよう、引き続き努めます。	・参議院議員通常選挙及び千葉県知事選挙において、選挙公報の点訳版や音声版を作成・配布しました。 ・また、投票所における障害者への便宜供与に努めるほか、不在者投票制度についても、市町村の協力を得て、対象者に周知が図られるよう努めました。	・不在者投票制度のほか、代理投票制度についても、市町村の協力を得て、対象者に周知が図られるよう、引き続き努めます。 ・また、市町村選挙においても、引き続き投票所のバリアフリー化や投票所における障害者への便宜供与が図られるよう、市町村に依頼します。	
4-(1)-①	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課(療育)	①・障害の早期発見や早期支援につなげるために重要である乳幼児健診の精度の向上や、継続支援の充実及びライフステージを通じて一貫した支援が受けられるライフサポートファイルの導入や一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っています。	・26年度までの33市町村に加え2町がライフサポートファイルの導入を図りました。	・引続きライフサポートファイルの導入について市町村に働きかけていきます。	・28年12月現在で、39市町村がライフサポートファイルを導入しました。	・引き続きライフサポートファイルの導入について市町村に働きかけていきます。	4-4 ライフサポートファイルの実施市町村数
4-(1)-②		(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課(療育)	②・知的障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等、障害特性に応じて療育支援のあり方が異なることから、必要とされる支援のあり方についての検討を行います。	・療育支援専門部会等を通じて障害特性に応じた療育支援のあり方について検討しました。	・療育支援専門部会等を通じて障害特性に応じた療育支援のあり方の検討に努めます。	・療育支援専門部会等を通じて障害特性に応じた療育支援のあり方について検討しました。	・療育支援専門部会等を通じて障害特性に応じた療育支援のあり方の検討に努めます。	
4-(1)-③		(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課(療育)	③・地域の療育支援体制の中核として期待される児童発達支援センターや、児童発達支援事業、放課後等デイサービスについて、機能の充実を図るとともに、事業の拡充を図ります。	・条例改正により、児童発達支援センターが、相談に応じて助言等の援助に努める対象として、小学校等が加わりました。	・児童発達支援事業所の設置数が少ない圏域の市町村に事業所の増加の必要性について働きかけていきます。	・児童発達支援事業所を58箇所指定し、事業所の増加を図りました。	・児童発達支援センターが設置されていない圏域の市町村に設置の必要性について働きかけていきます。	4-1 児童発達支援センター箇所数 4-2 放課後等デイサービス事業所箇所数 4-3 児童発達支援事業箇所数
4-(1)-④		(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課(療育)	④・児童発達支援センターが、発達障害者支援センター(CAS)と連携を図り、同一の障害保健福祉圏域にある児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、教育関係機関、保育所等とネットワークを構築し、情報共有のための会議及び職員の支援技術向上のための研修を実施します。	・児童発達支援センター等の機能強化事業の募集要綱の改正に取組みました。	・引続き児童発達支援センターの支援技術の向上に努めていきます。	・児童発達支援センター等が主催する研修会に、CASの職員を派遣し、児童発達支援事業所等の職員の支援技術の向上を図りました。	・引き続き児童発達支援センターの支援技術の向上に努めていきます。	
4-(2)-①	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課(事業)	①・障害のある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、家族のレスパイトや緊急時に対応できるよう、短期入所事業所を拡充し、在宅支援の環境整備に努めます。 ・また、強度行動障害のある子どもを受け入れる短期入所施設の拡充が図られるよう検討します。	・福祉型短期入所事業所6件の拡充を図りました。 ・強度行動障害特別支援事業補助金を活用して4施設において強度行動障害のある子どもの受入を行いました。	・引続き短期入所事業所の拡充に努めます。 ・強度行動障害特別支援事業の対象事業所の増加について、市町村に働きかけます。	・福祉型短期入所事業所9件の拡充を図りました。 ・強度行動障害のある子ども等を受け入れる短期入所事業所(4事業所)に対して運営費補助を行いました。	・引続き、強度行動障害のある子どもを受け入れる事業所等、短期入所事業所の拡充に努めていきます。	4-5 短期入所施設数(障害のある子どもを受け入れる施設)
4-(2)-②		(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課(療育)	②・ホームヘルプ、訪問看護など、在宅生活を支える訪問系サービスの充実が図られるように、また、比較的軽度な障害の子どもでもニーズに沿ったサービスが受けられるよう、市町村に働きかけます。	・療育手帳の取得までには至らないが、障害の心配がある子どもに対して、障害児等療育支援事業により訪問による相談及び療育指導を実施しました。	・法定サービスの制度の谷間に置かれている子どもが柔軟に活用ができる障害児等療育支援事業について、市町村に当事業の存在の周知に努めます。	・療育手帳の取得までには至らないが、障害の心配がある子どもに対して、障害児等療育支援事業により訪問による相談及び療育指導を実施しました。	・法定サービスの制度の谷間に置かれている子どもが柔軟に活用ができる障害児等療育支援事業について、市町村に当事業の存在の周知に努めます。	4-6 居宅介護事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)
4-(2)-③		(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課(療育)	③・医療的ニーズの高い障害のある子どもを支援するホームヘルパーの養成を進めるため、医療的ケアの研修の充実を検討します。	・喀痰吸引研修について平成26年度時点で未受講圏域12のうち、6圏域で研修を実施しました。	・引続き残る6圏域について、喀痰吸引研修を実施していきます。	・喀痰吸引研修について、6圏域で研修を実施しました。	・重症児を受け入れる訪問看護師育成研修に、居宅介護事業所等の職員も対象に加えて実施します。	
4-(2)-④		(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課(療育)	④・親の療育技術の向上やストレスの軽減等を図るため、発達障害やその疑いのある子どもの保護者を対象とした子どもとの接し方や育て方についてのペアレントトレーニングを受ける保護者の増加に努めます。	・5箇所の地域支援機関等においてペアレントトレーニングを実施し、38人の参加者がありました。	・引続きペアレントトレーニングを実施し、発達に気になる子どもの子育てをサポートに努めていきます。	・4箇所の地域支援機関等においてペアレントトレーニングを実施し、17人の参加者がありました。	・引続きペアレントトレーニングを実施し、発達が気になる子どもの子育てをサポートに努めていきます。	
4-(3)-①	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課(療育)	①・発達障害のある子どもへの早期支援を図るため、保育士や幼稚園教諭等、また、施設の巡回支援を実施する保育所等訪問支援事業所や障害児相談支援事業所の支援員等を対象に、障害の基礎知識や各種援助技法等の研修を実施します。 ・また、障害児通所支援の保育所等訪問支援事業の事業所の拡充に努めます。	・障害児等療育支援事業の委託により、幼稚園や保育園の職員に対する支援技術の指導を実施しました。	・障害児等療育支援事業において、28年度から放課後児童クラブ、児童養護施設も支援対象とします。	・障害児等療育支援事業の委託により、幼稚園や保育園に加え、放課後児童クラブ、児童養護施設の職員に対する支援技術の指導を実施しました。	・障害児等療育支援事業において、29年度から特別支援学校、小・中・高等学校も支援対象とします。	4-7 障害児等療育支援事業(実施見込み箇所数)(相談見込み件数)
4-(3)-②		(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課(療育)	②・在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターを地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促します。 ・また、複数の市町村が圏域単位で配置する場合は助成額を上乗せするなど、広域での活動を促します。 ・さらに、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーター連絡協議会を開催します。	・香取・海浜圏域にて地域生活支援事業の活用による療育支援コーディネーター事業が実施されました。 ・療育支援コーディネーター連絡協議会を開催し、各事業所の課題等の情報共有を図りました。	・引続き地域生活支援事業を活用し、圏域単位での療育支援コーディネーター配置を各市町村に働きかけていきます。	・香取・海浜圏域にて地域生活支援事業の活用による療育支援コーディネーター事業が実施されました。	・引続き地域生活支援事業を活用し、圏域単位での療育支援コーディネーター配置を各市町村に働きかけていきます。	4-8 療育支援コーディネーターの配置人数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
4-(3)-③		(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課(療育)	③・発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親をペアレントメンターとして登録し、発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。 ・また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターの配置に努め、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。	・ペアレントメンターコーディネーター配置事業で個別相談又はグループ相談を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図りました。	・発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターによるグループ相談会の開催やペアレントメンターコーディネーターの配置を行って行きます。	・ペアレントメンターコーディネーター配置事業で個別相談又はグループ相談を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図りました。	・発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターによるグループ相談会の開催やペアレントメンターコーディネーターの配置を行って行きます。	
4-(3)-④		(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課(療育)	④・障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するため、障害児等療育支援事業を推進します。 ・また、障害児等療育支援事業における施設指導支援事業の訪問先として、より多くの利用者を支援するため児童養護施設も対象とするよう検討します。	・障害児等療育支援事業の実施により、発達障害等で困っている方への相談(1,288件)、療育指導(24,773件)を実施しました。	・障害児等療育支援事業において、利用者に適正な療育支援回数を提供できるよう、各事業メニューの標準年間回数を療育支援専門部会等を通じて検討していきます。	・障害児等療育支援事業において、利用者に適正な療育支援回数を提供できるよう、各事業メニューの標準年間回数を療育支援専門部会等で検討しました。	・障害児等療育支援事業において、利用者に適正な療育支援回数を提供できるよう、実施状況の把握に努めます。	
4-(3)-⑤		(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課(療育)	⑤・相談支援専門員、療育支援コーディネーターや児童発達支援センターの職員を対象として、障害児支援に関する総合的なコーディネーターやアセスメントに関する知識や技術を向上させるための研修を検討します。	・心身障害児の通園施設職員に対し療育指導方法の向上を目的とした研修会を開催し、通園施設の機能の充実を図りました。	・引続き心身障害児の通園施設職員に対し、障害児支援に関する知識や技術を向上させるための研修を実施していきます。	・心身障害児の通園施設職員に対し療育指導方法の向上を目的とした研修会を開催し、通園施設の機能の充実を図りました。	・引続き心身障害児の通園施設職員に対し、障害児支援に関する知識や技術を向上させるための研修を実施していきます。	
4-(3)-⑥		(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課(療育)	⑥・障害児通所支援事業所において行われていることばの教室などの、障害特性に応じた支援について、その充実を市町村等に働きかけるとともに、周知します。	・障害児等療育支援事業の一部の事業所で、障害特性に応じた療育指導を行いました。	・障害児等療育支援事業の活用について市町村等に働きかけていきます。	・障害児等療育支援事業の一部の事業所で、障害特性に応じた療育指導を行いました。	・障害児等療育支援事業の活用について市町村等に働きかけていきます。	
4-(4)-①	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実	(教)特別支援教育課、子育て支援課	①・幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、通常学級の担任をはじめ全教職員の障害への理解促進と障害のある児童生徒への対応、特別な教育的ニーズに応じた指導力を高めるため、研修の充実を図るとともに、保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおいても特別支援教育に関する研修の充実を図ります。	・放課後児童支援員等の資質向上を目的とした放課後児童クラブ支援員等研修会にて、「障害のある子どもたちへの理解と支援」をテーマに実施しました。 ・公立幼稚園、こども園研究協議会で特別支援教育に関する講話を実施したり、高等学校において「インクルーシブ教育システムの構築」に関する研修会を実施したりする等、研修の充実を図ってきました。	・平成28年度においても、放課後児童支援員等の資質向上を目的とした「放課後児童クラブ支援員等研修会」を実施予定であることから、研修会の内容についても検討します。 ・次年度実施予定の、公立幼稚園・こども園及び公立学校の園長・校長対象の「インクルーシブ教育システム研修会」においても、個別的教育支援計画及び特別支援教育コーディネーターの重要性について、説明していくこととしています。	・放課後児童支援員等の資質向上を目的とした放課後児童クラブ支援員等研修会」を開催予定であり、研修会の内容について検討します。 ・次年度は、全ての公立幼稚園・認定こども園の特別支援教育コーディネーターに対する研修会を新規に実施することとしており、発達障害のある幼児の理解、支援方法、園内体制の整備等について研修を進めていきます。	4-10 特別支援教育に関する教員研修受講率(%)	
4-(4)-②		(4)障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実	(教)特別支援教育課	②・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校と保健・医療などの関係機関との連携の充実を図るとともに、不適応の個別のケースについて、児童発達支援センターや発達障害者支援センター(CAS)と連携して解決を図ります。	・高等学校等において、特別支援教育に関する職員研修に発達障害者支援センター(CAS)の職員を招いて助言を受ける等、連携の充実を図りました。	・不適応の個別のケースについて連携による解決が進むよう、市町村教育委員会担当指導主事会議等とあわせて、引き続き周知していきます。	・昨年度に引き続き、高等学校等において、特別支援教育に関する職員研修に発達障害者支援センター(CAS)の職員を招いて助言を受ける等、連携の充実を図りました。また、CAS等との外部専門家(専門施設)との連携の有効性について、市町村教育委員会担当指導主事会議等とあわせて周知しました。	・不適応の個別のケースについて連携による解決が進むよう、市町村教育委員会担当指導主事会議等とあわせて、引き続き周知していきます。	
4-(4)-③		(4)障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実	(教)特別支援教育課	③・幼稚園、小学校、中学校、高等学校における個別的教育支援計画の作成と活用を一層進めるとともに、学校における特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図り、また、コーディネーターとして複数の教員を指名できるように努めるなど、校内支援体制の充実を図ります。	・市町村教育委員会指導主事及び管理主事を対象とした「インクルーシブ教育システム研修会」において、個別的教育支援計画の重要性及び校内委員会における特別支援教育コーディネーターの重要性について説明しました。	・次年度実施予定の、公立幼稚園・こども園及び公立学校の園長・校長対象の「インクルーシブ教育システム研修会」においても、個別的教育支援計画及び特別支援教育コーディネーターの重要性について、説明していくこととしています。	・全ての公立幼稚園・認定こども園及び公立学校の園長・校長対象の「インクルーシブ教育システム研修会」において、個別的教育支援計画の重要性及び校内委員会における特別支援教育コーディネーターの重要性について説明しました。	・次年度に、初めて実施する、全ての公立幼稚園・認定こども園の特別支援教育コーディネーター対象の研修会においても、個別的教育支援計画及び園内体制の整備の重要性について、説明していきます。	4-9 小・中学校等における特別支援教育に関する個別教育支援計画作成率(%)
4-(4)-④		(4)障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実	(教)特別支援教育課	④・医療依存度が高く特別支援学校への通学が困難な児童・生徒に対して、訪問教育の充実に努めます。	・公立特別支援学校における訪問教育は26校、92名の児童生徒を対象に実施しました。家庭への訪問だけでなく、病院や施設への訪問を実施することにより通学が困難な児童・生徒への教育の充実を図りました。	・次年度も児童・生徒の障害の状況に応じた学びの場を提供していけるように家庭、病院、施設への訪問教育の充実に取り組んでいます。	・公立特別支援学校における訪問教育は27校、93名の児童生徒を対象に実施しました。家庭への訪問だけでなく、病院や施設への訪問を実施することにより通学が困難な児童・生徒への教育の充実を図りました。	・次年度も児童・生徒の障害の状況に応じた学びの場を提供していけるように継続して家庭、病院、施設への訪問教育の充実に努めます。	
4-(4)-⑤		(4)障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実	(教)特別支援教育課	⑤・いじめや不登校の問題については、学校や家庭、教育委員会と児童相談所等の関係機関との連携や、子どもと親のサポートセンターや総合教育センターなどの相談機関との連携により支援の充実を図ります。	・特別支援学校におけるいじめの認知件数は24件、そのうち解消している案件は16件でした。いじめ防止と適切な対応や生徒指導に関する諸問題への対応に向けて関係機関と連携して取り組むように、生徒指導主事連携協議会等の各種会議の中で理解啓発を図ってきました。	・次年度の特別支援学校生徒指導主事連携協議会及び副校長、教頭会議においていじめや不登校等の問題について、関係機関と連携した支援の充実を図るように引き続き周知していきます。	・公立特別支援学校におけるいじめの認知件数は127件、そのうち解消している案件は59件、一定の解消は図られたが継続して支援中が68件でした。いじめの認知についての考え方やアンケート等の取り方を見直すことで、認知件数が上がりました。いじめ防止と適切な対応や生徒指導に関する諸問題への対応に向けて関係機関と連携して取り組むように、生徒指導主事連携協議会等の各種会議の中で理解啓発を図りました。	・次年度の特別支援学校生徒指導主事連携協議会及び副校長・教頭会議においていじめや不登校等の問題について、関係機関と連携した支援の充実を図るように引き続き周知していきます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の実施結果	取組結果への対応（27→28年度）	28年度の実施結果	取組結果への対応（28→29年度）	関連数値目標
4-（4）-⑥		（4）障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実	（教）特別支援教育課	⑥・高等学校や特別支援学校の卒業後の進路について、個別の移行支援計画の作成と活用を図り、学校とハローワーク、就労支援施設、相談支援事業所などの就労関係機関との連携を強化します。	・公立特別支援学校においては、個別の移行支援計画を作成し、それを基に関係機関と情報を共有しながら、個々の卒業後の就労や生活について検討することができました。	・個別の移行支援計画の内容が、情報共有として適しているのかを再検討し、今後も関係機関との連携を図っていきます。	・昨年度に引き続き、公立特別支援学校においては個別の移行支援計画を作成し、それを基に関係機関と情報を共有しながら、個々の卒業後の就労や生活について検討することができました。	・個別の移行支援計画の作成及び活用の充実を図るように、情報共有の内容について引き続き検討し、今後も関係機関との連携を図っていきます。	
4-（4）-⑦		（4）障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実	（教）県立学校改革推進課 （教）特別支援教育課	⑦・過密化の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進めていきます。	・平成27年4月に、船橋夏見・矢切・大網白里・習志野・飯高特別支援学校の5校を開設しました。 ・スクールバスについて、道路状況や児童生徒の居住地、運行時間等を総合的に検討し運行し、更に通学の利便性を高めてきました。	・平成29年度に（仮称）栄特別支援学校を開設する予定です。 ・スクールバスについて、道路状況や児童生徒の居住地、運行時間等を総合的に検討し運行し、更に通学の利便性を高めていきます。	・平成29年度当初の栄特別支援学校開設に向けて準備を進めました。 ・前年度に引き続きスクールバスについて、道路状況や児童生徒の居住地、運行時間等を総合的に検討し運行を実施し、通学の利便性を高めてきました。	・平成29年度4月に栄特別支援学校を開設しました。 ・引き続きスクールバスについて、道路状況や児童生徒の居住地、運行時間等を総合的に検討し運行し、更に通学の利便性を高めていきます。	
4-（5）-①	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実	（5）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課（療育）	①・国のモデル事業である小児等在宅医療連携拠点事業（平成25、26年度実施）の成果を活かし、医療・保健・福祉・教育の分野で小児等の在宅支援に関わる人材の育成、医療資源の拡充、関係者のネットワークの構築を進めます。	・障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会を開催し、小児等在宅医療連携拠点事業の進捗管理や課題抽出・課題解決を協議しました。	・引き続き障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会を開催し、医療・保健・福祉・教育の分野での関係者のネットワークの構築を推進していきます。	・障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会を開催し、小児等在宅医療連携拠点事業の進捗管理や課題抽出・課題解決を協議しました。	・引き続き障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会を開催し、医療・保健・福祉・教育の分野での関係者のネットワークの構築を推進していきます。	
4-（5）-②		（5）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課（療育）	②・医療的ケアを要する障害のある子どもが在宅で医療や福祉のサービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修や、「医療的ケアのある子どもに対する相談支援ガイドライン」を活用して相談支援専門員の育成を行います。	・重症児を受け入れる訪問看護研修1回、超重症児を受け入れる訪問看護研修1回、チームケアカンサルテーション1回を実施しました。	・医療的ケア児の支援に関し、医療・福祉、教育等との連携体制の構築について、障害児等在宅支援・訪問看護研究会を通して協議していきます。	・重症児を受け入れる訪問看護研修2回、超重症児を受け入れる訪問看護研修1回を実施しました。	・医療的ケア児の支援に関し、医療・福祉、教育等との連携体制の構築について、障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会を通して協議していきます。	
4-（5）-③		（5）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課（事業）	③・重症心身障害の状態にある子どもや強度行動障害のある子どもの在宅支援については、医療的ケアの問題とともに家族の高齢化の問題などあり、施設入所のニーズが高い状況にあります。 ・こうした中で、医療型障害児入所施設や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援のあり方について検討します。	・東葛地域で重症心身障害児施設の設置を図りました。	・強度行動障害のある子どもに対応する施設の拡充に努めています。	・医療的ケアが必要な子ども等を受入れる短期入所事業所（5事業所）や、強度行動障害のある子ども等を受入れる短期入所事業所（4事業所）に対して運営費補助を行いました。	・医療的ケアが必要な子どもや強度行動障害のある子ども等に対応する施設の拡充に努めています。	4-11 福祉型障害児入所施設入所定員 4-12 医療型障害児入所施設入所定員
4-（5）-④		（5）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課（県立）	④・重症心身障害の状態にある人（子どもを含む）が入所する老朽化が進んだ県立施設について、県民からの高いニーズに対応できるよう、県立施設としての役割を維持・強化する視点から、整備のあり方について検討します。	・県立施設の整備の前提となる県が策定中の公共施設等総合管理計画の「個別施設計画」に組み込まれるよう、資産経営課と協議をしました。	・公共施設等総合管理計画に組み込まれるよう引き続き資産経営課と協議を重ねていきます。	・県立施設の整備の前提となる県が策定中の公共施設等総合管理計画の「個別施設計画」に組み込まれるよう、部内で協議をしました。	・「個別施設計画」の策定に向けて、資産経営課と協議を重ねていきます。	
5-（1）-①	5 障害のある人の相談支援体制の充実	（1）地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課（地域）	①・計画相談支援に従事する相談支援専門員を十分に配置できるよう、国に対して十分な報酬の見直し等の措置を講じるよう強く求めるとともに、サービス等利用計画が適切に作成・運用されるよう、相談支援専門員の業務の適正化、当事者自身が作成するセルフプラン及び計画に基づく支援状況の確認等を行うモニタリングのあり方などについて検討します。	・国に対し、平成27年度報酬改定による効果を十分検証するとともに十分な財政措置を講じるよう求めました。 ・市町村に対して、サービス等利用計画案、セルフプラン及び代替プランの作成等、障害者サービスに係る支給決定の適正化について通知しました。 ・相談支援体制整備に係る市町村会議を開催し、情報共有・意見交換を行いました。	・引き続き、国に対し、平成27年度報酬改定による効果を十分検証するとともに十分な財政措置を講じるよう求めます。 ・相談支援体制整備に係る市町村会議等を通じて、計画に基づく支援状況の確認等を行うモニタリングのあり方などについて情報交換を図ります。	・国に対し、平成27年度報酬改定による効果を十分検証するとともに十分な財政措置を講じるよう求めました。 ・市町村に対して、サービス等利用計画案の作成及びセルフプランの取扱い等、支給決定の適正化について技術的助言を行いました。	・引き続き、国に対し、平成27年度報酬改定による効果を十分検証するとともに十分な財政措置を講じるよう求めます。 ・引き続き、市町村に対して、サービス等利用計画案の作成及びセルフプランの取扱い等、支給決定の適正化について技術的助言を行います。	5-1 計画相談支援従事者数
5-（1）-②		（1）地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課（地域）	②・入所・入院している障害のある人やその家族に対し十分な情報提供ができるよう、地域相談支援における訪問相談を推進します。	・相談支援体制整備に係る市町村会議を開催し、情報共有・意見交換を行いました。	・地域移行、地域定着に係る中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置促進を図るための検討を進めます。	・基幹相談支援センターの設置促進に係る市町村研修会を開催し、情報交換等を行いました。 ・相談支援専門部会において、「基幹相談支援センターの設置促進について（平成29年3月）」を取りまとめました。	・「基幹相談支援センターの設置促進について（平成29年3月）」を活用し、市町村への周知に努めます。	
5-（1）-③		（1）地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課（地域）	③・各市町村協議会の活動状況や課題の検証を行うとともに、現在市町村協議会に対する支援等のため配置している千葉県相談支援アドバイザーの強化を行い、各市町村協議会が医療、保健及び教育等他の分野との連携を含めた支援体制の整備を行えるよう市町村協議会への支援に取組みます。	・市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、相談支援アドバイザーを延べ6名派遣しました。	・引き続き、相談支援アドバイザーの派遣を通じて市町村協議会への支援に取組みます。	・市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、相談支援アドバイザーを延べ4名派遣しました。	・相談支援アドバイザーの派遣について、あらためて市町村等に対して制度の周知を図り、利用を促進します。	5-4 千葉県相談支援アドバイザー派遣事業（アドバイザー配置数（再掲））（アドバイザー派遣件数）
5-（1）-④		（1）地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課（地域）	④・基幹相談支援センターや24時間365日体制で福祉サービスのコーディネート・福祉の総合相談・権利擁護等を行う中核地域生活支援センターを含む各種相談支援関連事業の役割を整理のうえ、基幹相談支援センターについてはその設置推進策を講じるとともに、国に対しては基幹相談支援センターの運営に十分な財源の確保を要望します。	・千葉県総合支援協議会相談支援専門部会において、基幹相談支援センターの設置促進案について協議をいただきました。	・引き続き、千葉県総合支援協議会相談支援専門部会の意見を聞いたうえで設置促進策を講じるとともに、国に対しては十分な財源の確保を要望します。	・基幹相談支援センターの設置促進に係る市町村研修会を開催し、情報交換等を行いました。 ・相談支援専門部会において、「基幹相談支援センターの設置促進について（平成29年3月）」を取りまとめました。	・「基幹相談支援センターの設置促進について（平成29年3月）」を活用し、市町村への周知に努めるとともに、引き続き国に対しては十分な財源の確保を要望します。	5-5 基幹相談支援センター設置市町村数
5-（1）-⑤		（1）地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課（地域）	⑤・障害のある人の権利擁護を推進するために、従来の取組に加えて、計画相談支援のうち支援状況の確認を行うモニタリングの機会を活用した虐待防止の仕組みを検討します。	・相談支援体制整備に係る市町村会議を開催し、情報共有・意見交換を行いました。	・引き続き、相談支援体制整備に係る市町村会議を開催し、情報共有を図ります。	・市町村に対する自立支援給付費支給事務等技術的助言を行う中で、モニタリングの実施状況を確認しました。	・引き続き、技術的助言を行う中でモニタリングの実施状況を確認するとともに、モニタリングの機会を活用した虐待防止の仕組みを検討します。	
5-（1）-⑥		（1）地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課（地域）	⑥・意思疎通支援事業（市町村地域生活支援事業）の活用など、当事者団体や専門機関等と協力して、視覚障害、聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害のある人、盲ろう者などコミュニケーションに障害のある人が相談支援を受けやすくなるための環境づくりについて検討します。	・市町村が実施する意思疎通支援事業の実施状況について調査し、実態把握に努めました。	・地域生活支援事業の国庫補助に係る特別支援事業の協議を促す等、行政機関等への意思疎通支援者の設置により障害のある人が相談支援を受けやすくなるための環境づくりを図ります。	・意思疎通支援事業の促進のため、市町村へ国庫補助に係る特別支援事業の協議を促し、3市より協議があり、行政機関への手話通訳者の設置等が行われました。	・引き続き、意思疎通支援事業の実施状況調査を行うとともに、意思疎通支援事業の推進を市町村へ促します。	
5-（1）-⑦		（1）地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課（地域）	⑦・障害のある人の経験や能力を活かすとともに社会参加を促進するため、ピアヘルパーからピアカウンセラーへとキャリアアップできるよう、ピアサポーター養成研修の見直し及び就労先の確保について検討します。	・既にピアサポーターとして雇用されている人等を対象とするなど研修内容の見直しを行いました。	・平成27年度の実施結果を踏まえ、研修修了者の就業先の確保等について検討します。	・研修受講者11名が修了し、うち4名が障害福祉サービス事業所等に就業した。	・引き続き同様の研修を実施するとともに、研修修了者の就労を含めた活動の場の確保に努めます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の実施結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の実施結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
5-(1)-⑧		(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課(地域)	⑧・健康福祉センター(保健所)と医療機関、市町村社会福祉協議会及び民生委員等との連携を強化するなど、孤立等している精神障害のある人を把握するための仕組み及び訪問型の相談支援について検討します。	・相談支援体制整備に係る市町村会議を開催し、情報共有・意見交換を行いました。	・地域における関係機関の連携に係る中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置促進を図るための検討を進めます。	・基幹相談支援センターの設置促進に係る市町村研修会を開催し、情報交換を行いました。 ・相談支援専門部会において、「基幹相談支援センターの設置促進について(平成29年3月)」を取りまとめました。	・「基幹相談支援センターの設置促進について(29年3月)」を活用し、市町村への周知に努めます。	
5-(1)-⑨		(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課(地域)	⑨・発達障害のある人については、地域の相談支援従事者に対する研修を実施するなどして、地域における相談支援体制の整備を進めるとともに、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と地域相談支援機関との役割分担を明確にしたうえで、CASと地域相談支援機関との連携体制を強化します。 ・高次脳機能障害のある人については、地域における相談支援体制の整備を推進し、地域における専門性の高い人材の育成や、県内支援拠点機関及び地域内の関連支援機関とのネットワーク構築に取組みます。	・相談支援従事者専門コース別等研修及び発達障害相談員フォローアップ研修を実施しました。 ・千葉県内における発達障害に係る相談支援体制のリーフレットを作成及び配布しました。 ・千葉県リハビリテーションのほか地域支援拠点2か所を設置し、支援コーディネーターを中心として機能回復・社会復帰に向けた訓練や相談支援に取組みました。	・今後も同等以上の研修を実施し、地域の発達障害の相談支援が対応可能な人材を養成し、リーフレット等を配布することで地域の相談支援機関との役割分担を明確にし、連携を進めます。	・相談支援従事者専門コース別等研修及び発達障害相談員フォローアップ研修を実施するとともに、地域において対応可能な相談支援機関(80事業所)を県ホームページに掲載しました。 ・高次脳機能障害に関する支援体制については、県内3か所に支援拠点機関を設置し、各地域における相談支援や関係機関等への助言指導を行うとともに、ネットワークの構築に努めました。	・今後も同様の研修を実施し、発達障害の相談支援が対応可能な人材を養成し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と地域相談支援機関との連携を進めます。 ・引き続き、各支援拠点機関を中心に、地域における相談支援体制の整備及び関係機関との連携を進めます。	5-6 発達障害者支援センター相談件数(地域相談支援機関での相談を含む)
5-(1)-⑩		(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課(地域)	⑩・介護支援専門員を対象とする障害福祉サービスに関する研修及び、市町村における地域包括支援センターと相談支援事業所との併設又は連携強化について検討します。	・千葉県総合支援協議会相談支援専門部会において、平成28年度重点事業として取り組むことを提案しました。	・千葉県総合支援協議会相談支援専門部会の意見を聞いたうえで、具体的な検討を進めます。	・相談支援専門部会において、介護支援専門員を対象とした研修の検討や地域包括支援センターと基幹相談支援センターとの連携について協議しました。	・29年度相談支援従事者研修において、介護支援専門員を対象とした受講枠を確保します。	5-2 特定相談支援事業所所在市町村数 5-3 一般相談支援事業所所在市町村数
5-(2)-①	5 障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課(地域)	① 相談支援専門員等の育成ビジョンを明確にしたうえで、これに基づき各研修を体系的に整理することにより、受講者の目的意識を高め、研修効果のより一層の向上を図ります。	・相談支援専門員等の養成研修においては、研修講師等によるワーキングチームを設置し、相談支援専門員が体系的に能力を高められるよう、法定研修のカリキュラムの見直しや専門コース別研修の活用等を検討しました。	・県としての相談支援専門員の育成ビジョンの明確化及び周知等について、相談支援専門部会及びワーキングチームを中心に検討を進めます。	・相談支援専門員等の養成研修においては、研修講師等によるワーキングチームを設置し、相談支援専門員が体系的に能力を高められるよう、法定研修のカリキュラムの見直しや専門コース別研修の活用等を検討しました。	・県としての相談支援専門員の育成ビジョンを明確にしたうえで、相談支援専門部会及びワーキングチームを中心に検討を行い、研修効果のより一層の向上を図ります。	5-8 相談支援専門員の養成数 5-9 相談支援専門コース別研修事業(受講者数)(研修開催回数)
5-(2)-②		(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課(地域)	② 地域において安定的に相談支援体制を維持していくことのできる財源を確保することができるよう、国に対して報酬制度の見直し等十分な財政措置を講じるよう求めます。	・国に対し、平成27年度報酬改定による効果を十分検証するとともに十分な財政措置を講じるよう求めました。	・引き続き、国に対し、平成27年度報酬改定による効果を十分検証するとともに十分な財政措置を講じるよう求めます。	・国に対し、平成27年度報酬改定による効果を十分検証するとともに十分な財政措置を講じるよう求めました。	・引き続き、国に対し、平成27年度報酬改定による効果を十分検証するとともに十分な財政措置を講じるよう求めます。	5-7 計画相談支援従事者数(再掲)
5-(3)-①		(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課(地域・療育)	① 地域における医療・福祉資源に関する情報を、市町村や地域相談支援機関に提供・周知することにより、医療的ケアを要する障害のある子ども等が適切な支援に繋げやすくなります。	・障害福祉課のホームページ上に作成した資源マップに医療的ケアを要する障害児を受け入れることが可能な短期入所事業所の連絡先等を掲載しました。	・引き続き医療・福祉資源に関する情報の提供に努めて参ります。	・引き続き、障害福祉課のホームページに、医療的ケアを要する障害児を受け入れることが可能な短期入所事業所の連絡先等を掲載し、情報提供に努めました。	・引き続き、医療・福祉資源に関する情報の提供に努めます。	
5-(3)-②		(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課(地域・療育)	② 医療的ケアを要する障害のある子ども等への相談支援に従事する相談支援専門員のスキルアップのため、「医療的ケアのある子どもに対する相談支援ガイドライン」を活用した研修を実施します。	・相談支援専門員を対象に、医療的ケアのある子どもの特徴等を踏まえて、相談支援ガイドラインをもとに研修を1回開催しました。	・研修を継続して実施し、医療的ケアを要する子ども等への相談支援に従事する相談支援専門員のスキルアップを図ります。	・相談支援専門員を対象に、医療的ケアのある子どもに対する相談支援ガイドラインに基づく研修を1回開催しました。 ・29年3月に相談支援ガイドラインの一部を改訂しました。	・引き続き研修を実施し、医療的ケアを要する子ども等への相談支援に従事する相談支援専門員のスキルアップを図ります。	5-10 医療的ケアの必要な子ども等への相談支援研修の受講者数
6-(1)-①	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課(事業)	① 企業や公的機関、地域における障害の特性に応じた就労の機会の拡大を促進するとともに、適時のアセスメントができる体制の充実を図るほか、障害のある人が安心して働き続けられるよう、就労先での労働条件等の権利擁護に関して、相談支援体制の強化を図ります。	・就労移行支援事業所における就職実績等について調査を行い、就労の機会拡大の課題を精査しました。 ・障害者就業・生活支援センターを県内全圏域に設置し、就職している障害者等への相談支援を行い、相談支援体制の充実を図りました。	・就労移行支援事業所における就職実績等の調査結果を踏まえ、研修の実施等により、支援を行うこととします。 ・相談件数の増加に対応できるよう、障害者就業・生活支援センター等における課題を整理し、相談支援体制の強化に係る検討を行います。	・障害者就業・生活支援センターに配置している生活支援担当職員等により、就職している障害者等への相談支援を行い、相談支援体制の充実を図りました。 ・就職実績が低い就労移行支援事業所等に対して、就職実績の向上に資する研修を実施しました。	・障害者就業に関わる支援機関等と意見交換を行ったうえで、就労支援の体制や次期障害者計画の内容(障害者計画に係る就職者実績の目標値等)について検討します。	6-1 福祉施設利用者の一般就労への移行者数
6-(1)-②		(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課(事業)	② 一般就労を促進するためには、就労移行支援事業所をはじめとする支援機関や特別支援学校の支援体制を強化する必要があることから、就労移行支援事業所等に対する研修や情報提供を実施するほか、定着支援の充実を促すような給付費の制度の見直しについて、必要に応じて国に働きかけます。	・就労移行支援事業所に対して、就職実績や事業所の支援方針等について調査を行いました。 調査結果を踏まえて、就労支援専門部会を開催し、就職実績の低い事業所における課題や特別支援学校の支援体制の課題を明らかにし、支援する取組について検討を行いました。 ・国への要望事項について、関東近県の会議等において協議を行いました。	・就労支援専門部会にて、就職実績の低い事業所を対象とした、就労促進に係る取組の策定を検討します。 ・国への要望事項については、引き続き協議・検討していくこととします。	・就労移行支援事業所の就職実績向上のための取組として、就職実績が低い事業所等に対して研修を実施しました。 ・就労定着支援に係る加算の拡充等について、国へ要望しました。	・引き続き、就労支援専門部会にて、一般就労を促進するための取組について検討します。 ・国への要望事項については、引き続き協議・検討していくこととします。	6-2 就労移行支援事業の利用者数 6-3 就労移行率が30%以上の就労移行支援事業者数(全体に占める割合)(%) 6-4 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数
6-(1)-③		(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課(事業)	③ 精神障害のある人を支援対象とする就労移行支援事業所の一層の拡充とともに、障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援体制の充実を促進します。	・就労移行支援事業所の拡充や障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関により、精神障害のある人への就労支援・定着支援の充実を図りました。	・就労移行支援事業所の拡充等により、精神障害のある人への就労支援・定着支援の一層の拡充を図ります。	・就労移行支援事業所の拡充や障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関により、精神障害のある人への就労支援・定着支援の充実を図りました。	・就労移行支援事業所の拡充等により、精神障害のある人への就労支援・定着支援の一層の拡充を図ります。	6-11 従業員50人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の実施結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の実施結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
6-(1)-④		(1)就労支援・定着支援の体制強化	産業人材課	④ 県立障害者高等技術専門学校において、障害のある人が就職に必要な知識・技能を習得し、職業人として自立するために必要な職業訓練の充実を図ります。 ・また、障害のある人が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、企業や社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることで障害のある人の雇用に向けた効果的な職業訓練の機会の確保を推進します。	・県立障害者高等技術専門学校において、障害のある人が就職に必要な知識・技能を習得し、職業人として自立するために必要な職業訓練の充実を図りました。 ・また、障害のある人が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、企業や社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることで障害のある人の雇用に向けた効果的な職業訓練の機会の確保に努めました。 障害者高等技術専門校の就職率 88% 委託訓練の受講者数 213人 障害者トライアル雇用事業の開始者数 152人	・県立障害者高等技術専門学校において、障害のある人が就職に必要な知識・技能を習得し、職業人として自立するために必要な職業訓練の充実を図ります。 ・障害のある人が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、多様な委託先を活用し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることで障害のある人の雇用に向けた効果的な職業訓練の機会の確保に努めます。	・県立障害者高等技術専門学校において、障害のある人が就職に必要な知識・技能を習得し、職業人として自立するために必要な職業訓練の充実を図りました。 ・また、障害のある人が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、企業や社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることで障害のある人の雇用に向けた効果的な職業訓練の機会の確保に努めました。 障害者高等技術専門校の就職率 78.4% 委託訓練の受講者数 162人 障害者トライアル雇用事業の開始者数 170人	・県立障害者高等技術専門学校において、障害のある人が就職に必要な知識・技能を習得し、職業人として自立するために必要な職業訓練の充実を図ります。 ・障害のある人が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、多様な委託先を活用し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることで障害のある人の雇用に向けた効果的な職業訓練の機会の確保に努めます。	6-6 障害者高等技術専門校の就職率(%) 6-7 委託訓練事業の受講者数 6-8 障害者トライアル雇用事業の開始者数
6-(1)-⑤		(1)就労支援・定着支援の体制強化	総務課、管財課	⑤ 民間企業における雇用及び職域が拡大するよう関係機関と連携して働きかけるほか、県内公的機関における障害のある人の雇用を促進します。県庁において、チャレンジオフィスちばをはじめとした障害のある人の雇用の取組や更なる職域の拡大に向けた研究を推進します。 ・また、入札参加資格の登録において、障害者雇用率達成企業に対し優遇措置を実施します。	・物品等の入札参加資格の登録の際、入札参加業者資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する加点をしました。 ・身体障害者を対象とした千葉県職員選考審査を実施(平成28年度 6名採用)。 ・配置及び担当可能な業務等の検討のため、職域調査を実施。 ・チャレンジオフィスちばは、定員12名で実施しました。	・今後も物品等の入札参加資格の登録の際、入札参加業者資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する加点を行います。 ・身体障害者を対象とした千葉県職員選考審査の実施を検討します。 ・引き続き、職域調査を実施し、配置及び担当可能な業務等の検討を行います。	・物品等の入札参加資格の登録の際、入札参加業者資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する加点をしました。 ・チャレンジオフィスちばは、定員12名で実施していきます。 ・身体障害者を対象とした千葉県職員選考審査の実施を検討する。 ・引き続き、職域調査を実施し、配置及び担当可能な業務等の検討のため、職域調査を実施。	・今後も物品等の入札参加資格の登録の際、入札参加業者資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する加点を行います。 ・チャレンジオフィスちばは、引き続き定員12名で実施していきます。 ・身体障害者を対象とした千葉県職員選考審査の実施を検討する。 ・引き続き、職域調査を実施し、配置及び担当可能な業務等の検討を行う。	6-5 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者への支援件数 6-10 従業員50人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数 6-12 障害者雇用率を達成した公的機関の割合(%)
6-(2)-①	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(2)障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉事業課(事業) 産業人材課	①・障害者就業・生活支援センターを県内全圏域(16箇所)に設置し、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋などを行い、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図ります。 ・また、各障害者就業・生活支援センターの取組内容について随時確認し、提供される支援の質の確保に努めます。	・障害者就業・生活支援センターを県内全圏域に設置し、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋などを行い、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図りました。 センター事業の支援対象者数 8,047人 センター事業の実施箇所数 16箇所	・県内16箇所に障害者就業生活支援センターを設置し、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋などを行い、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図ります。	・障害者就業・生活支援センターを県内全圏域に設置し、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋などを行い、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図りました。 センター事業の支援対象者数 8,754人 センター事業の実施箇所数 16箇所	・県内16箇所に障害者就業生活支援センターを設置し、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋などを行い、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図ります。	6-13 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 6-14 障害者就業・生活支援センター事業の実施見込み箇所数
6-(3)-①	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(3)障害のある人を雇用する企業等への支援	産業人材課	①・障害のある人への理解と雇用促進に取り組む企業等を応援するため、障害のある人の能力を活用する工夫や職場において合理的配慮が講じられるよう雇用管理上のアドバイスを行う企業支援員(障害者雇用アドバイザー)を各障害保健福祉圏域に配置するとともに、法定雇用率未達成企業等を対象に雇用の受入れ準備や定着を支援する障害者雇用サポート事業を実施するなど、障害のある人の職域開拓や、合理的配慮への対応を含めた企業等に対する継続雇用の支援を行います。	・企業支援員(障害者雇用アドバイザー)を各障害保健福祉圏域に配置し、障害者の雇用管理上のアドバイスや障害者の雇用継続を支援しました。 ・障害者雇用サポート事業などを実施し、障害のある人の職域開拓や、合理的配慮への対応を含めた企業等に対する継続雇用の支援を行いました。 企業支援員の配置人数 16人 従業員50人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数 8,882人 従業員50人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数 741.5人	・企業支援員(障害者雇用アドバイザー)を各障害保健福祉圏域に配置し、障害者の雇用管理上のアドバイスや障害者の雇用継続を支援します。 ・障害者雇用サポート事業などを実施し、障害のある人の職域開拓や、合理的配慮への対応を含めた企業等に対する継続雇用の支援を行います。	・企業支援員(障害者雇用アドバイザー)を各障害保健福祉圏域に配置し、障害者の雇用管理上のアドバイスや障害者の雇用継続を支援します。 ・障害者雇用サポート事業などを実施し、障害のある人の職域開拓や、合理的配慮への対応を含めた企業等に対する継続雇用の支援を行いました。 企業支援員の配置人数 16人 従業員50人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数 9,277人 従業員50人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数 936.5人	・企業支援員(障害者雇用アドバイザー)を各障害保健福祉圏域に配置し、障害者の雇用管理上のアドバイスや障害者の雇用継続を支援します。 ・障害者雇用サポート事業などを実施し、障害のある人の職域開拓や、合理的配慮への対応を含めた企業等に対する継続雇用の支援を行います。	6-15 企業支援員の配置人数 6-17 従業員50人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数(再掲) 6-18 従業員50人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数(再掲)
6-(3)-②		(3)障害のある人を雇用する企業等への支援	産業人材課	②・障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働きやすい職場づくりに努めている企業等を千葉県障害者雇用優良事業所(通称「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」)として認定し、その取組内容を県民に周知することで、障害のある人の雇用に対する理解と促進を図ります。 ・認定された事業所は、ロゴマークを会社案内や名刺等に使用することができます。	・認定書授与式を2回開催し、11事業所を新たに認定しました。 ・認定事業所についてホームページに掲載し、取組等について県民に周知を図りました。 フレンドリーオフィスの新規認定数 11事業所	・引き続き、千葉県障害者雇用優良事業所(通称「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」)を認定し、その取組内容を県民に周知することで、障害のある人の雇用に対する理解と促進を図ります。 ・就労支援機関等と連携して事業の周知に努め、認定事業所の増加を図ります。	・認定書授与式を1回開催し、5事業所を新たに認定しました。 ・認定事業所についてホームページに掲載し、取組等について県民に周知を図りました。 フレンドリーオフィスの新規認定数 5事業所	・引き続き、千葉県障害者雇用優良事業所(通称「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」)を認定し、その取組内容を県民に周知することで、障害のある人の雇用に対する理解と促進を図ります。 ・就労支援機関等と連携して事業の周知に努め、認定事業所の増加を図ります。	6-16 フレンドリーオフィスの新規認定数
6-(4)-①	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(4)支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	障害福祉事業課(事業)	①・就労を促進するための情報共有化を目的とした会議等の開催、支援者のスキル向上のための研修会等を実施し、各障害保健福祉圏域ごとにハローワーク、就労支援施設、相談支援事業所、特別支援学校、高等学校、医療機関等の地域の関係機関の連携・協力を促し就労支援ネットワークを強化します。また、関係機関の連携強化を促す仕組み作りについて検討します。	・就労を促進するための情報共有を目的として、就労支援専門部会を2回開催し、地域の関係機関の連携強化に係る現状と課題を整理するとともに、研修を実施しました。	・さらなる就労促進に向けて、地域における好事例・先進事例について情報を共有していきます。 また、就労支援専門部会にて、関係機関の連携における課題を精査し、連携強化を促す仕組み作りを検討します。	・就労支援専門部会を2回開催し、地域の関係機関の連携強化に係る現状と課題について議論しました。	・引き続き、就労支援専門部会にて、関係機関との連携における課題を精査し、連携強化を促す仕組み作りを検討します。	6-19 ネットワーク構築のための会議を開催した圏域数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
6-(5)-①	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課(事業)	①・就労継続支援事業所への支援を通じ、作業内容の充実や施設外就労への取組など、福祉的就労の一層の充実を促進します。 ・就労継続支援事業所に対し、作業の種類の拡大も含めた事業内容の充実、経営改善など、福祉的就労を行う障害のある人が働く力を充分発揮できる環境づくりを通じた賃金(工賃)向上に資する支援を実施します。	・就労継続支援事業所の機能強化のため、研修・交流を通じて、事業所の事業内容の情報共有を図るとともに、各事業所の実態に即した支援の充実を図りました。	・就労継続支援事業所向けに、会議や研修を実施し、作業内容や施設外就労の充実を図るとともに、情報共有を図り、福祉的就労の一層の充実、賃金(工賃)向上を推進します。 ・千葉県障害者就労事業振興センターに職員を配置し、事業者と農業者のマッチングを行い、農業との連携を図るとともに、施設外就労先としての農業(作業)が、工賃向上等に資するものとなるか検討していきます。	・千葉県障害者就労事業振興センターを通じて研修等を実施し、事業所の事業内容の情報共有を図るとともに、各事業所の実態に即した支援の充実を図りました。	・工賃向上計画に基づき、受注拡大や事業者の経営力強化等の取組みを推進します。 ・工賃アップを活動目的とする千葉県障害者就労事業振興センターの運営支援や、障害者優先調達法及び調達方針に基づき、官公需の一層の促進に取り組みます。	6-20 就労継続支援B型の平均工賃月額
6-(5)-②		(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課(事業)	②・千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、障害者就労施設等が提供できるサービスや製品を県、市町村や民間部門へ周知するほか、同センターにおいて共同受注をするなどして、障害者就労施設等への発注の増加を促進します。	・千葉県障害者就労事業振興センターに新たに障害者福祉施設の共同受注窓口を設置し、販路の拡大を図るとともに、障害者就労施設等が提供できるサービスや製品の周知を図りました。 受注金額合計 6,540,004円	・千葉県社会就労センター協議会を通じて、福祉事業所による商談会を開催し、官公需拡大を図ります。 ・各市町村の発注の参考に資する情報を提供する機会として、障害者優先調達推進法に係る説明会を開催します。	・千葉県障害者就労事業振興センターにおいて設置している共同受注窓口や、受注可能な事業所の情報をインターネットで提供する「チャレンジド・インフォ・千葉」により販路の拡大、周知を図りました。 ・官公庁による優先調達の促進に向けて、市町村や県の各機関の職員向けに、調達事例の紹介や、制度の説明会を開催しました。 ○受注金額合計 204,000円	・千葉県社会就労センター協議会を通じて、福祉事業所による展示会を開催し、官公需拡大を図ります。 ・各市町村の発注の参考に資する情報を提供する機会として、障害者優先調達推進法に係る説明会を開催します。	6-21 県内官公需実績(県及び市町村)(千円) 6-22 官公需拡大のための商談会(県後援)への参加行政機関数(所属部署単位)
6-(5)-③		(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課(事業)	③・就労継続支援A型事業所について、提供されるサービスの内容に課題がないか確認し、研修や情報提供等を実施してサービスの質の向上を図ります。	・平成27年度から平成29年度までの工賃(賃金)向上計画について、就労継続支援A型事業所も対象とすることにより、各事業所における運営改善の機会を図りました。	・就労継続支援A型事業所の提供されるサービスに係る課題と解決策について、内容を精査し、提供されるサービスの質の向上を図ります。	・就労継続支援A型事業所においても、工賃(賃金)向上計画を作成させ、各事業所における経営改善の機会を図りました。	・就労継続支援A型事業所については、国において基準(※)が改正されたことから、各事業所の経営状況を精査したうえで、経営改善やサービスの質の向上に資する取組を支援します。 ※生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならないこと等	
6-(6)-①		(6)障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援	障害福祉事業課(事業)	①・障害のある人が働く際に、経済的自立のほか、障害のある人が自らの価値観に基づく「働き方」や「生き方」を追求し、多様な働き方の選択が尊重されるように支援を行い、安心して継続して働ける環境づくりに努めます。 ・障害のある人の相談を受ける際や、サービス等利用計画及び個別支援計画を作成する際には、支援会議やモニタリングを通じて本人の希望を丁寧に確認し、希望が実現されるよう配慮することを支援機関等に周知徹底します。	・障害のある人が働く際、自らの価値観に基づいた多様な働き方の選択が尊重されるよう、就労支援事業所向けに研修を行いました。 ・就労支援専門部会にて、就労支援事業所と相談事業所等との連携や本人の希望を確認する支援者(支援機関)のアセスメント力の現状と課題について整理を行いました。	・障害の多様化、個別性を重視しながら本人が望んだ支援が提供されるよう、研修等を行い、安心して働ける環境づくりに努めます。 また、就労支援専門部会において、支援の現状を踏まえた課題について精査していきます。 ・市町村指導を通じて、障害のある人の利用意向を聞き取った結果、サービス利用の決定を行っているかなどについて確認し、助言等を行います。	・市町村指導を通じて、障害のある人の利用意向を聞き取った結果、サービス利用の決定を行っているかなどについて確認し、助言等を行います。	・障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関等が連携して、本人が望んだ支援が提供されるとともに、安心して働ける環境づくりに努めていきます。 ・市町村指導を通じて、障害のある人の利用意向を聞き取った結果、サービス利用の決定を行っているかなどについて確認し、助言等を行います。	
7-(1)-①	7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化の実施	障害者福祉推進課(障害)	①・重度心身障害者(児)の医療費に係る利便性の向上を図るため、市町村との協議結果を踏まえ、平成27年8月の現物給付化の実施に向けて、制度の詳細部分の調整を行い、事務を進めます。 ・なお、現物給付化されると、医療機関の窓口で受給者証を提示し、通院1回、入院1日につき300円の一定の自己負担をいただくことで、後日、市町村に対して払い戻し請求を行う必要がなくなります。 ・なお、低所得者(住民税非課税世帯)については、引き続きご負担はありません。また、65歳以上で新たに重度障害となった方については、制度の対象外となります。	・平成27年8月から、重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化を実施しました。	・引き続き、制度の円滑な運用に努めるとともに、市町村の協力を得ながら、必要な調査を行うことを検討します。	・重度心身障害者の医療費助成については、現物給付化後の制度の円滑な運用に努めるとともに、事業の実施主体である市町村に対し、補助を行いました。	・引き続き、重度心身障害者の医療費助成を行う市町村に対し、補助を行います。	
7-(2)-①	7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(2)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害者福祉推進課(精神) 障害福祉事業課(地域)	①・発達障害、高次脳機能障害については、県としての広域的な専門支援拠点における支援の拡充やバックアップ体制を整えつつ、市町村においても相談支援に対応できるような体制の整備を引き続き推進するため、地域における専門性の高い人材の育成や、県内拠点及び地域内の関連支援機関とのネットワーク構築に取り組みます。	・高次脳機能障害に関する相談等は、県内3箇所の支援拠点機関を中心に行っています。27年度の相談件数は、2万件弱でした。関係機関等との会議・研修もっており、地域でのネットワーク構築に取り組みました。 ・千葉県発達障害者支援センター主催研修 研修実施回数140回 延べ参加人数1,686人	・今後も引き続き、支援拠点機関を中心として地域のネットワーク構築・強化に努めます。 ・今後も同等以上の研修を実施し、地域における専門性の高い人材の育成を実施します。	・高次脳機能障害については、県内3箇所に支援拠点機関を置き、相談・支援等を行っています。地域における支援体制の拡充については、平素の業務において、市町村や関係機関の職員に対する助言・指導を行うとともにネットワークの構築に取り組みました。 ・千葉県発達障害者支援センター主催による研修を開催し、地域における人材育成と相談支援体制の構築に努めました。 開催回数 102回 延参加人数 1258人	・今後も引き続き、支援拠点機関を中心として、高次脳機能障害に関する支援体制と地域のネットワーク構築・強化に努めます。 ・引き続き同様の研修を開催し、地域における人材育成と相談支援体制の構築に努めます。	7-2 高次脳支援拠点機関数 7-3 高次脳機能障害相談件数
7-(2)-②		(2)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課(地域)	②・発達障害のある人への理解の深化や支援体制の整備を図るため、地域において啓発や支援者養成を目的とする研修等を行うとともに、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と地域の相談支援機関との役割分担を明確にし、連携を進めます。	・相談支援従事者専門コース別等研修及び発達障害相談員フォローアップ研修を実施しました。 ・千葉県内における発達障害に係る相談支援体制のリーフレットの作成及び配布を行いました。	・今後も同等以上の研修を実施し、地域の発達障害の相談支援が対応可能な人材を養成し、リーフレット等を配布することで地域の相談支援機関との役割分担を明確にし、連携を進めます。	・相談支援従事者専門コース別等研修及び発達障害相談員フォローアップ研修を実施しました。 ・千葉県内における発達障害に係る相談支援体制のリーフレットを配布するとともに、地域において対応可能な相談支援機関(80機関)を県ホームページに掲載しました。	・引き続き同様の研修を実施するとともに、身近な地域で発達障害の相談に対応できる人材と相談支援機関の育成に努めます。	7-1 発達障害者支援センター運営事業(研修等受講者数)(相談件数(地域相談支援機関での対応を含む))(再掲)

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
7-(2)-③		(2)地域の支援施設等 のみでは支援が困難な 障害に対する支援の推 進	障害福祉事業課(療育)	③・高機能広汎性発達障害のある人などの 日中活動の場の整備を促進 します。 ・また、発達障害のある子ども の子育て経験のある保護者を ペアレントメンターとして登 録し、その拡充や活動を支援 します。	・ペアレントメンターを相談者 140名に派遣し、家族の支援 及び家族同士で支援できる 体制の構築を推進しました。	・引き続きペアレントメンター を相談者に派遣し、家族の 支援及び家族同士で支援で きる体制の構築を推進しま す。	・ペアレントメンターを相談者 173名に派遣し、家族の支 援及び家族同士で支援でき る体制の構築を推進しまし た。	・引き続きペアレントメンター を相談者に派遣し、家族の 支援及び家族同士で支援で きる体制の構築を推進しま す。	
7-(2)-④		(2)地域の支援施設等 のみでは支援が困難な 障害に対する支援の推 進	障害者福祉推進課(精神)	④・高次脳機能障害のある人 に対する支援について、各支 援拠点機関の支援者の育成 や地域連携の構築により支 援体制を強化するとともに 、高次脳機能障害ネットワ ーク連絡協議会等を通じて 、各支援拠点機関と連携し ながら高次脳機能障害のあ る人の実態の把握や就労定 着に繋がるよう就労支援の 方法等について検討します。	・機関内や他機関との勉強会 、事例検討会などを通じて 、支援者育成を図るととも に、支援や啓発上の課題を 検討し、及び啓発に繋がる よう努めました。	・関係機関とのネットワーク 会議を開催し、連携強化に 努めるとともに、支援や啓 発上の課題を検討し、より 一層支援をできるよう努め ます。	・各支援拠点機関職員の全 国会議や研修等への参加 、支援拠点機関内や他機 関との勉強会、事例検討会 などを通じて、支援者育成 を図りました。連絡協議会 では、各機関の状況等を 共有し、連携の強化につな がるよう課題について議論 しました。	・引き続き、全国会議や研 修等に参加し、支援者の育 成と研鑽に努めます。また 、連絡協議会を開催し、関 係機関との連携強化に努め るとともに、支援や啓発上 の課題を検討し、より一層 支援をできるよう努めます。	
7-(2)-⑤		(2)地域の支援施設等 のみでは支援が困難な 障害に対する支援の推 進	障害福祉事業課(地域) 健康福祉指導課	⑤・矯正施設の退所者に対 する支援については、保護 観察所等の関係機関と連 携のもと、矯正施設に入所 する障害のある人が出所後 に必要な福祉サービスを受 けるための支援を行います。 ・また、医療観察法の対象 者に対する支援についても 、保護観察所等の関係機 関と連携のもと、社会復帰 できるよう支援を行います。	・相談支援体制整備に係る 市町村会議を開催し、情報 共有・意見交換を行いました 。 ・平成22年10月1日開設 から平成28年3月31日ま での取り扱い件数累計 ・コーディネート業務 134 件 ・フォローアップ業務 102 件 ・相談支援業務 334件	・地域移行・地域定着に係 る中核的な役割を担う基幹 相談支援センターの設置 促進を図るための検討を行 います。 ・例年20校程度、福祉教 育推進指定校を指定し、地 域で一体となった取組を行 っています。近年、学校の 統廃合による減少等により 、地域の小・中・高等学校 が一体となった取組が難し くなってきており、どのよ うに取組んでいくのが課題 です。	・地域移行・地域定着・触 法支援に係る専門コース別 研修を実施し、相談支援従 事者のスキルアップを図り ました。 ・平成22年10月1日開設 から平成29年3月31日ま での取り扱い件数累計 ・コーディネート業務 174 件 ・フォローアップ業務 128 件 ・相談支援業務 364件	・引き続き同様の研修を実 施することにより、相談支 援従事者のスキルアップを 図るとともに、必要な福 祉サービスが受けられるよ う支援を行います。	
7-(3)-①	7 障害のある人一人 ひとりに着目した支援の 充実	(3)通所サービスだけで は支援が困難な障害に対 する支援の推進	障害福祉事業課(事業)	①・地域で生活する重症心 身障害の状態にある人等 が、専門性を備えた施設で 短期入所等のサービスを利用 できるようにすることは、 家族等を支援するうえでも 重要です。 ・事業者によるこれらのサ ービスの提供を促進するた め、福祉型短期入所事業所 に対して、国の制度にはな い報酬加算を引き続き実施 するなど、必要ときに十分 に利用できるサービス提供 体制の整備に努めるととも に、制度の拡充等を検討し ます。	・強度行動障害者(児)を受 入れた短期入所事業所4箇 所、看護師を配置した短期 入所事業所5箇所に県独自 の補助金を交付すること により、身近な地域におい て重症心身障害者等が利用 できる場の確保を図りまし た。	・引き続き看護師を配置し た短期入所事業所に補助金 を交付することにより、重 症心身障害者等が利用できる 場の確保に努めます。	・強度行動障害者(児)を受 入れた短期入所事業所4箇 所、看護師を配置した短期 入所事業所5箇所に県独自 の補助金を交付すること により、身近な地域におい て重症心身障害者等が利用 できる場の確保を図りまし た。	・引き続き看護師を配置し た短期入所事業所に補助金 を交付することにより、重 症心身障害者等が利用できる 場の確保に努めます。	7-4 短期入所事業者数
7-(3)-②		(3)通所サービスだけで は支援が困難な障害に対 する支援の推進	障害福祉事業課(地域)	2 医療的ケアが必要な障 害のある人の在宅での暮ら しを支援するため、市町村 の支援状況の実態把握に 努めるとともに、医療分野 等との連携を含めた支援 体制の整備等を行えるよ う市町村協議会への支援 に取組みます。	・相談支援体制整備に係る 市町村会議を開催し、情報 共有・意見交換を行いました 。	・相談支援アドバイザーの 派遣等を通じて市町村協 議会への支援に取組みま す。	・市町村の依頼に基づき 、医療分野との連携に係 る研修会に相談支援アド バイザーを派遣しました。	・引き続き相談支援アドバ イザーの派遣等を通じて 市町村協議会への支援に 取組みます。	
7-(4)-①	7 障害のある人一人 ひとりに着目した支援の 充実	(4)ひきこもりに対する アウトリーチ型支援の推 進	障害者福祉推進課(精神)	①・ひきこもり地域支援セ ンターにおいてアウトリー チ型の支援を充実すると ともに、同センターで開 催している「事例検討会」 等を活用して、ひきこも りから仕事や学校に行け るようになり、かつ家族以 外の人との交流ができる ようになった事例を蓄積・ 分析することにより、ひ きこもっている人の自立 促進のための対応策の 検討をし、ひきこもり支 援コーディネーターの スキルアップを図ります。	・情報交換及び事例検討会 を月1回実施し、支援セ ンター内での情報共有 や対応のスキルアップを 図りました。	・今後も引き続き、支援セ ンター職員のスキルアップ を図り、ひきこもり者や 家族等への支援強化に 努めます。	・アウトリーチ支援につ いては、希望者が少なく 実施延べ件数は10件でし たが、自立に向けた支援 を行いました。 ・事例検討や運営検討会 は月1回実施し、支援セ ンター内での情報共有 や対応のスキルアップを 図りました。	・今後も引き続き、支援セ ンター職員のスキルアップ を図り、ひきこもり者や 家族等への支援強化に 努めます。	7-6 ひきこもり地域支援 センターの相談見込み件 数 7-8 アウトリーチ型の 訪問件数
7-(4)-②		(4)ひきこもりに対する アウトリーチ型支援の推 進	県民生活・文化課	②・また、「子ども・若者 育成支援協議会」等を通 じて、関係機関の連携 体制の構築を図ります。	・千葉県子ども・若者支 援協議会の代表者会議1 回、担当者会議4回(委 員会・ワーキンググルー プを含む)を実施し、「セ レクトシステム」(困難を 抱える子ども・若者の 相談・支援機関ガイド ブック)を作成しました。 ・人材育成研修を2回 実施しました。	・千葉県子ども・若者支 援協議会を引き続き開 催し、「困難を抱える子 ども・若者の居場所調 査」や「人材育成研修」 を実施します。	・千葉県子ども・若者支 援協議会の代表者会議1 回、担当者会議3回(委 員会を含む)を実施し 、「困難を抱える子ども ・若者の居場所調査」等 を実施しました。 ・人材育成研修を2回 実施しました。	・千葉県子ども・若者支 援協議会を引き続き開 催し、困難を抱える子 ども・若者への支援の 充実に必要な施策の 検討を行うとともに、 人材育成研修を実施 します。	
7-(4)-③		(4)ひきこもりに対する アウトリーチ型支援の推 進	障害者福祉推進課(精神)	③・「ひきこもりサポー ター養成・フォローアップ 研修事業」を実施し、よ り身近な支援者を育成 するとともに、ひきこも りサポーターを派遣する 市町村等、関係機関と 連携しながら、ひきこも りの早期発見に努めま す。	・養成研修を1回(2日間 、延べ19名受講)、フ ォローアップ研修を1回 (1日、延べ6名受講) 実施しました。	・ひきこもりサポーターの 養成・フォローアップに 努めるとともに、市町 村と協力しながら、ひ きこもり者への支援を進 めます。	・フォローアップ研修を1 回開催しました(7名参 加)。	・サポーター派遣事業を 実施している市町村は 少ないことから、地域 における相談支援者の 育成のための研修等 の開催を予定してい ます。	7-5 ひきこもりサポ ーター養成者数
7-(4)-④		(4)ひきこもりに対する アウトリーチ型支援の推 進	県民生活・文化課	④・千葉県子ども・若 者総合相談センター「 ライトハウスちば」にお けるひきこもりに関する 相談に努めます。	・220件のひきこもりに 関する相談を受理し、 必要な助言や専門支 援機関の紹介を行いま した。	・引き続き千葉県子ども ・若者総合相談セン ターを運営し、ひきこ もりに関する相談を含 め対応します。	・177件のひきこもりに 関する相談を受理し、 必要な助言や専門支 援機関の紹介を行いま した。	・千葉県子ども・若者 総合相談センターにお いて、従来からの電話 相談に加え、面接相談 や保護者向け勉強会 を実施し、ひきこも りに関する相談を含め 対応します。	7-7 ライトハウスちば の相談件数(ひきこも りに関するものに限 る。)
7-(4)-⑤		(4)ひきこもりに対する アウトリーチ型支援の推 進	障害者福祉推進課(精神)	⑤・今後、市町村の取 組みの現状把握に努め るとともに、実態調査に ついて検討していきます。	・他課関係部署や関係 機関との会議等により、 市町村の取り組みの現 状把握に努めました。	・引き続き、市町村の取 組み状況の把握に努め 、課題等を検討してい く予定です。	・関係機関との意見交 換会を行い、各機関にお けるひきこもり支援の 状況と課題を共有しま した。	・今年度も、関係機 関との意見交換会を開 催し、ひきこもり支 援の状況や課題の把握 に努めます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の実施結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の実施結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
8-(1)-①	8 その他各視点から取り組むべき事項	(1)人材の育成と確保	障害福祉事業課(地域)健康福祉指導課	①・福祉・介護人材について、障害のある人のニーズ、障害特性に応じたサービスが提供できる体制を整えるため、社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の人材養成に努め、必要となる人材の確保を図るとともに、資質向上に努めます。 ・障害のある人に対するホームヘルパーの人材を育成するため、ホームヘルパーとして従事するために必要な介護職員初任者研修を行う事業所を指定するとともに、障害特性に応じた介護者の養成研修及びスキルアップ研修を推進して、利用者のニーズに応えられる人材の確保に努めます。 ・また、社会福祉士及び介護福祉士について、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会では、養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付けを行うとともに、福祉人材センターでは、福祉施設での就職を希望する人に無料で職業を紹介する福祉人材バンク事業を引き続き実施し、人材確保に努めます。	・各種研修の実施 ①重度訪問介護従業者養成研修 養成人数16人、研修回数6回 ②同行援護従業者養成研修 養成人数432人、研修回数31回 ③強度行動障害支援者養成研修 養成人数337人、研修回数5回 ④移動介護従業者養成研修 養成人数256人、研修回数18回 ・平成27年度介護員養成研修修了者数 2,969人 ・千葉県介護福祉士等修学資金貸付者数 133人	・今後も同等以上の研修を実施しホームヘルパー等の人材養成、資質向上に努めます。 ・福祉・介護人材の養成・確保を図るため、引き続き事業を行っていき たい。 ・介護福祉士修学資金等について以下のような拡充を行う予定。 ①介護福祉士修学資金 ②社会福祉士修学資金 ③実務者研修受講資金(新規) ④離職介護人材再就職準備資金(新規)	・各種研修の実施 ①重度訪問介護従業者養成研修 養成人数8人、研修回数10回 ②同行援護従業者養成研修 養成人数555人、研修回数30回 ③強度行動障害支援者養成研修 養成人数1463人、研修回数6回 ④移動介護従業者養成研修 養成人数62人、研修回数5回 ・平成28年度介護員養成研修修了者数 4,432人 ・平成28年度介護福祉士修学資金等貸付け者数 ①介護福祉士修学資金 76人 ②社会福祉士修学資金 21人 ③実務者研修受講資金 85人	・今後も同等以上の研修を実施しホームヘルパー等の人材養成、資質向上に努めます。 ・福祉・介護人材の養成・確保を図るため、引き続き介護福祉士修学資金等貸付事業を行っていき たい。 ①介護福祉士修学資金 ②社会福祉士修学資金 ③実務者研修受講資金 ④離職介護人材再就職準備資金	8-1 重度訪問介護従事者の養成(強度行動障害を除く)(養成人数)(研修回数) 8-2 同行援護従事者の養成(養成人数)(研修回数) 8-3 強度行動障害支援者の養成(養成人数)(研修回数) 8-4 ガイドヘルパーの養成(養成人数)(研修回数) 8-5 サービス管理責任者の養成(養成人数)(研修回数)
8-(1)-②		(1)人材の育成と確保	健康福祉指導課	②・また、福祉の人材の定着・離職防止を図るため、福祉・介護人材確保定着事業(メンタルヘルスサポート事業)で行う、介護職員等の抱える業務上の悩みなどに対するアドバイザーによる相談窓口の紹介等について、今後も当該事業の積極的な活用を図ります。	・メンタルヘルス相談件数203件、出張相談会参加者数35人	・引き続き、同様の事業を行ってきたい。	・メンタルヘルス相談件数221件、出張相談会参加者数16人	・引き続き、同様の事業を行ってきたい。	
8-(1)-③		(1)人材の育成と確保	健康福祉指導課	③・地域の実情に合った福祉・介護人材の確保・定着対策を効果的に実施するため、引き続き、県・市町村をはじめ、社会福祉施設・事業所、教育機関等で構成する「千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置するとともに、研修や合同面接会の実施への助成を行います。	・平成27年5月に県内12の地域において福祉人材確保・定着地域推進協議会を実施しました。平成27年度から市町村が事業実施主体となりました。	・平成30年度を目安に地域包括ケアシステムの担い手である市町村に事業を移行する予定です。	・平成28年5月に県内12の地域において福祉人材確保・定着地域推進協議会を実施しました。平成27年度から市町村が事業実施主体となり、引き続き事業を実施しました。	・地域包括ケアシステムの担い手である市町村に事業を移行していく予定です。	8-7 福祉・介護人材確保対策事業の事業数
8-(1)-④		(1)人材の育成と確保	医療整備課	④・医師・看護職員の人材の確保について、養给力の強化、県内就業への誘導、離職防止、再就業の促進を推進していきます。 ・また、リハビリテーションに携わる医師の確保とともに、あわせて必要となるリハビリテーション専門職の就業実態などの把握に努めます。	・医師修学資金の新規貸付者数44名 ・医師不足自治体病院への医師派遣4名 ・大学看護学部の新設3校に対する施設整備補助、看護学生への保健師等修学資金貸付、院内保育所への支援やナースセンター事業などにより、看護職員の人材確保への取組を行いました。 ・リハビリテーション専門職の需給見通しの把握について検討を行いました。	・医師修学資金の新規貸付者の枠をH27・47枠からH28・48枠に増 ・医師不足自治体病院への医師派遣枠数をH27・5名からH28・12名に増 ・引き続き関連事業を実施することにより取組を進めていきます。 ・現在、国の「医療従事者の需給に関する検討会」における「理学療法士・作業療法士需給分科会」で検討が行われており、その動向を踏まえ対応していきます。	・医師修学資金の新規貸付者数46名 ・医師不足自治体病院への医師派遣9名 ・看護師等学校養成所の1学年定員が1年間で100名増員(2,450→2,550)した。 ・看護師の離職率が11.9%から11.7%となった。 ・リハビリテーション専門職の需給見通しの把握について検討を行いました。	・医師修学資金の新規貸付者の枠をH28・48枠からH29・63枠に増 ・医師不足自治体病院への医師派遣枠数をH28・12名からH29・13名に増 ・引き続き関連事業を実施することにより取組を進めていきます。 ・看護大学3校、看護師養成所1校に対する施設・設備整備補助、看護学生への保健師等修学資金貸付、院内保育所への支援やナースセンター事業などにより看護職員の人材確保への取組を行います。 ・国の「医療従事者の需給に関する検討会」における「理学療法士作業療法士需給分科会」で検討が続いており、その動向を踏まえ対応していきます。	8-6 医師及び看護師の確保定着(医師修学資金の貸付を受けた医師数)(養成所卒業生の県内就業率(%))(看護職員の離職率(%))
8-(1)-⑤		(1)人材の育成と確保	健康づくり支援課	⑤・市町村職員やリハビリテーション専門職等を対象とし、地域でリハビリテーションを提供する上で、多様な関係機関の調整ができる人材の育成を引き続き実施します。	・今年度から千葉県リハビリテーション支援センターの業務として位置づけ、ニーズに応じたより実践的な内容としました。	・今後とも、千葉県リハビリテーション支援センターと連携し、地域における適切なリハビリテーション提供のためのコーディネート力を有する人材の育成に努めます。	・県リハビリテーション支援センターにおいて、より実践的な実務者研修会を実施するとともに、地域リハビリテーション広域支援センターにおいて、各種研修会を実施し、人材の育成に取り組みました。	・引き続き、県リハビリテーション支援センターと連携し、地域における適切なリハビリテーションを提供するためのコーディネート力を有する人材の育成に努めます。	
8-(2)-①	8 その他各視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	障害福祉事業課(地域・事業)	①・医療的ケアが必要な高齢期の障害のある人への福祉サービスの制度的な拡充について国に働きかけます。 ・また、在宅診療を支えるかかりつけ医や、介護サービス計画を作成するケアマネージャーと、障害福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員との連携を強化するため、障害福祉と高齢者福祉の垣根を越えたトータルサポート体制づくりや適切な医療サービスを提供できる体制づくりなどを検討します。	・千葉県総合支援協議会相談支援専門部会において、平成28年度重点事業として取り組むことを提案しました。 ・医療的ケアが必要な人に対する福祉サービスの制度的な拡充について、16都道府県障害福祉主管課長会議を通じて国へ要望を行いました。 ・地域生活支援拠点について、本部会、入所・地域生活支援専門部会で、国及び各都道府県の状況について紹介、議論を行いました。	・千葉県総合支援協議会相談支援専門部会の意見を聞いたうえで、体系的な検討を進めます。 ・医療的ケアが必要な人に対する福祉サービスの制度的な拡充について、国へ働きかけます。	・障害福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員養成研修にケアマネージャーが参加できるよう検討を行いました。 ・医療的ケアが必要な人に対する福祉サービスの制度的な拡充について、関東甲信ブロック民生主管部(局)長会議や16都道府県障害福祉主管課長会議を通じて国へ要望を行いました。 ・本部会、入所・地域生活支援専門部会において、地域生活支援拠点等の議論を行いました。	・29年度から相談支援専門員養成研修にケアマネージャーが参加できる枠(コース)を確保することとしました。 ・医療的ケアが必要な人に対する福祉サービスの制度的な拡充について、国へ要望していきます。	
8-(2)-②		(2)高齢期に向けた支援	障害福祉事業課(事業)	②・国に対して、高齢期の障害のある人が住みやすい住宅等の研究を行うこと、居宅のバリアフリー工事に対する補助制度の創設及び高齢期の障害特性に合わせた設備基準の設定など、各種の機会を通じて提案・要望活動を行います。	・障害のある人の高齢化を踏まえた支援の課題等について、入所・地域生活支援専門部会等を通じて検討を行いました。	・高齢期の障害のある人に係る住まいの課題等について、内容に応じて、国へ提案等の検討を行っていきます。	・障害のある人の高齢化を踏まえた支援の課題等について、入所・地域生活支援専門部会等を通じて検討を行いました。 ・高齢化に伴い必要となる支援等の充実について、国へ要望しました。	・高齢期の障害のある人に係る住まいの課題等について、内容に応じて、国へ提案等の検討を行っていきます。	
8-(2)-③		(2)高齢期に向けた支援	障害福祉事業課(事業)	③・障害のある人が高齢期を迎えると、医療的ケアや日中活動のニーズも若年層とは大きく異なることから、グループホームの住まいとしての機能やサービス提供のあり方について検討します。 ・また、介護保険サービスのグループホームは、認知症のある人のみが利用できるため、高齢期においても、障害福祉サービスのグループホームで生活できるよう、制度の整合や連続性の確保について国に対して要望を行います。	・グループホームの住まいとしての機能やサービス提供のあり方について、入所・地域生活支援専門部会等を通じて検討を行いました。	・引き続き、グループホームの機能やサービス提供のあり方について、会議等を通じて検討を行います。 ・介護保険サービスのグループホームと障害福祉サービスに係る制度の整合等について、検討を行います。	・グループホームの住まいとしての機能やサービス提供のあり方について、入所・地域生活支援専門部会等を通じて検討を行いました。 ・障害福祉制度と介護保険制度との関係の整理等について、国へ要望を行いました。	・引き続き、グループホームの機能やサービス提供のあり方について、会議等を通じて検討を行います。 ・引き続き、障害福祉制度と介護保険制度との関係の整理等について、必要に応じて国へ要望を行います。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
8-(2)-④		(2)高齢期に向けた支援	障害福祉事業課(事業)	④・医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用を図ります。その他、高齢期を迎えた障害のある人の抱える、健康の維持や意欲の向上などの課題について、県として対応すべきことを整理し、検討していきます。	・医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用について、入所・地域生活支援専門部会等により検討を行いました。 ・高齢期を迎えた障害のある人の抱える、健康の維持や意欲の向上などの課題について、検討を行いました。 ・地域生活支援拠点について、本部会、入所・地域生活支援専門部会で、国及び各都道府県の状況について紹介、議論を行いました。	・医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用を図るため、会議等により課題を精査します。 ・高齢期を迎えた障害のある人の抱える、健康の維持や意欲の向上などの課題について、会議等を通じて検討を行います。	・医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用について、入所・地域生活支援専門部会等により検討を行いました。 ・高齢期を迎えた障害のある人の抱える課題について、検討を行いました。	・医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用を図るため、会議等により課題を精査します。 ・高齢期を迎えた障害のある人の抱える課題について、会議等を通じて検討を行います。	
8-(2)-⑤		(2)高齢期に向けた支援	障害福祉事業課(事業)	⑤ 重症心身障害者入所施設の整備について、地元市町村とともに実態調査をして支援を検討します。	・市町村と児童相談所に対して重症心身障害者の待機者調査を実施しました。	・地元市町村から重症心身障害者入所施設の整備についての要望が出た際には、実態調査を行います。	・市町村と児童相談所から、重症心身障害者連絡協議会に対する情報提供により、待機者の把握を行いました。 ・市町村と児童相談所に対して重症心身障害者の待機者調査を実施しました。	・地元市町村から重症心身障害者入所施設の整備についての要望が出た際には、実態調査を行います。 ・地元市町村から重症心身障害者入所施設の整備についての要望が出た際には、実態調査を検討します。	
8-(3)-①	8 その他各視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課(障害)	①・医療費負担の軽減として、身体障害のある人に対する更生医療費の給付、精神障害のある人に対する通院医療費の給付、身体障害のある子どもに対する育成医療費の給付を引き続き行います。 ・また、「重度心身障害者(児)医療給付改善事業」について、利用者の利便性の向上を図るため、平成27年8月からの現物給付化の実施に向けた事務を進めます。	・今年度も更生医療等について給付を行いました。 ・平成27年8月から、重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化を実施しました。	・重度心身障害者(児)医療費助成制度については、引き続き、制度の円滑な運用に努めるとともに、市町村の協力を得ながら、必要な調査を行うことを検討します。	・今年度も更生医療等について給付を行いました。 ・重度心身障害者の医療費助成については、現物給付化後の制度の円滑な運用に努めるとともに、事業の実施主体である市町村に対し、補助を行いました。	・引き続き、重度心身障害者の医療費助成を行う市町村に対し、補助を行います。	
8-(3)-②		(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課(障害)	②・障害のある人と医療関係者が円滑にコミュニケーションをとり、障害のある人が適切な医療を受けられるようにサポートするため、既往症、投薬、コミュニケーションのとり方等を記載した「受診サポート手帳」の普及を図るとともに、医療機関と障害のある人の団体との連携体制づくりをサポートします。	・「受診サポート手帳」を各市町村や特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒に配布するとともに、「受診サポートセミナー」を2月に館山市で開催しました。	・今年度も「受診サポート手帳」の作成・配布と、「受診サポートセミナー」の開催等を通じた普及に努めます。	・「受診サポート手帳」を各市町村や特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒に配布するとともに、「受診サポートセミナー」を3月にいすみ市で開催しました。	・今年度も「受診サポート手帳」の作成・配布と、「受診サポートセミナー」の開催等を通じた普及に努めます。	
8-(3)-③		(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課(地域)、疾病対策課	③・難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各市町村、社会福祉関係者において、病状の変化や進行、福祉ニーズ等に配慮して実施されるよう理解と協力の促進を図ります。 ・市町村と連携し、難病患者等のニーズを踏まえた障害福祉サービスの利用促進を図るとともに、国の難病患者等に対する制度改革を踏まえた相談支援機能の充実・強化を図ります。 ・難病患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応した相談や支援ができるよう、引き続き総合難病相談・支援センター及び県内9箇所に設置した地域難病相談・支援センターを拠点として、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や患者・家族間の交流の促進、難病への理解促進等に取組みます。 ・また、保健所において、保健師による訪問相談、医師、看護師、理学療法士等による医療相談や訪問指導等を引き続き、実施します。	・相談支援体制整備に係る市町村会議を開催し、情報共有・意見交換を行いました。 ・難病法により、指定難病が306疾患に拡充され、医療費助成対象となったことから、相談支援対象も拡充し支援を行っています。 ・難病患者等の療養支援として、総合相談支援センター及び県内9ヵ所の地域相談支援センターが日常生活における相談・支援等に加え、就労支援に取り組みました。 ・保健所では、保健師や訪問相談員による訪問指導、専門職による相談事業、患者家族の集いの開催を行っています。	・引き続き、相談支援体制整備に係る市町村会議を開催し、情報共有・意見交換を行います。また、難病患者等を含めた地域相談支援の連携に係る中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置促進を図るための検討を行います。 ・今後も総合難病相談センター及び県内9ヵ所の地域相談支援センターを拠点とした相談支援の実施、地域関係機関と連携した支援対策を一層推進します。 ・保健所では保健師による訪問相談、医師、看護師、理学療法士等による医療相談や訪問指導等を引き続き実施します。	・難病患者等を含めた地域相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置促進について、千葉県総合支援協議会相談支援専門部会において協議を行いました。 ・難病法により、指定難病306疾患に対する医療費助成を行うとともに、相談支援事業も行ってきました。 ・難病患者等の療養支援として、総合難病相談支援センター及び県内9ヵ所の地域難病相談支援センターが日常生活等の相談支援等に加え、就労支援に取り組みました。 ・保健所では、保健師や訪問相談員による訪問指導、専門職による相談事業、患者家族の集いの開催を引き続き行っています。	・相談支援専門部会で取りまとめた基幹相談支援センターの設置モデルを市町村に提示するとともに、研修会等の実施により設置促進を支援します。 ・今後も総合難病相談支援センター及び県内9ヵ所の地域難病相談支援センターを拠点とし、従来の相談支援事業に加え、就労支援やピアサポート事業を行うとともに、地域関係機関と連携した支援対策を推進します。 ・保健所では保健師による訪問相談、医師、看護師、理学療法士等による医療相談や訪問指導等を引き続き実施します。	
8-(3)-④		(3)保健と医療に関する支援	健康づくり支援課	④・リハビリテーションの充実のため、引き続き千葉県リハビリテーション支援センターを県内に1ヵ所及び地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏ごとに1ヵ所設置し、これらの支援センターを中心に、慢性期の人のリハビリテーションの実施や在宅への橋渡しについては、個別の相談に応じ、具体的な対応を含めて検討していきます。 ・また、千葉県地域リハビリテーション協議会等を活用し、関係機関に広く意見を求め、地域リハビリテーション支援体制の整備を推進します。	・引き続き、千葉県リハビリテーション支援センターを県内1箇所、地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏毎に計9箇所設置しました。 ・「千葉県地域リハビリテーション連携指針」の見直しのため、千葉県地域リハビリテーション協議会の下に検討部会を設置し、検討結果を報告書としてまとめました。	・報告書を踏まえ、県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの機能・役割の見直しを行います。 ・今後とも関係機関と連携し、地域リハビリテーション支援体制の整備を進めていきます。	・引き続き、千葉県リハビリテーション支援センターを県内1箇所、地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏毎に計9箇所設置しました。 ・「千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱」を改正し、県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの機能・役割を見直しました(平成29年4月1日適用)。	・平成27年度にまとめた報告書において、圏域全体へ支援を広げるためには各圏域に1ヵ所の広域支援センターだけでは、マンパワーが不足しているとの指摘があったことから、各広域支援センターの支援機能を補完する機関を指定します。 ・今後とも関係機関と連携し、地域リハビリテーション支援体制の整備を進めていきます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
8-(3)-⑤		(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課(通報・精神)	⑤・精神科病院における急性期治療を中心とした医療への転換や精神科医療機関及び関係機関の協力の下に、入院中心の医療から、地域での生活を支える医療体制・機能の充実に向けに取り組めます。 ・精神科病院や総合病院精神科と精神科診療所の連携による手厚い地域医療体制の実現を目指します。 ・身近な地域で、医療と福祉の緊密な連携による包括的相談支援体制の構築と充実強化を図るため、地域自立支援協議会の充実・強化に向けた支援や、ピアサポーターも含めた地域における相談支援関係機関等によるネットワークづくりの促進等に取り組めます。	・県内4ブロックにおいて、それぞれ精神科救急医療システムの事務説明会を行い、各関係機関に精神科救急医療システムの円滑な実施について再度確認を行いました。 ・精神科病院、総合病院精神科、精神科診療所も含めて、精神科救急の入院の要否基準をテーマに連携研修会を行いました。 ・圏域連携コーディネーターを配置し、病院、障害福祉サービス事業所等の連携を図りました。 ・医療と福祉の緊密な連携による包括的相談支援体制の構築と充実強化を図り、相談支援関係機関等によるネットワークづくりの促進に取り組めます。	・精神科救急医療システムの事業費や体制について見直しを行い、参画医療機関の拡充に努め、医療体制・機能の充実に向けに取り組めます。 ・精神科病院、総合病院精神科、精神科診療所も含めた連携研修会を行い、地域体制の充実に目指します。 ・医療と福祉の緊密な連携による包括的相談支援体制の構築と充実強化を図り、相談支援関係機関等によるネットワークづくりの促進に取り組めます。	・精神科救急医療体制の円滑な実施を目的として、事務説明会や研修会を前年度同様に開催しました。 ・さらに同体制の機能充実に目的として要綱改正を行い、精神科救急医療に対応できる医療機関を増やしました。 ・圏域連携コーディネーターを配置し、病院、障害福祉サービス事業所等の連携を図りました。また、コーディネーター会議を開催し、県内の情報共有を図りました。さらに、精神障害者地域移行支援協議会には相談支援関係機関等の他、当事者も参加しました。 ・精神障害者の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を積極的に取り組んでいると認められる病院に対し、「千葉県精神障害者地域移行支援・地域定着協力病院」として11病院の認定を行いました。	・精神科救急医療システムの参画病院に対する事務説明会や情報交換会を開催し、今後も精神科救急医療システムの体制の充実に目指します。 ・精神科病院、総合病院精神科、精神科診療所も含めた連携研修会を行い、地域体制の充実に目指します。 ・圏域連携コーディネーターを通じて、医療と福祉の緊密な連携による包括的相談支援体制の構築と充実強化を図り、相談支援関係機関等によるネットワークづくりの促進に取り組めます。 ・引き続き、千葉県精神障害者地域移行支援・地域定着協力病院の認定病院を増やします。	
8-(3)-⑥		(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課(通報・精神)	⑥・発症からできるだけ早期に精神科に受診できるよう、保健サービスや一般の医療機関と精神科医療機関との連携等について検討します。 ・また、県内の児童思春期・アルコール(薬物)依存症・摂食障害の専門治療を行う精神科医療機関情報を相談支援機関に提供し、適切な医療機関等を紹介する体制の充実に図ります。 ・精神保健福祉センター、健康福祉センター(保健所)、市町村、教育機関、精神医療保健福祉関係団体が、相互に連携してこころの健康の保持・増進について継続して普及啓発を行い、精神疾患が生活習慣病と同じく、誰もがかかりうる病気であることについての認知度を高めます。	・精神科救急システムにおける一般科と精神科の円滑な連携を進めるため「身体合併症対応協力病院」の仕組みを検討しました。 ・専門治療を行う精神科医療機関情報を相談支援機関に提供しました。 ・こころの健康の保持・増進等について普及啓発を行うため、県民も対象とした心の健康フェアや心のふれあいフェスティバル等を実施しました。	・平成27年度に検討した「身体合併症対応協力病院」の仕組みを精神科救急システム連絡調整委員会で精査し、この仕組みの実施に向けた取り組みを進めます。 ・今後も専門治療を行う精神科医療機関情報を相談支援機関に提供します。 ・こころの健康の保持・増進等について普及啓発を行うため、県民も対象とした心の健康フェアや心のふれあいフェスティバル等を行います。	・精神科救急医療システムにおける身体合併症対応協力病院の運営要領を制定し、対応協力病院として5医療機関の登録を行いました。 ・専門治療を行う精神科医療機関情報を相談支援機関に提供しました。 ・こころの健康の保持・増進等について普及啓発を行うため、県民も対象とした心の健康フェアや心のふれあいフェスティバル等を実施しました。	・身体合併症対応協力病院の登録を増やし、体制の強化・充実に図ります。 ・今後も専門治療を行う精神科医療機関情報を相談支援機関に提供します。 ・こころの健康の保持・増進について、関係団体と連携しながら継続して普及啓発を行います。	
8-(3)-⑦		(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課(法人)	⑦・施設や在宅の障害のある人や子どもに対し、巡回歯科診療車(ビーバー号)により定期的な歯科健診や歯科保健指導を実施する心身障害児者歯科保健巡回指導事業(ビーバー号事業)を、一般社団法人千葉県歯科医師会に委託して、引き続き、実施します。	・巡回歯科診療車(以下、「ビーバー号」という。)が年間63回出勤し、1,590人に対し健診指導を行いました。 ・ビーバー号の老朽化のため、大型車両1台を更新するとともに、新たに小型車両1台を購入し、2台体制として体制強化を図りました。また、同小型車により、大型車が入れない施設における診療が可能になりました。	・引き続き、千葉県歯科医師会に委託し、障害のある人への歯科健診を実施します。	・巡回歯科診療車(以下、「ビーバー号」という。)が年間74回出勤し、2,406人に対し健診指導を行いました。	・引き続き、千葉県歯科医師会に委託し、障害のある人への歯科健診を実施します。	8-8 ビーバー号による障害者支援施設及び障害児入所施設での歯科検診実施率(%)
8-(3)-⑧		(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課(法人)	⑧・全身性の障害を持つ人や抵抗力の弱い人への口腔機能管理について、施設職員及び保護者等を含めて周知を図ります。 ・また、障害のある人や子どもが地域で安心して歯科相談や歯科治療を受けられる環境となるよう、ビーバー号事業などを契機として施設や家庭において、障害のある人や子どもが定期的に口腔機能管理や治療、相談等が受けられる「かかりつけ歯科医」の普及を図ります。	・ビーバー号が年間63回出勤し、1,066人に対し保健教育を行いました。 ・ビーバー号の老朽化のため、大型車両1台を更新するとともに、新たに小型車両1台を購入し、2台体制として体制強化を図りました。また、同小型車により、大型車が入れない施設における診療が可能になりました。 ・「障がい児(者)一次受け入れ協力歯科医リスト」を作成し、施設に周知しました。	・引き続き、千葉県歯科医師会に委託し、障害のある人への歯科保健指導を実施します。 ・「障がい児(者)一次受け入れ協力歯科医リスト」の周知を継続します。	・ビーバー号が年間74回出勤し、1,338人に対し保健教育を行いました。 ・「障がい児(者)一次受け入れ協力歯科医リスト」を作成し、施設に周知しました。	・引き続き、千葉県歯科医師会に委託し、障害のある人への歯科保健指導を実施します。	
8-(4)-①	8 その他各視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課(障害)	①・障害者スポーツの一層の普及と障害のある人の理解の促進等のため、東京パラリンピックでの本県選手の活躍を目指し、障害者スポーツに関わる団体間の連携強化、選手への支援強化に取り組めます。	・東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業を実施し、障害者スポーツ競技組織整備、障害者アスリートの掘り起こし及び障害者アスリートの強化支援を実施しました。	・引き続き当該事業を実施することにより、障害者スポーツの一層の普及と障害のある人への理解の促進に努めるとともに、東京パラリンピックでの千葉県選手の活躍に寄与します。	・東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業を実施し、障害者スポーツ競技組織整備、障害者アスリートの掘り起こし及び障害者アスリートの強化支援を実施しました。	・引き続き当該事業を実施することにより、障害者スポーツの一層の普及と障害のある人への理解の促進に努めるとともに、東京パラリンピックでの千葉県選手の活躍に寄与します。	
8-(4)-②		(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課(障害)	②・障害のある人のスポーツ・レクリエーションの拠点施設である千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの利用を促進するため、引き続き、利用者のニーズに対応できる設備の充実等を図るほか、各種情報媒体を活用した広報活動を推進します。 ・あわせて、周辺施設との連携等によりスポーツ・レクリエーションセンターの拠点としての機能充実に図るとともに、地域におけるスポーツ施設等の利用促進を図る方法について検討します。	・広域利用の拡大に向けて、各種講座について、ポスター、リーフレット、広報紙及びホームページ等を通じて県内各市町村等への広報を強化しています。 ・競技用具を整備することにより対応可能競技の充実に図るとともに、関係機関と連携することにより機能充実に図っています。	・広報活動を継続するとともに、より有効な広報の方法を検討します。 ・利用者のニーズ等を把握することにより、より充実した施設となるよう努めます。	・広域利用の拡大に向けて、各種講座について、ポスター、リーフレット、広報紙及びホームページ等を通じて県内各市町村等への広報を強化しています。	・広報活動を継続するとともに、より有効な広報の方法を検討します。 ・利用者のニーズ等を把握することにより、より充実した施設となるよう努めます。	
8-(4)-③		(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課(障害)	③・一般社団法人千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会、障害当事者団体など関係団体との連携、障害者スポーツ指導者の養成、千葉県障害者スポーツ大会の競技種目の拡大・充実、選手への支援強化に取り組むこと、全国障害者スポーツ大会における本県選手団のさらなる躍進を目指します。 ・また、千葉県障害者スポーツ大会について、障害のある人が幅広く参加できるよう、その内容の充実に図ります。	・一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会(旧:千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会)及び関係団体と連携し、千葉県障害者スポーツ大会実行委員会を組織し、競技種目の拡大・充実等の内容について検討を行いました。 ・また、選手への支援強化に取り組むことにより、全国大会において過去最多(千葉大会を除く)の金メダルを獲得することができました。	・関係団体との連携をより一層密にすることにより、千葉県障害者スポーツ大会の内容の充実に努め、参加者の拡大を図るとともに、選手への支援を強化することにより、全国大会における選手の活躍をサポートします。	・一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会及び関係団体と連携し、千葉県障害者スポーツ大会実行委員会を組織し、競技種目の拡大・充実等の内容について検討を行いました。 ・また、選手への支援強化に取り組むことにより、全国大会において全国第2位の金メダル数を獲得することができました。	・関係団体との連携をより一層密にすることにより、千葉県障害者スポーツ大会の内容の充実に努め、参加者の拡大を図るとともに、選手への支援を強化することにより、全国大会における選手の活躍をサポートします。	8-9 障害者スポーツ指導員の養成者数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
8-(4)-④		(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課(障害)	④・障害のある人が、気軽にスポーツ指導を受けることができるよう、幅広い種目の指導者の養成を図るとともに、障害者スポーツ指導者の登録情報のホームページなどでの発信など、登録している指導者から気軽に指導を受けられ、スポーツを楽しめるような仕組みづくりを検討します。	・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認の初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を実施し、41名の指導者を養成しました。 また、障がい者スポーツ指導者研修会を実施し、障害者スポーツ指導者のスキルアップを図りました。	・障がい者スポーツ指導員の増加を図るとともに、指導員のスキルアップに努めていきます。	・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認の初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を実施し、35名の指導者を養成しました。 また、障がい者スポーツ指導者研修会を実施し、障害者スポーツ指導者のスキルアップを図りました。	・障がい者スポーツ指導員の増加を図るとともに、指導員のスキルアップに努めていきます。	
8-(4)-⑤		(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課(計画) 障害福祉事業課(法人)	⑤・障害のある人が制作する芸術・文化作品や芸能を発表する場として、障害のある人の団体が主催する発表会を共催するほか、文化・芸術関連行事を後援し、発表機会の確保と充実に努めます。 ・また、様々な交流を促進するため、障害のある人が参加しやすい行事が増えるよう、広報・啓発活動に努めます。	・千葉県が千葉県知的障害者福祉協会に委託して、平成27年12月1日(火)に開催された「さわやか芸能発表会」は千葉県文化会館大ホールを会場に、約1,500名が参加し、知的障害者に対する理解と認識を深め、自立と社会参加の促進に寄与しました。 ・内閣府主催の平成27年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」作品募集に協力し、障害者からの応募作品を含む優秀作品を推薦しました。	・障害のある人の団体が主催する発表会を共催するほか、文化・芸術関連行事を後援し、発表機会の確保と充実に努めます。 ・障害のある人が参加しやすい行事が増えるよう、広報・啓発活動に努めます。 ・28年度についても内閣府の「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」作品募集に協力していきます。	・千葉県が千葉県知的障害者福祉協会に委託して、平成28年12月1日(火)に開催された「さわやか芸能発表会」は千葉県文化会館大ホールを会場に、約1,500名が参加し、知的障害者に対する理解と認識を深め、自立と社会参加の促進に寄与しました。 ・内閣府主催の平成28年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」作品募集に協力し、障害者からの応募作品を含む優秀作品を推薦しました。	・障害のある人の団体が主催する発表会を共催するほか、文化・芸術関連行事を後援し、発表機会の確保と充実に努めます。 ・障害のある人が参加しやすい行事が増えるよう、広報・啓発活動に努めます。 ・29年度についても内閣府の「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」作品募集に協力していきます。	
8-(5)-公-①	8 その他各視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援 ○公共施設等のバリアフリー化	建築指導課、管財課、(教)財務施設課	①・障害のある人や高齢者が、安心して快適に暮らすことができるよう、病院、公共施設等の建築物のバリアフリー化の一層の推進に向け、バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、支援制度の活用や建築物のバリアフリー化の普及啓発を行います。 ・また、県庁舎等の公共施設の整備に当たっては、今後もバリアフリー化に努め、市町村等にも働きかけます。県立高等学校のバリアフリー化を推進するためエレベーター、多機能型トイレの整備を進めます。 ・また、疾病や障害等により体温調整が困難な児童生徒のために、特別支援学校の工芸室などの作業実習室に空調設備を整備します。	・県庁舎等の公共施設は、おおむねバリアフリー化が図られているが、管理に当たっては、利用する人の視点に立って、確認を行うなど機能が維持できるよう努めました。 ・バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、支援制度の活用や建築物のバリアフリー化の普及啓発を行いました。 ・県立高等学校の多機能型トイレについては、平成27年度は2校に整備しました。 ・特別支援学校の作業実習室空調設備については、平成27年度は8校に整備しました。 ・県立高等学校にエレベーターの整備を進めることができました。	・県庁舎等の公共施設の整備に当たっては、今後もバリアフリー化に努めます。 ・バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、引き続き普及及び取り組みます。 ・県立高等学校の多機能型トイレについては障害のある生徒の入学・在籍状況に応じて整備します。 ・特別支援学校の作業実習室空調設備については、平成28年度は5校に整備する予定です。 ・県立高等学校へエレベーターの整備に努めます。	・県庁舎等の管理に当たっては、利用する人の視点に立って、確認を行うなど機能が維持できるよう努めました。 ・バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、引き続き普及及び認定を通じて、建築物のバリアフリー化の普及啓発を行いました。 ・県立高等学校の多機能型トイレについて、平成28年度は1校に整備しました。 ・特別支援学校の作業実習室空調設備について、平成28年度は5校に整備する予定です。	・県庁舎の整備に当たっては、今後もバリアフリー化に努めます。 ・バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、引き続き普及啓発に取り組みます。 ・県立高等学校の多機能型トイレについては障害のある生徒の入学・在籍状況に応じて整備します。 ・特別支援学校の作業実習室空調設備について、平成29年度は9校に整備する予定です。	
8-(5)-公-②		(5)住まいとまちづくりに関する支援 ○公共施設等のバリアフリー化	公園緑地課、都市計画課、建築指導課、健康福祉指導課	②・バリアフリー法やまちづくり条例に基づいて、障害のある人や高齢者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備を促進するために、施設所有者等に対する指導や助言を行います。 ・商業施設や特定路外駐車場のバリアフリー化を促進するため、引き続き制度の周知・指導を行うとともに、バリアフリー基準の審査に係る情報提供や相談等に適切に対応します。	・公園緑地課としては、障害のある人や高齢者が安全にかつ快適に利用できる施設(駐車場・トイレ)の整備工事を実施しました。 ・全国駐車場政策担当者会議において、国から特定路外駐車場のバリアフリー化の方策、啓発等が示されたことを踏まえ、会議資料を各市町村へ情報提供することにより、制度の周知を図りました。 ・バリアフリー法やまちづくり条例に基づいて、施設所有者等に対する指導や助言を行いました。 ・平成28年1月に「千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を改定しました。	・公園緑地課としては、引き続きバリアフリー法、まちづくり条例及び移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置を定める条例に基づき施設の整備に努めたい。 ・特定路外駐車場における車いす使用者用駐車施設の整備促進や、適正利用のための啓発を図るため、引き続き各市町村への情報提供や相談等に適切に対応していきます。 ・バリアフリー法やまちづくり条例に基づいて、施設所有者等に対する指導や助言を行いました。 ・平成28年1月に「千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を改定しました。	・公園緑地課としては、障害のある人や高齢者が安全にかつ快適に利用できる多目的トイレを新たに1公園で供用開始し、目標を達成することができました。 ・各種バリアフリー関連の会議に出席し情報収集に努め、関係市町村への情報提供や相談業務を行った。 ・バリアフリー法やまちづくり条例に基づいて、施設所有者等に対する指導や助言を行いました。 ・施設管理者等に対する指導・助言を行うとともに、まちづくり条例に適合する施設の公表を行いました。	・公園緑地課としては、引き続きバリアフリー法、まちづくり条例及び移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置を定める条例に基づいた施設の整備に努めたい。 ・特定路外駐車場における車いす使用者用駐車施設の整備促進や、適正利用のための啓発を図るため、引き続き各市町村への情報提供や相談等に適切に対応していく。 ・バリアフリー法やまちづくり条例に基づいて、施設所有者等に対する指導や助言を行いました。 ・施設管理者等に対する指導・助言を行うとともに、まちづくり条例に適合する施設の公表を行っていきます。	8-10 障害者駐車場が整備されている県立公園(公園数)(整備率(%)) 8-11 多機能トイレが整備されている県立公園(公園数)
8-(5)-公-③		(5)住まいとまちづくりに関する支援 ○公共施設等のバリアフリー化	交通計画課	③・鉄道駅のエレベーターやホームドア、内方線付き点状ブロック等の整備及びバス事業者におけるノンステップバスの導入を促進するため、引き続き支援を行います。	・鉄道駅バリアフリー設備整備については、2駅3基(2市)のエレベーター、5駅7面14線(3市)の内方線付き点状ブロックに対し補助を行いました。 ・ノンステップバスの導入については、ノンステップバス46台(8事業者)リフト付きバス1台(1事業者)に対し補助を行いました。	・鉄道駅バリアフリー設備整備については、今後も平成32年度末までに100%の目標を目指し、補助を行います。 ・ノンステップバスの導入については、今後も平成32年度末までに70%の目標を目指し、補助を行います。	・鉄道駅バリアフリー設備整備については、3駅4基(3市)のエレベーターに対し補助を行いました。 ・ノンステップバスの導入については、ノンステップバス16台(5事業者)に対し補助を行いました。	・鉄道駅バリアフリー設備整備については、今後も平成32年度末までに100%の目標を目指し、補助を行います。 ・ノンステップバスの導入については、今後も平成32年度末までに70%の目標を目指し、補助を行います。	8-12 主要駅エレベーター・エスカレーターの整備率(%) 8-13 乗合バス車両のノンステップバスの導入率(%)
8-(5)-公-④		(5)住まいとまちづくりに関する支援 ○公共施設等のバリアフリー化	(警)交通規制課	④・音響信号機や高齢者等感知信号機などの「バリアフリー対応型信号機」の設置を推進します。また、横断歩道であることを表示する道路標識・標示については、障害特性に配慮した整備を推進します。	・音響信号機7基、高齢者等感知信号機3基を整備したほか、視認性に優れた高輝度道路標識・標示の整備を推進しました。	・障害者の利用実態や要望等を踏まえ、引き続き障害特性に配慮した交通安全施設の整備を推進します。	・音響信号機2基、高齢者等感知信号機3基を整備したほか、視認性に優れた高輝度道路標識・標示の整備を推進しました。	・障害者の利用実態や要望等を踏まえ、引き続き障害特性に配慮した交通安全施設の整備を推進します。	
8-(5)-住-①	8 その他各視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援 ○住まいのバリアフリー化	住宅課	①・公営住宅のバリアフリー化を引き続き実施していくほか、更なる高齢社会に向けた公営住宅の整備・管理のあり方について検討を深めます。	・千城台西泉営住宅(47戸)の建替え及び鎌ヶ谷四本櫓泉営住宅(58戸)の新築を実施し、合計107戸のバリアフリー化仕様の県営住宅を整備しました。	・障害者計画に記載された取組の方向性及び数値目標の進捗状況を踏まえ、引き続きバリアフリー化された住宅数の増加に取組む予定です。	・千城台西泉営住宅18号棟、19号棟(計107戸)の建替えを実施し、バリアフリー化仕様の県営住宅を整備しました。	・障害者計画に記載された取組の方向性及び数値目標の進捗状況を踏まえ、引き続きバリアフリー化された住宅数の増加に取組む予定です。	8-14 県営住宅のうちバリアフリー化された住宅数
8-(5)-住-②		(5)住まいとまちづくりに関する支援 ○住まいのバリアフリー化	住宅課	②・民間住宅のバリアフリーについては、住宅リフォームに関する講習会や相談会の実施、県ホームページや市町村窓口等を通じた情報提供を行います。	・県民向けの講習会及び相談会の実施(計3回)、県ホームページ等を通じた情報提供を行いました。	・引続き講習会等の開催、県ホームページや市町村窓口等を通じた情報提供を行います。	・県民向けの講習会及び相談会の実施(計2回)、県ホームページ等を通じた情報提供を行いました。	・引続き講習会等の開催、県ホームページや市町村窓口等を通じた情報提供を行います。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の実施結果	取組結果への対応（27→28年度）	28年度の実施結果	取組結果への対応（28→29年度）	関連数値目標
8-（5）-こ-①	8 その他各視点から取り組むべき事項	（5）住まいとまちづくりに関する支援 ○こころのバリアフリー化	障害者福祉推進課（権利）	①・「障害者条例」に基づく活動、障害当事者をはじめとする県民が主体となった取組を進めることにより、「心のバリアフリー」を一層浸透させていきます。 ・また、障害者週間等を通じて、啓発・広報活動の充実に努めます。 ・また、障害者団体等が行う全県規模の大会やイベント、地域単位での行事等の開催に対して支援や助言を行います。	・県民の日（6月15日）と障害者週間（12月9日）に千葉駅前で広報用チラシを折り入れたティッシュ配りの広報活動を行いました。	・障害者条例の認知率が2割を下回っている（平成25年度世論調査）という現状を鑑み、今後も障害者条例の啓発・広報活動に取り組みます。	・県民の日（6月15日）に千葉駅前で広報用チラシを折り入れたティッシュ配りの広報活動を行いました。	・今後も障害者条例の啓発・広報活動に取り組みます。	
8-（5）-こ-②		（5）住まいとまちづくりに関する支援 ○こころのバリアフリー化	総務課、交通計画課、障害者福祉推進課（権利）	②・公共機関職員等に対する障害特性の理解促進を図るため、「心のバリアフリー」研修について、研修内容を検討し実施していきます。 ・また、バリアフリー法の趣旨を理解するとともに、各自治体等のバリアフリー事業の一助とするため、市町村職員や県職員等を対象に、バリアフリー教室を実施していきます。	・パワーアップ研修「心のバリアフリー」を平成27年11月5日に実施。障害当事者の生の声を聞き、実習を通じて「心のバリアフリー」を理解する内容。研修修了者19名。 ・市町村職員や県職員等を対象に、関東技術事務所（松戸市）で障害者疑似体験等を行うバリアフリー教室を実施しました。 ・平成28年4月から障害者差別解消法が施行されることに伴い、県職員を対象として同法の趣旨等を内容とした研修を計5回開催しました。また、障害福祉課の担当者が国が主催するバリアフリーネットワーク会議・バリアフリー教室に出席し、バリアフリー法に関する理解を深めました。	・平成28年度は同研修を11月2日に実施予定です。 ・今後も、各自治体等のバリアフリー事業の一助となるよう、バリアフリー教室を実施していきたい。 ・障害者差別解消法の趣旨である共生社会実現のため、啓発・広報活動等の必要な取組を行っていきます。	・市町村職員や県職員等を対象に、日本大学船橋キャンパス及び船橋日大前駅で障害者疑似体験等を行うバリアフリー教室を実施しました。 ・パワーアップ研修「心のバリアフリー」を平成28年11月2日に実施。障害当事者の生の声を聞き、実習を通じて「心のバリアフリー」を理解する内容。研修修了者19名。 ・4月の新採職員研修に「障害のある人に対する配慮と差別」の科目を新設。障害者差別解消法等について理解する内容。研修修了者495名。 ・特別セミナーは、「聴覚障害者とのコミュニケーションについて」をテーマとして実施し、手話言語条例や聴覚障害者についての理解を深めた。セミナー参加者30名。 ・平成28年4月から施行された障害者差別解消法の趣旨等の周知を図るため、希望のあった4所属へ講師を派遣し、研修を実施しました。	・今後も、各自治体等のバリアフリー事業の一助となるよう、バリアフリー教室を実施していきたい。 ・平成29年度は「心のバリアフリー」研修を11月1日に実施予定です。 ・新採研修についても平成28年度と同様に実施します。 ・障害者差別解消法の趣旨である共生社会実現のため、啓発・広報活動等の必要な取組を行っていきます。	
8-（5）-入-①	8 その他各視点から取り組むべき事項	（5）住まいとまちづくりに関する支援 ○公営住宅の供給と民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進	住宅課	①・公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続していきます。	・公営住宅において障害者世帯を一般世帯より優先入居する措置を講じました。	・公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続します。	・公営住宅において障害者世帯を一般世帯より優先入居する措置を講じました。	・公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続します。	
8-（5）-入-②		（5）住まいとまちづくりに関する支援 ○公営住宅の供給と民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進	住宅課	②・民間賃貸住宅への円滑な入居については、千葉県あんしん賃貸支援事業に協力する不動産仲介業者や入居を受け入れる住宅を登録し、県ホームページで情報提供を行います。 ・また、引き続き、関係機関と連携を図りながら、障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協議等を行います。	・不動産仲介業者（協力店）及び住宅の登録を行い、県ホームページ等で情報提供を行いました。（H28.3末時点の登録数 協力店 134件、住宅45件） ・また、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会において、市町村及び関係団体等と必要な協議を行いました。	・引き続き、千葉県あんしん賃貸支援事業の推進に努めます。 ・また、関係機関と連携を図りながら、必要な協議等を行います。	・不動産仲介業者（協力店）及び住宅の登録を行い、県ホームページ等で情報提供を行いました。（H29.3末時点の登録数 協力店 140件、住宅54件） ・また、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会において、市町村及び関係団体等と必要な協議を行いました。	・引き続き、千葉県あんしん賃貸支援事業の推進に努めます。 ・また、関係機関と連携を図りながら、必要な協議等を行います。	
8-（5）-交-①	8 その他各視点から取り組むべき事項	（5）住まいとまちづくりに関する支援 ○公共交通機関等の利用の促進	障害者福祉推進課（手帳・精神）	①・障害のある人の快適で暮らしやすい生活環境づくりを支援するために、障害のある人に対するJR等鉄道会社の旅客運賃割引については、距離制限を撤廃し、有料道路通行料金の割引については、車両制限を撤廃するよう関係機関に求めています。 ・また、精神保健福祉手帳に写真が貼付されることとなったことを踏まえ、JR等旅客運賃、航空旅客運賃、有料道路通行料金等の割引を広く障害者に適用するよう、各種の機会を通じて国など関係機関に働きかけていきます。	・障害者に対する公共交通機関等の運賃割引制度の拡充について、16大都市府県障害福祉主管課長会を通じ、国への要望活動を行ったところです。	・引き続き、国への要望活動を行って行きます。	・障害者に対する公共交通機関等の運賃割引制度の充実について、16大都市府県障害福祉主管課長会、関東甲信ブロック民生主管部（局）長会議、全国知事会における提案・要望等の機会を通じて国へ要望を行いました。 ・県内に本社を置く鉄道事業者については、平成29年3月、精神障害者への運賃割引の適用について、直接要請したところです。	・今後も、国への要望活動を継続していきます。	
8-（6）-①	8 その他各視点から取り組むべき事項	（6）暮らしの安全・安心に関する支援	防災政策課	①・改正災害対策基本法や指針、総合支援協議会での検討結果を踏まえ、「災害時要援護者 避難支援の手引き（平成21年10月策定）」を改訂し、市町村に配布するなどして市町村の取組を促進します。	・「災害時要援護者 避難支援の手引き（平成21年10月策定）」を、平成28年3月に「要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き」として改訂し、市町村に配布しました。	・作成した手引きを元に、要配慮者及び避難行動要支援者について施策を推進します。	市町村担当者会議等の場で避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定の促進について働きかけました。	引き続き、市町村における避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定の促進を働かけます。	8-15 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定着手市町村数

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
8-(6)-②		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉事業課(事業・法人) 防災政策課	②・災害時における障害のある人への支援体制について検討を行うため、市町村など関係者等との意見交換の場を設けます。 ・バリアフリーへの対応やあらかじめ本人に適した補装具等を保管するなど障害特性に配慮した避難所の整備を市町村に働きかけることや先進的な取組みを情報提供するなど、福祉避難所の充実に努めます。 ・また、障害のある人の防災拠点と関係市町村、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所の連携体制の構築に努めるとともに、これらの施設等で訓練等を実施します。 ・あわせて、防災拠点が未整備の圏域において施設整備の要望があった場合、防災拠点と一体的な整備にすることを条件とするなど、障害福祉サービスを運営している事業者に対して働きかけを行い、全ての障害福祉圏域に障害のある人の防災拠点の整備をすることを市町村を通じて促進します。	・福祉避難所の機能充実のため、整備補助を行いました。 ・防災拠点が未整備であった市川圏域において、避難スペース等の整備補助を行いました。 ・「災害時における避難所運営の手引き(平成21年10月策定)」を、平成28年3月に改訂し、市町村に配布しました。	・防災拠点について、整備要望があった場合、未整備である防災拠点圏域(山武、長生、市原)を中心に、整備の検討を行います。 ・作成した手引きを元に、要配慮者及び避難行動要支援者について施策を推進します。 ・作成した手引きを元に、障害特性に配慮した避難所の整備について市町村へ働きかけを行います。	・市町村担当者会議等の場で避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定の促進について働きかけました。 ・千葉県地域防災力向上総合支援補助金の活用により、市町村の避難所における要配慮者対策事業(福祉避難所での備蓄の整備等)に補助を実施しました。 ・市町村での福祉避難所の指定・協定について、「災害時における避難所運営の手引き」で目標としている小学校区あたり1か所以上の割合で行われるよう、会議等の場で働きかけを行った。 ・障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底として、障害者支援施設等の非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について調査を行いました。	・引き続き、市町村における避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定の促進を働かけます。 ・引き続き、千葉県地域防災力向上総合支援補助金により、市町村の避難所における要配慮者対策の促進を働かけます。 ・左記の目標を達成していない市町に対し、指定・協定の促進を働きかけていきます。 ・防災拠点について、整備要望があった場合、整備の検討を行います。 ・障害者支援施設等の非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況の実施状況を踏まえ、災害時における障害のある人への支援体制について検討を行います。	
8-(6)-③		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害者福祉推進課(障害)	③・災害時等の情報伝達のための人材確保として、災害時・緊急時においても聴覚障害のある人、視覚障害のある人、盲ろう者に対して必要な支援ができるよう手話通訳及び要約筆記、ガイドヘルパー、盲ろう者向け通訳・介助員の講習会を開催するなど人材養成に取り組めます。 ・一方、災害時に手話通訳者等の支援者が対応できない場合に備え、それぞれの障害特性に応じた簡易な情報伝達方法の検討にも取り組みます。	・手話通訳者及び要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成については、養成研修事業を実施し、手話通訳者19人、要約筆記者18人、盲ろう者向け通訳・介助員17人を養成しました。 ・盲ろう者向け通訳・介助員現任研修において、災害時対応についての指導を行いました。	・今年度も引き続き人材養成の事業を実施してまいります。	・手話通訳者及び要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成については、養成研修事業を実施し、手話通訳者33人、要約筆記者17人、盲ろう者向け通訳・介助員16人を養成しました。 ・盲ろう者向け通訳・介助員現任研修において、災害時対応についての指導を行いました。	・今年度も引き続き人材養成の事業を実施してまいります。	
8-(6)-④		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉事業課(法人) 防災政策課	④・県及び市町村が実施する防災訓練において、手話通訳者等の支援者と専門家の連携や障害特性に応じて避難行動要支援者対象の各種訓練を今後も積極的に取り入れます。	・「災害時要援護者 避難支援の手引き(平成21年10月策定)」を、平成28年3月に「要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き」として改訂し、市町村に配布しました。	・作成した手引きを元に、障害特性に応じた避難行動要支援者を対象とした訓練等の事前対策を促進します。	市町村担当者会議等の場で避難行動要支援者対策を踏まえた訓練を実施するよう、市町村に働きかけました。	引き続き、市町村に対して訓練の実施を働きかけていきます。	
8-(6)-⑤		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	(教)特別支援教育課	⑤・特別支援学校では、障害のある児童生徒の障害の状態や特性等に応じた避難情報の伝達・安否確認・避難状況の把握などが行えるよう、防災計画の立案と見直しに努めます。 ・また、福祉避難所指定を受けている8校以外の特別支援学校について、専門性を生かした地域連携を進めるため、障害のある人の避難場所となるよう、各市町の防災担当部署からの要請に応じて検討を進めます。	・平成27年度、福祉避難所指定を受けている特別支援学校は10校となり、福祉避難所指定に向けて各市と検討を進めている学校も増えています。	・特別支援学校の専門性を生かした福祉避難所の開設ができるよう、各市町村との連携を図ると共に、障害のある児童生徒の安全を確保できるように防災計画の立案と見直しに努めていきます。	・平成28年度、福祉避難所指定を受けている特別支援学校は12校となり、福祉避難所指定に向けて各市と検討を進めている学校も増えています。	・特別支援学校の専門性を生かした福祉避難所の開設ができるよう、各市町村との連携を図ると共に、障害のある児童生徒の安全を確保できるように防災計画の立案と見直しに努めていきます。	
8-(6)-⑥		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害者福祉推進課(精神)	⑥・大規模災害時における支援体制について、福祉の専門職、医療職とネットワーク体制を確立するなどして、災害派遣の福祉チームなど障害のある人の大規模災害時の支援体制について検討します。 ・また、東日本大震災の教訓を活かし、県内のDPATチーム編成に向けた検討を進めるとともに、派遣体制を整備し、県の地域防災計画に位置付けます。	・「災害時要援護者非難支援の手引き」(災害時における避難所運営の手引き)の改定に際し、精神障害者等への対応・支援内容を見直しました。 ・DPAT体制整備検討会議を開催(2回)、精神科医療機関に対してDPAT編成に関するアンケート調査、災害時を想定した訓練に複数回参加するなど、DPAT体制整備と理解・協力要請に努めました。	・28年度は、千葉県DPATチームの設置要綱を設け、日本精神病院協会千葉県支部及び県内精神科病院と協定を締結し、DPATチームが派遣できるよう備えます。また、実際の活動が円滑にできるよう、研修及び訓練への積極的な参加を呼びかけていきます。	・熊本地震に際し、8チーム26名のDPATを派遣しました。 ・DPAT研修を開催し、9医療機関36名が受講修了しました。また、DPAT事務局が開催する研修やCLDMAT研修にDPAT先遣隊(精神科医療センター)等が参加し、災害時に備えた体制整備に努めました。 ・県の地域防災計画にDPATの位置づけを行いました。	・引き続き、研修を実施し、DPATの体制整備に努めます。 ・また、精神障害のある人に対する災害時対応について検討していきます。	8-16 災害派遣精神医療チーム(DPAT)体制整備運営(検討)委員会の開催見込み数
8-(6)-⑦		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉事業課(事業)	⑦・障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、消防署等の関係機関と連携し適切に実施されるよう周知啓発し、スプリンクラーなどの消防設備の設置について支援に努めます。	・障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、消防署等の関係機関と連携し適切に実施されるよう周知啓発し、スプリンクラーなどの消防設備の設置について支援を行いました。	・引き続き、施設の防災安全対策について関係機関と連携し、周知啓発を行っていきます。 ・補助事業により、グループホーム等に対するスプリンクラー整備の支援を行います。	・障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、消防署等の関係機関と連携し適切に実施されるよう周知啓発し、グループホームのスプリンクラー整備について、県単独事業として補助を行いました。	・引き続き、施設の防災安全対策について関係機関と連携し、周知啓発を行っていきます。 ・補助事業により、グループホーム等に対するスプリンクラー整備の支援を行います。	
8-(6)-⑧		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害者福祉推進課(障害)、(警)警務部教養課、(警)地域部通信指令課、消防課	⑧・防犯対策について、関係者への障害特性等の理解の促進を図るため、知的障害のある人などの障害特性等の理解を広げるためのハンドブックを市役所町村役場、郵便局等の公共機関だけではなく交通機関、金融機関にも配布し、関係者の理解を促進します。 ・「110番の日」などのイベントを通じ広く県民に「メール110番」及び「FAX110番」の仕組みを積極的に広報します。また、メール110番による緊急通報の実演について、今後も継続的に実施します。 ・知的障害、視覚障害及び聴覚障害などの特性に配慮した警察活動のための警察における職員教育を今後も継続的に実施していきます。 ・障害のある人からの通報への対応について、県消防学校において行う、消防職員への教育を今後も継続的に実施していきます。	・千葉県聾学校の聴覚障害者に対し、パワーポイントを使用したメール110番の利用に関する講習を実施しました。 ・「110番の日」のイベントにおいて、メール110番、FAX110番、NTTが発行する電話お願い手帳の利用方法に関する広報活動を実施しました。 ・障害者支援団体の方を講師として招き、講演を1回、障害者施設(盲学校)の見学を1回実施し、障害者の特性に係る理解を深めました。	・今後も、聴覚障害者向けの講習会の実施や「110番の日」のイベントにおいて、メール110番、FAX110番等の利用方法について広報活動を実施します。 ・知的障害、視覚障害及び聴覚障害などの特性に配慮した警察活動を実施するため、職員教育を継続的に実施します。	・消防学校において、救急科の中で健康福祉に関する講義を行いました。 ・平成29年3月、総務省消防庁からの通知に基づき、関係機関へ「Net119緊急通報システム」の必要性を周知し、必要な取組を行っていただくよう理解を求めました。 ・ふれあいフェスタのイベントにおいて、メール110番、FAX110番、電話お願い手帳に関する広報活動を実施しました。 ・視覚、聴覚、発達障害者への対応についての講習を1回、各級任用課程等で障害者に配慮した応接対応について16回実施しました。 ・聴覚障害者の方を講師として招き、手話教養を21回実施しました。	・障害のある人への対応等について、県消防学校において行う消防職員への教育において、今後も継続的に実施していきます。 ・平成29年度においても、ふれあいフェスタ、110番の日のイベントにおいて、メール110番、FAX110番の広報活動などを実施する予定です。 ・今後も知的障害、視覚障害及び聴覚障害などの特性に配慮した警察活動のための、警察における職員教育を継続的に取り組んでいきます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	27年度の取組結果	取組結果への対応(27→28年度)	28年度の取組結果	取組結果への対応(28→29年度)	関連数値目標
8-(6)-⑨		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	(教)特別支援教育課、健康福祉指導課、くらし安全推進課	⑨・障害のある人を消費者被害から守るため、金銭管理、ロールプレイング方式による消費者教育や必要ときには誰かに手助けを求めることなど、自分自身を守る心構えを身に付けるカリキュラムを社会教育や学校の授業などに組み込みます。 ・あわせて、知的障害のある人や精神障害のある人など、適切な判断をすることに困難さがある人たちに対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度による支援を行います。 ・障害のある人やホームヘルパー、施設関係者等に対し、消費者センター等の相談窓口の周知、早期通報・相談の重要性についての啓発を進めます。	・特別支援学校副校長・教頭会議や教務主任連絡協議会等の中で障害のある児童生徒の消費者教育の重要性について説明し、各学校において計画的に取り組むように周知を行いました。 ・日常生活自立相談支援事業については、平成27年度から全市町村社会福祉協議会で実施する体制になり、利便性が向上したため、利用者数は目標値を大幅に上回り、1059人となりました。また成年後見制度については、成年後見制度の利用促進を図るため、千葉県社会福祉協議会を通じて、市町村、市町村社会福祉協議会、県民に対して、制度を周知するための講演会等を実施しました。 ・消費者センター等の相談窓口を掲載したクリアファイルの作成・配布及び学校向け広報紙を活用した窓口周知を図るとともに、特別支援学校等の高等部新3年生を対象とした若者向け消費者教育教材を配布しました。	・特別支援学校の専門性を生かした福祉避難所の開設ができるように各市町村との連携を図ると共に、障害のある児童生徒の安全を確保できるように防災計画の立案と見直しに努めていきます。 ・知的障害のある人や精神障害のある人の権利を擁護し、安心した地域生活が送ることができるよう、引き続き、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の周知を継続していきたい。 ・引き続き、相談窓口の周知を進めるとともに、早期通報・相談の重要性について理解を深めるための消費者教育を推進します。	・消費者センター等の相談窓口を掲載したクリアファイルの作成・配布及び県教育委員会発行の広報紙を活用した若者の消費者被害防止の注意喚起を図るとともに、特別支援学校等の高等部新3年生を対象とした若者向け消費者教育教材を配布しました。 ・日常生活自立相談支援事業については、平成27年度から全市町村社会福祉協議会で実施する体制になり、利便性が向上したため、利用者数は目標値を大幅に上回り、1159人となりました。また成年後見制度については、成年後見制度の利用促進を図るため、千葉県社会福祉協議会を通じて、市町村、市町村社会福祉協議会、県民に対して、制度を周知するための講演会等を実施しました。 ・次年度も各会議において、消費者教育の必要性を周知し、児童生徒の消費者教育を具体的な事例を挙げながら実施していくとともに、進路面談等の機会を利用するなどして、保護者等にも消費者被害から子供たちを守るための相談窓口等を周知していきます。	8-17 日常生活自立支援事業利用者数(再掲)	
8-(7)-①	8 その他各視点から取り組むべき事項	(7)障害のある人に関するマーク・標識の周知	障害者福祉推進課(障害)	1 障害のある人に関する各種のマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性等を伝えるものであると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものです。県や市町村などの公共施設においては、障害のある人に対応した設備や取組を示すマークの掲示を進めます。また、各種のマークの県民への周知と理解の促進を図り、マークの普及に努めます。あわせて、障害特性等の理解を広げるための啓発資料を市役所町村役場、郵便局等の公共機関や交通機関、金融機関にも配布し、関係者の理解を促進します。	・県内鉄道事業者及び乗合バス事業者あてに、障害のある人に関するマークの周知・普及等について、文書で依頼を行ったほか、各種会議等においても周知依頼を行いました。	・引き続き、ホームページや各種会議等を通じて、県民や市町村に対する働きかけを行っていきます。	・内部障害や難病の方等、外見では障害のあることが分からない方が、支援を必要としていることを表す「ヘルプマーク」を新たに、ホームページに掲載し、周知を図ったほか、各種会議等において、周知依頼を行いました。	・引き続き、ホームページや各種会議等を通じて、県民や市町村に対する働きかけを行っていきます。	